

A circular arrangement of ten cartoon children with various hair colors (brown, blonde, black, brown, dark brown, light brown, dark brown, brown, dark brown, black) and skin tones, all smiling and looking towards the center. They are wearing white collared shirts. The background is a light green gradient with small white star-like sparkles.

第2期大磯町

子ども笑顔

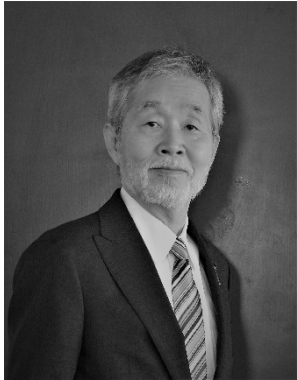
かがやきプラン

～子育てで選ばれる町！おおいそ～

令和2年3月

大磯町

計画の策定にあたって



子どもたちは、家庭をはじめ学校や地域などで、多くの友だちや大人と交流し、コミュニティに関わり、自然と触れ合うことで、様々なことを学び、発見しながら健やかに成長していきます。

また、複雑・多様化する社会の中、保護者や地域の大人たちも子どもたちが成長していく様子を見守り一緒に過ごす時間の中で、幸せや楽しさ、時には苦労を通して様々なことを学んでいます。

さて、本町では、子育ての第一義的な責任者である保護者を、家庭や地域、行政が一体となって支援していくための様々な施策を決定し、第1期「大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～」として策定しています。

この計画に基づき、子どもの健全育成、放課後児童対策、保護者の経済的負担及び待機児童の解消に向けた取り組みを進めてきたことで、若い世代の方々が本町に移り住み、子どもを産み育てることが見え始めています。そのことは、本町の合計特殊出生率が全国や神奈川県の上回るようになった変化からも読み取ることができます。

本町の子育て世代の皆様からは、子育てや教育にかかる費用が大きな負担となっていることや、子育てと仕事の両立支援を求める意見があり、また国では、待機児童ゼロを実現させるため、自治体に対し整備計画の策定を進める動きも示されていることも踏まえ、第2期計画では、保育所等を利用することができない保護者の皆様の不安や悩みを解消するため、保育定員の拡充を含めた保育施設の整備に取り組むことで待機児童対策を更に進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査へのご協力や、パブリックコメント等において貴重なご意見をお寄せくださいました町民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました大磯町子ども・子育て会議の委員の方々に対し、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

大磯町長



目 次

第1章 計画策定の趣旨.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間.....	2
第2章 大磯町の現状.....	3
1 大磯町の概況.....	3
2 人口・世帯等の推移.....	4
3 児童人口推計.....	8
第3章 計画の基本的な考え方.....	9
1 基本理念.....	9
2 基本的な考え方.....	9
3 計画の基本目標.....	10
4 計画の体系.....	12
第4章 大磯町の子育て世代を取り巻く現状と課題.....	13
1 幼稚園・保育所等の現状.....	13
2 主な子育て支援サービス事業の現状.....	16
3 アンケート結果から見える大磯町の子育て世帯の課題.....	23
第5章 施策の推進.....	41
施策の推進状況から見える課題.....	41
基本目標1：子どもたちの生きる力を育む環境づくり.....	42
基本目標2：子どもの心豊かな成長を育む環境づくり.....	47
基本目標3：子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり.....	51
基本目標4：地域が支える子育て環境づくり.....	56
基本目標5：子育てと仕事の両立支援.....	60
基本目標6：心配りが必要な子どもたちへの支援.....	63
第6章 子ども・子育て支援新制度の推進.....	69
1 「子ども・子育て支援新制度」の概要.....	69
2 「子ども・子育て支援新制度」の事業体系.....	70
3 保育の必要性の認定.....	72
4 子ども・子育て支援事業の整備量の算定.....	72
第7章 量の見込みと確保方策.....	74
1 教育・保育提供区域の設定.....	74
2 幼児期の教育・保育.....	74
3 地域子ども・子育て支援事業.....	77

4	教育・保育の一体的提供および推進体制の確保	91
5	基本指針に基づく任意記載事項	92
6	新・放課後子ども総合プラン	97
第8章	計画の進行管理	100
1	計画の推進体制	100
2	進捗状況の管理	101



第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

少子化の急速な進行や待機児童の増加など、家庭や地域の子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て支援関連3法」が制定され、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

これにより国は、必要な教育・保育ニーズに合わせた支援や、放課後児童に対する取り組みなど、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や地域での子ども・子育て支援の充実を図ってまいりました。

本町では、平成27年度から令和元年度までの5年間を計画期間とする「大磯町子ども笑顔かがやきプラン」（以下、「第1期計画」といいます。）を策定し、子育てで選ばれる町を目指し、幼稚園の統廃合、朝の子どもの居場所づくり事業、病後児保育事業の実施などをはじめとする教育・保育ニーズに対応するサービス提供を進めてきました。

この「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」（以下、「第2期計画」といいます。）は、第1期計画の期間終了に伴い、将来の大磯町のまちづくりを担う町の子どもたちが笑顔でかがやき、また、保護者の皆様が生き生きと子育てできるように、第1期計画を引き継ぎ、子ども・子育て支援の環境を整備し、より効果的な施策を展開するための施策を体系的にとりまとめ策定するものです。

また、第2期計画は、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、子どもの貧困対策にかかる計画を策定することについて努力義務とされたことに伴い、関連する町施策を継続的に実施し、子どもを取り巻く環境の変化や社会の変化を注視しながら、子どもの貧困対策等を包含した計画としてまいります。

【子ども・子育て関連3法の目的】

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、すべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度・財源を一元化して新しい仕組みを構築し、

「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」

「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」

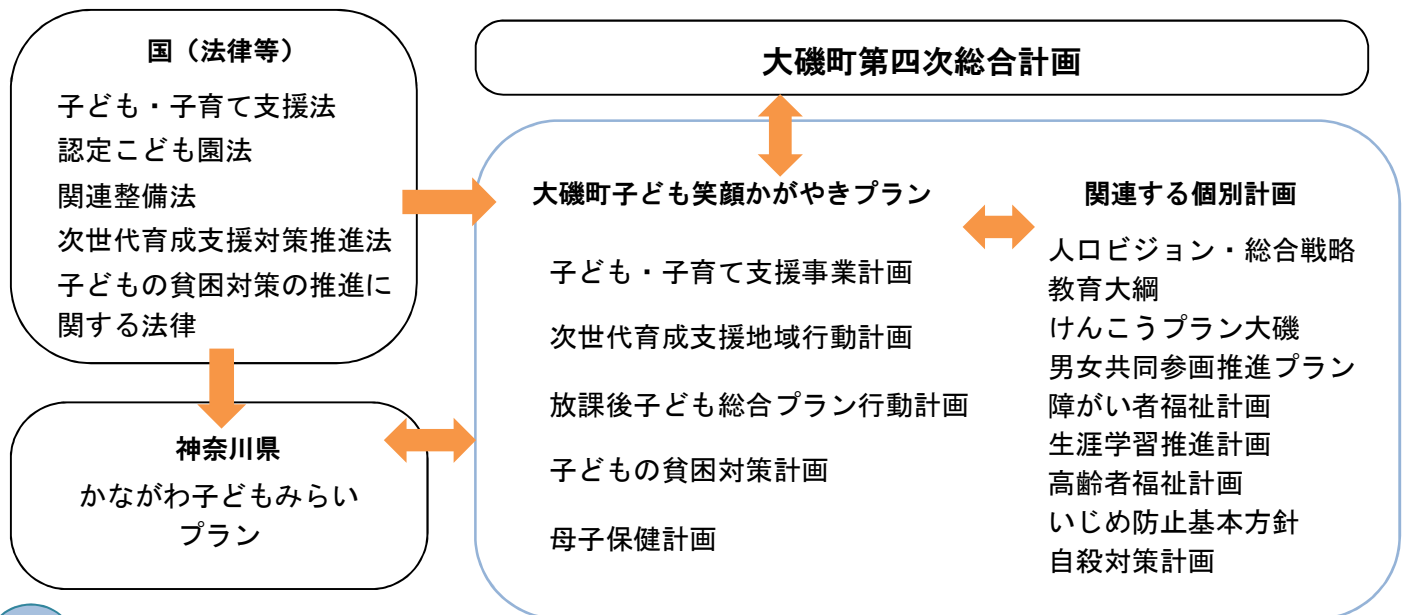
「地域の子ども・子育て支援の充実」

を目指すものです。

また、次の子育て支援に関連する法律等に基づく計画として位置付けます。

- ・子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
(以下「子ども・子育て支援事業計画」といいます。)
- ・次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」
(以下「次世代育成支援地域行動計画」といいます。)
- ・「新・放課後子ども総合プラン」に基づく「市町村行動計画」
(以下「放課後子ども総合プラン行動計画」といいます。)
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に基づく「市町村計画」
(以下「子どもの貧困対策計画」といいます。)
- ・厚生労働省通知に基づく「母子保健計画」

位置づけ概念図



3 計画の期間

本計画の計画期間は令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

なお、上記期間中においても、上位法規改正や、本町における施策の変更などが生じた際は、必要に応じて変更等を行うこととします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
← 第1期計画					← 第2期計画 →				

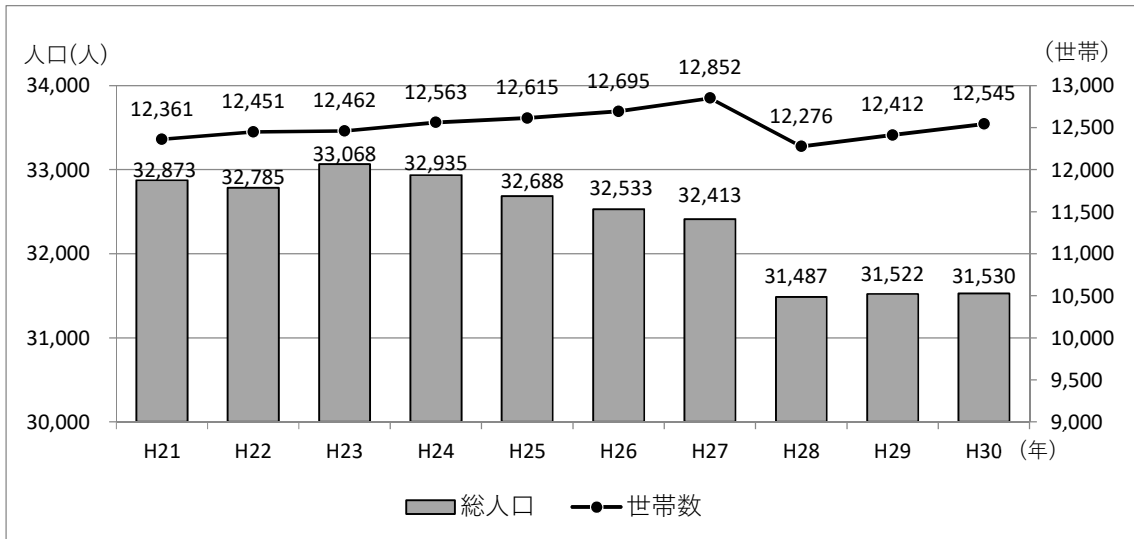
2 人口・世帯等の推移

本町の人口（各年1月1日現在）は、平成23年の33,068人をピークに減少に転じ、平成28年以降の人口は31,000人台とピーク時と比べて減少しています。

世帯数は、平成21年以降一貫して増加傾向が続いたのち、平成28年は12,276世帯と減少に転じていますが、平成28年以降は増加傾向が回復しつつあります。

人口は平成28年以降微増傾向にあることに比べ、世帯数の増加率が高いため、1世帯あたりの人員は減少しており、平成30年の1世帯あたりの人員は、2.51人となっています。

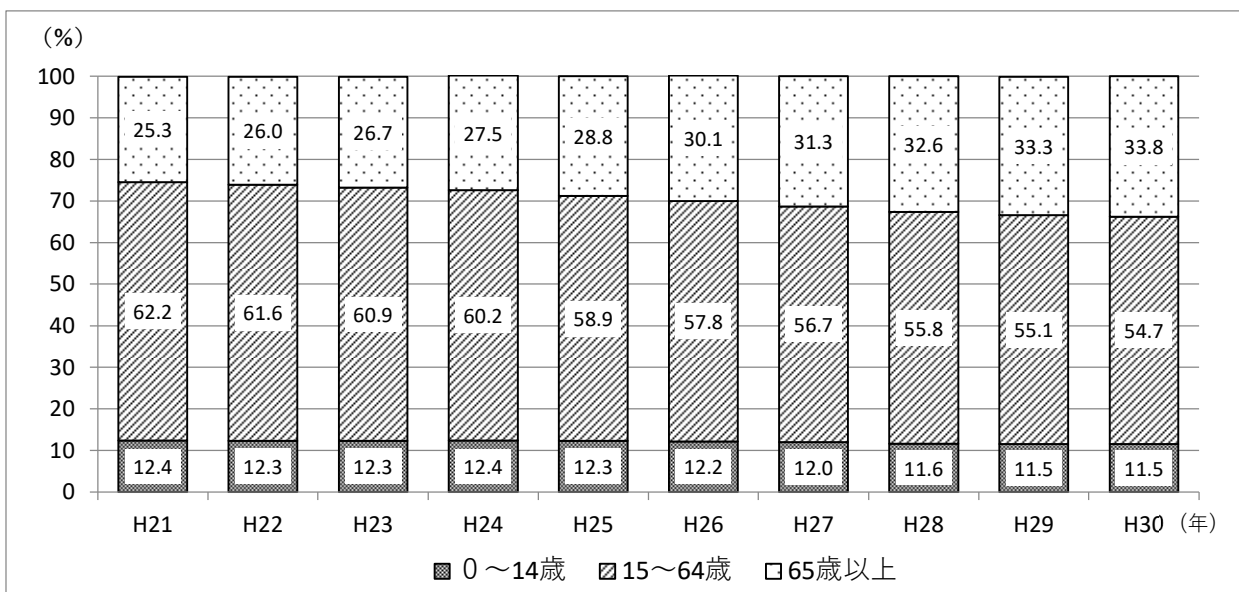
人口と世帯の推移



出典) 神奈川県人口統計調査

年齢3区分別人口構成の推移では、年少人口(15歳未満)、生産年齢人口(15~64歳)の割合が減少する一方で、老年人口(65歳以上)の割合の増加が続いており、少子高齢化の進行がうかがえますが、平成28年以降は同水準で推移しています。

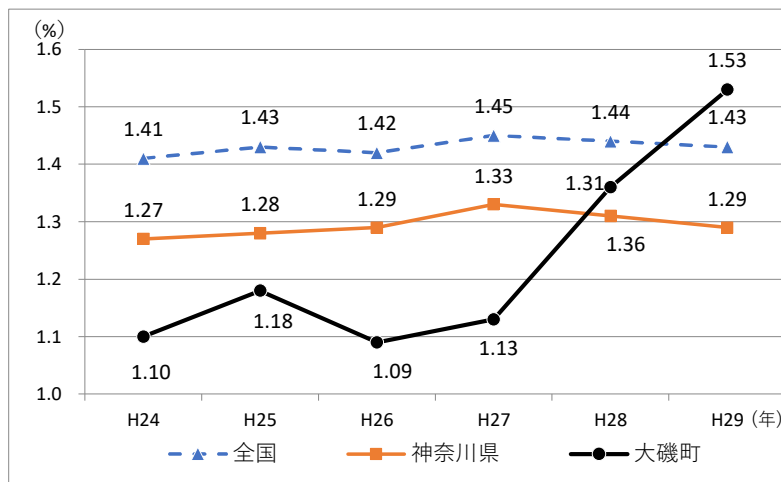
年齢3区分別人口構成の推移



出典) 神奈川県人口統計調査

本町の合計特殊出生率は、全国平均と神奈川県平均を下回る値で推移していましたが、平成 28 年以降は県平均を、平成 29 年には全国平均を上回っています。

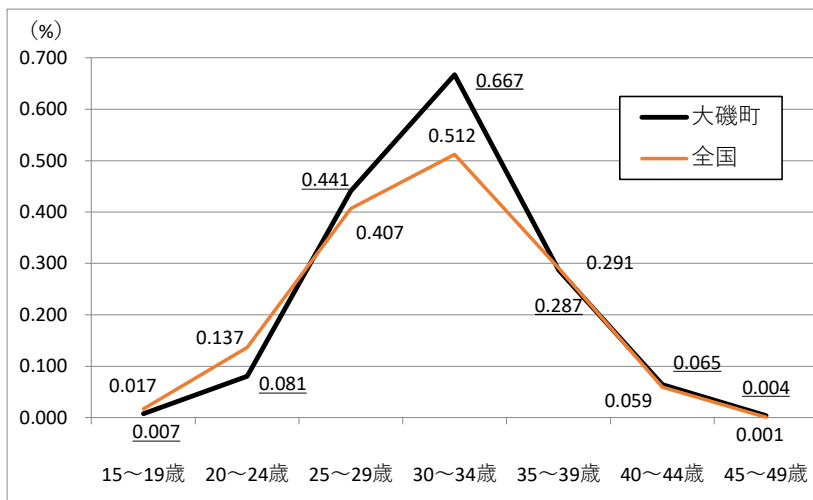
合計特殊出生率の推移(全国、神奈川県、大磯町比較)



出典)大磯町—神奈川県衛生統計年報 全国—人口動態統計

母の年齢(5歳階級)別合計特殊出生率をみると、20~24歳で全国を下回っていますが、25~29歳、30~34歳では上回っています。

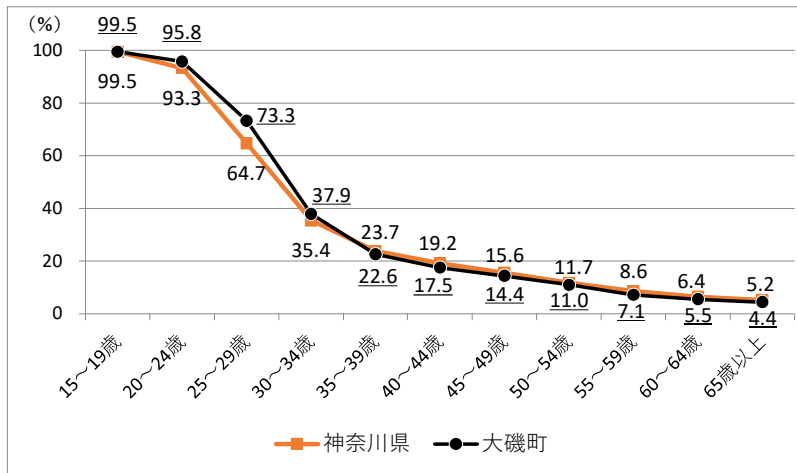
母の年齢(5歳階級)別合計特殊出生率(H29)(全国、大磯町比較)



出典)大磯町—神奈川県衛生統計年報より算出 全国—人口動態統計

女性の未婚率は、神奈川県との比較では25～29歳の未婚率が高くなっています。

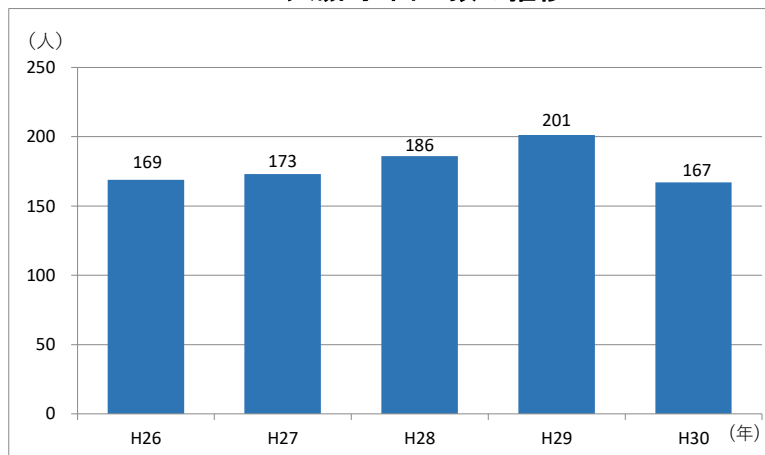
女性の未婚率(神奈川県、大磯町比較)



出典)国勢調査 H27

出生数は、平成26年の169人から微増が続いていましたが、平成30年は167人となり、微増・微減を繰り返しています。

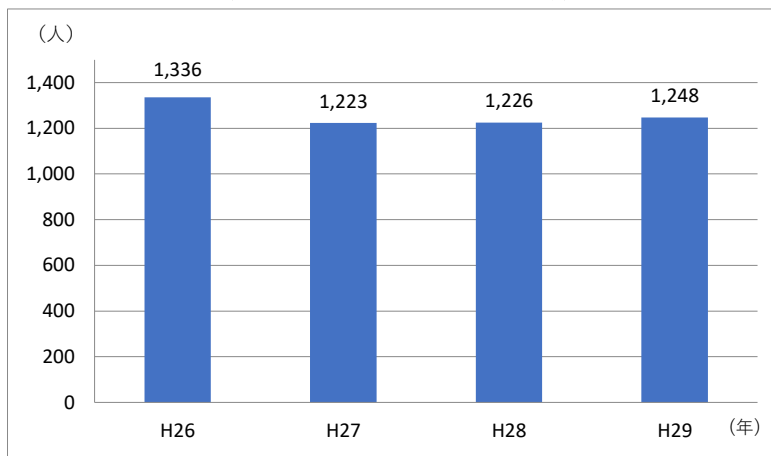
大磯町 出生数の推移



出典)神奈川県人口統計調査

未就学児人口(0～5歳)は平成26年度の1,336人から平成27年度の1,223人へ減少となり、以降は1,200人台で推移しています。

大磯町 未就学児人口(0～5歳)の推移

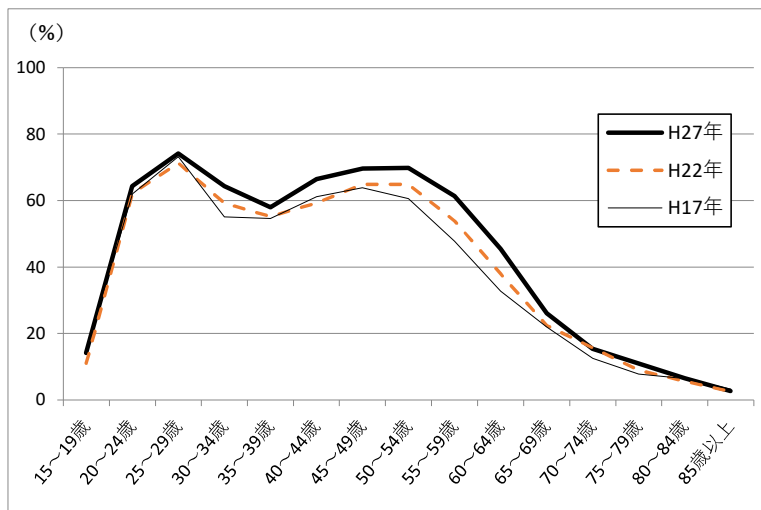


出典)神奈川県人口統計調査

女性の年齢別就業率は10年前の平成17年と比較すると、20歳以上の年齢層全般で増加しており、女性の社会進出がより顕著となっています。特に比較的高い年齢層での増加が目立ちますが、30～34歳でも9ポイント増加しています。

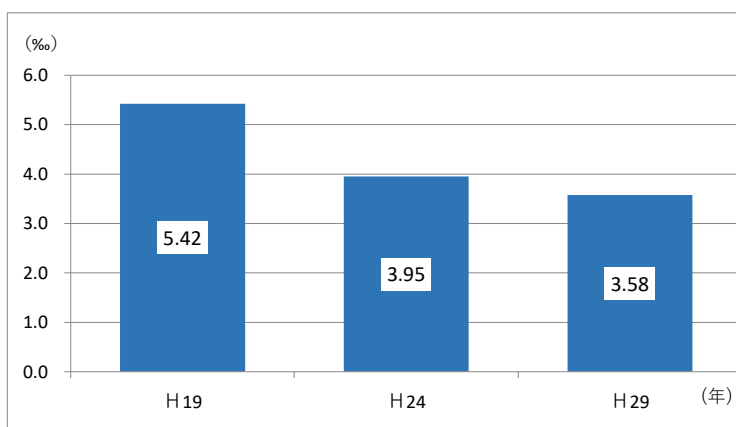
また、婚姻率は平成19年から平成24年にかけて減少し、平成29年までの5年間では横ばいとなっています。一方、離婚率は平成19年から平成24年にかけて増加しましたが、平成29年までの5年間で再び減少に転じています。

大磯町 女性の年齢別就業率推移



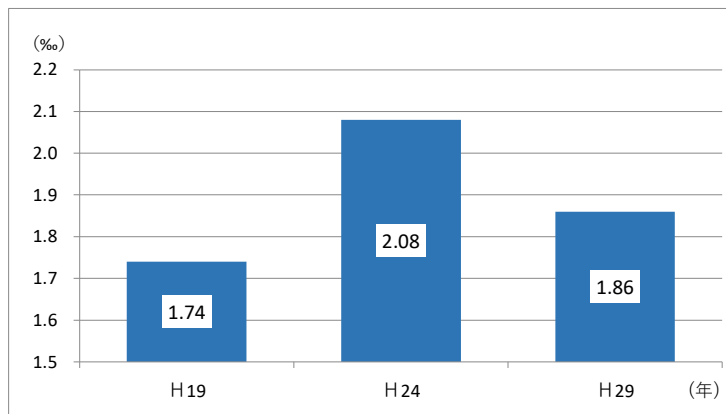
出典) 国勢調査

大磯町 婚姻率推移



出典) 神奈川県衛生統計年報より算出

大磯町 離婚率推移



出典) 神奈川県衛生統計年報より算出

3 児童人口推計

計画期間である令和2年度から令和6年度までの児童人口の推計では、各歳ごとにみると微増・微減を繰り返しておりますが、「合計」をみると減少傾向が見込まれます。

そのため、本町では人口減少の解決に向けて、子育て世代を呼び込み、子育てがしやすく、暮らしやすいまちづくりを目指していきます。

【単位：人】

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	191	185	181	174	169
1歳	198	187	182	176	171
2歳	190	202	191	185	181
3歳	184	188	200	189	184
4歳	185	192	196	209	199
5歳	207	191	199	203	218
小計(0~5歳)	1,155	1,145	1,149	1,136	1,122
6歳	223	209	193	201	206
7歳	238	231	216	200	208
8歳	231	214	208	194	180
9歳	222	250	231	224	210
10歳	257	223	251	231	226
11歳	255	247	214	240	223
小計(6~11歳計)	1,426	1,374	1,313	1,290	1,253
合計	2,581	2,519	2,462	2,426	2,375

※「日本の地域別将来人口推計（平成30（2018）年推計）」における本町の将来人口に基づき算出しています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

---子どもたちの、未来をひらくまち、おおいそ---

本町では、子ども・子育て支援を推進するにあたり第1期計画において、その基本理念や基本的考え方の下、6つの基本目標及び26項目の施策の方向を掲げ、朝の子どもの居場所づくりや病後児保育事業、問診票により発達状況を確認する5歳児健診など新たな事業に着手するなど、妊娠から出産、子育てまで切れ目ない支援事業を継続することにより、子育て環境の向上に努めてまいりました。

第2期計画策定のために実施した「大磯町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、子育て環境や支援の満足度について、第1期計画策定時に実施した同調査と比較し「高い」「やや高い」と答えた方は概ね3割程度に上昇しています。

一方で、さらなる子育て支援策の充実や子育て環境の向上を求める意見や要望が示されていることから、第2期計画においても第1期計画の基本理念である「子どもたちの、未来をひらくまち、おおいそ」を継承してまいります。

また、総合計画を最上位として、その下位計画に位置づけられる各種計画と連携し総合的に推進することにより、本町が誇れる豊かな自然環境の中で、安心して子どもを産み、育てやすい住環境をつくり出すとともに、子どもたちが健やかに、生き生きと成長していけるように、本計画の子育て支援施策を推進してまいります。

そして、第1期計画で実施した事業において、行政、住民、地域団体、企業などで協力関係や連携体制を確たるものとし、社会全体で子育て支援に積極的に取り組むことにより、子どもをもちたいと願う誰もが安心して子どもを産み育てられ、何よりも本町のすべての子どもが笑顔にあふれ、未来に夢と希望をもって心豊かに、たくましく成長できる環境や体制を目指します。

2 基本的な考え方

本計画は、一人ひとりの子どもの主体性と人権を大切に、子どもの最善の利益を尊重し、また町ぐるみで子どもとその親が“育っていく”ことを見守り支えていくことを基本的な視点とし、次の3つを基本方針とします。

基本方針①：安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進

(背景) 保護者の就労状況の変化に伴う教育・保育ニーズ

基本方針②：家庭、地域、行政が連携し子どもを育てていく体制づくりの促進

(背景) 相談体制の充実・強化、父親の育児参加、子どもの活動場所

基本方針③：多様な保育サービスなど子育て支援機能の充実

(背景) 一時預かり事業・病後児保育の実施、子育て支援拠点施設の運営

3 計画の基本目標

「基本理念」と「基本的な考え方」を受け、本計画の基本目標は、次の6つとします。

また、本計画の取り組みの数値目標として、人口推計では、減少が見込まれる0～14歳人口の割合を維持することを掲げ、本町で子どもを産み育てたい人を増加させるとともに、子育てで選ばれるまちを目指します。

基本目標1：子どもたちの生きる力を育む環境づくり

これからの変化の激しい社会を生きる子どもたちのため、学校教育ではタブレット端末機器を導入したIT教育や外国語教育を推進してまいりました。

また、幼少期の子どもたちにおいては「いそっこフェスティバル」を開催し、子どもたちの社交性を育て「小1ギャップ」の回避に努めるなど、確かな学力や豊かな人間性、健やかな身体を基本に、自己を確立し、調和の取れた人として成長していくための「生きる力」となるよう様々な事業を進めてまいりました。

今後とも、ファミリー教室や子育て講座により幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援の質の向上を図ってまいります。また、子どもたちに命の尊さや性に対する正しい知識、正しい生活習慣の普及のため、学校と連携し取り組みます。

基本目標2：子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

感動する感性、正義感や公平さを重んじる心、生命を大切に、人権を尊重する倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、他者との共生など、変化の激しい時代を生きる子どもたちにとっては、身近な地域で豊かな人間関係をつくる力を培うことが大切です。

子どもたちが安全に過ごすため、放課後児童の居場所づくりを継続して実施し、青少年指導員やスポーツ推進委員などの方々による事業や企画に参加し、地域において学び、遊び、幅広い世代や地域の方との交流の機会を通じて、子どもたちが未来に希望を抱くことができる環境づくりを進めます。

基本目標3：子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

長期的な少子化傾向が継続している中、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が求められています。このため、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援のため妊婦健診やマタニティスクールを開催し、年齢ごとの子ども健康診断、医療対策の充実に向けた取り組みを進めています。

また、出産直後の産婦に対し育児負担や育児疲れをケアする産後ケアなど、母子保健に関わるネットワークの構築に取り組んでまいりました。

今後も子育ての経済的な負担軽減を期待する意見が示されていることから、医療体制の充実とともに、子どもの医療費の助成や就学援助などを推進します。

その他にも、地域の方々による交通安全や防犯のための街頭見守りなど子どもたちが安全で安心して地域で過ごせる支援、子どもたちを交通事故や犯罪などの被害から守るための対策などを進めます。

基本目標4：地域が支える子育て環境づくり

子育てを担う親が孤独となり、その楽しさを忘れてしまう状況に至らないよう、幼稚園や保育所等の園庭（遊び場）を開放したり、子育て支援総合センター等での「つどいの広場」や親子や仲間との交流など、子どもたちの成長を支援する環境づくりを進めてまいりました。

また、子どもとの過ごし方・遊び方、子どもの食生活や健康、発育などに悩みを抱える方のための健康相談や保健指導、いじめや不登校のための相談窓口を設けることで、不安や悩みに早期から対応できる相談体制の強化に努めてまいりました。

このような子育て情報が支援を必要としている方に向け、電子メール等によりタイムリーな情報発信をしてまいります。

基本目標5：子育てと仕事の両立支援

女性の社会進出が進み、仕事やライフスタイルに対する意識や価値観が多様化してきました。ニーズ調査結果では母親の5割以上が何らかの形で就業をしていることから、育児休業制度の充実や労働時間の短縮の推進をはじめ、子育てをしながら安心して働くことができる就業環境の整備がより一層求められることが推察できます。

今後も、さらなる保育ニーズへの高まりに注視し、課題解決を図っていきます。

また、働き方の多様化に対応できる弾力的な保育サービスの充実、学童保育の環境整備を推進し、男女がともに子育てに参加し、子育ての喜びと責任を分かち合える環境づくりを推進してまいります。

基本目標6：心配りが必要な子どもたちへの支援

育児に不安や困難を感じている保護者、成長や発達の違いが懸念される子ども、障がいのある子ども、保護を必要とする子ども、ひとり親家庭など個別に支援を要する家庭に対し、各種相談窓口を設け、情報の提供や医療費の助成などの経済的支援により、その不安や負担の軽減を図ってまいりました。

しかし、全国では未だ児童虐待による痛ましい事件が数多く報告されており、本町でも児童虐待防止に向けた子育てに関するアドバイスなど適切な子育て支援の提供を進めてまいります。

さらに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を受けて、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、教育の機会均等が保障され、夢や希望を持つことができるよう、総合的な対策が求められています。

このような心配りが必要な子どもたちのため、関係機関が連携して早期に適切な支援を行えるよう体制を整えてまいります。

計画の目標値

0歳～14歳の人口割合（神奈川県年齢別人口統計調査による町内総人口における割合）

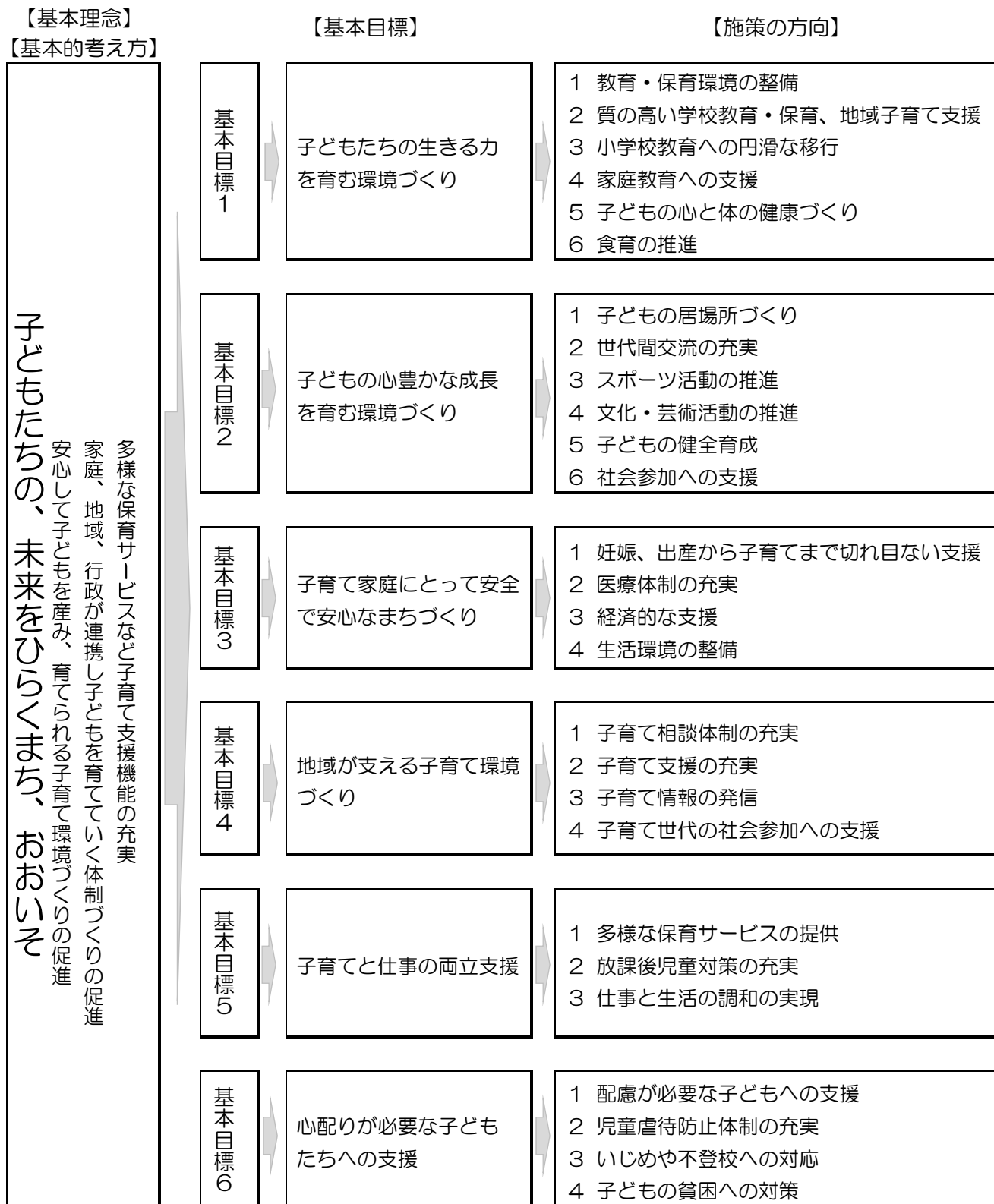
現状値（H30） 11.5%



目標値（R6） 11.5%

4 計画の体系

本計画は、基本理念を実現するため、6つの基本目標で構成されています。



第4章 大磯町の子育て世代を取り巻く現状と課題

1 幼稚園・保育所等の現状

第1期計画に基づき、公立幼稚園の統廃合及び私立認定こども園（幼保連携型）の誘致を行うとともに、新たに私立小規模保育事業及び私立認定こども園（幼保連携型）の新設を行いました。令和2年度における施設の実施状況は次のとおりです。

■幼稚園等管内施設の実施状況 （定員は令和2年4月1日現在）

区分		施設名	定員	教育時間
幼稚園	公立	大磯幼稚園	180	9:00~14:00
		たかとり幼稚園	160	
	私立	こいそ幼稚園	90	9:00~14:00
認定こども園 (幼保連携型)	私立	あおばと（教育認定）	31	9:00~14:00
		サンキッズ国府（教育認定）	30	9:00~14:00

※公立幼稚園では、国府幼稚園が平成29年度に閉園。

幼保連携型認定こども園では、あおばとが平成28年度に、サンキッズ国府が平成30年度に開園。

※教育時間外で、希望者に預かり保育を実施。

■保育所等管内施設の実施状況 （定員は令和2年4月1日現在）

区分		施設名	定員	開所時間 (月~土)	保育時間	
					保育標準時間	保育短時間
保育所	公立	国府保育園	90	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30
	私立	サンキッズ大磯	120	7:00~20:00	7:00~18:00	8:30~16:30
認定こども園 (幼保連携型)	私立	あおばと (保育認定)	50	7:30~19:30	7:30~18:30	7:30~15:30
		サンキッズ国府 (保育認定)	75	7:00~19:00	7:00~18:00	8:30~16:30
小規模保育事業所	私立	もあなこびとのこや	8	7:30~19:00	7:30~18:30	8:30~16:30

※小規模保育事業所もあなこびとのこやが平成27年度に開園。

幼保連携型認定こども園では、あおばとが平成28年度に、サンキッズ国府が平成30年度に開園。

※保育時間外で、希望者に延長保育を実施。

■幼稚園等の利用状況

町内には幼稚園は公立が2園と私立(新制度移行園)が1園、幼保連携型認定こども園は私立が2園あり、管外の施設を利用する児童と利用施設数も含めた状況は次のとおりです。

(※各年度5月1日現在。管外からの利用児童数は除く。新制度未移行幼稚園は就園補助金申請数)

年度	区分				施設数 (園)	定員数 (人)	利用児童数(人)			定員 充足率 (%)
							3歳	4・5歳	計	
平成 27年度	幼稚園	公立		管内のみ	3	495	96	248	344	69.49
		私立	新制度移行園	管内	1	72	30	47	77	106.94
				管外	1	—	0	1	1	—
			新制度未移行園	管外のみ	16	—	43	79	122	—
	認定こども園 (教育認定)	私立		管外のみ	1	—	0	1	1	—
合 計					22	567	169	376	545	—
平成 28年度	幼稚園	公立		管内のみ	3	490	91	238	329	67.14
		私立	新制度移行園	管内	1	72	34	56	90	125.00
				管外	3	—	2	3	5	—
			新制度未移行園	管外のみ	12	—	36	70	106	—
	認定こども園 (教育認定)	私立		管内	1	31	6	6	12	38.71
			管外	1	—	0	1	1	—	
合 計					21	593	169	374	543	—
平成 29年度	幼稚園	公立		管内のみ	3	470	72	205	277	58.94
		私立	新制度移行園	管内	1	90	27	65	92	102.22
				管外	2	—	1	1	2	—
			新制度未移行園	管外のみ	14	—	36	65	101	—
	認定こども園 (教育認定)	私立		管内のみ	1	31	8	10	18	58.06
合 計					21	591	144	346	490	—
平成 30年度	幼稚園	公立		管内のみ	2	400	68	148	216	54.00
		私立	新制度移行園	管内	1	90	26	60	86	95.56
				管外	2	—	0	2	2	—
			新制度未移行園	管外のみ	12	—	27	56	83	—
	認定こども園 (教育認定)	私立		管内のみ	2	76	9	41	50	65.79
合 計					19	566	130	307	437	—
令和 元年度	幼稚園	公立		管内のみ	2	400	51	135	186	46.50
		私立	新制度移行園	管内	1	90	30	56	86	95.56
				管外のみ	12	—	36	70	106	—
			新制度未移行園	管外のみ	12	—	36	70	106	—
	認定こども園 (教育認定)	私立		管内	2	66	21	34	55	83.33
			管外	2	—	1	1	2	—	
合 計					19	556	138	296	435	—

■保育所等の利用状況

町内には認可保育所は公立が1園と私立が1園、幼保連携型認定こども園は私立が2園、小規模保育事業所は私立が1園あり、管外の施設を利用する児童と利用施設数も含めた状況は次のとおりです。

(※各年度4月1日現在。管外からの利用児童数は除く。)

年度	区分			施設数 (園)	定員数 (人)	利用児童数(人)※					定員 充足率 (%)
						0歳	1・2歳	3歳	4・5歳	計	
平成 27年度	保育所	公立	管内	1	90	5	29	20	43	97	107.78
			管外	4	—	2	0	3	2	7	—
		私立	管内	1	120	13	44	26	51	134	111.67
			管外	17	—	2	14	5	12	33	—
	認定こども園 (保育認定)	私立	管外のみ	1	—	0	0	0	1	1	—
	小規模保育 事業所	私立	管内のみ	1	8	1	4	—	—	5	62.50
合 計				25	218	23	91	54	109	277	—
平成 28年度	保育所	公立	管内	1	90	4	32	15	41	92	102.22
			管外	4	—	0	1	0	7	8	—
		私立	管内	1	120	4	42	26	54	126	105.00
			管外	17	—	1	11	7	14	33	—
	認定こども園 (保育認定)	私立	管内	1	44	4	16	7	6	33	75.00
	小規模保育 事業所	私立	管内のみ	1	8	0	8	—	—	8	100.00
合 計				26	262	13	110	55	123	301	—
平成 29年度	保育所	公立	管内	1	90	5	31	20	38	94	104.44
			管外	2	—	0	1	0	3	4	—
		私立	管内	1	120	12	43	27	54	136	113.33
			管外	15	—	1	6	9	13	29	—
	認定こども園 (保育認定)	公立	管外のみ	1	—	0	0	0	1	1	—
	私立	管内	1	44	5	17	9	13	44	100.00	
小規模保育 事業所	私立	管外のみ	1	—	0	1	0	0	1	—	
合 計				23	262	23	107	65	122	317	—
平成 30年度	保育所	公立	管内	1	90	1	30	12	35	78	86.67
			管外	1	—	0	0	1	0	1	—
		私立	管内	1	120	6	43	27	54	130	108.33
			管外	17	—	1	5	5	17	29	—
	認定こども園 (保育認定)	私立	管内	2	104	9	39	21	30	99	95.19
	小規模保育 事業所	私立	管外のみ	1	—	0	0	1	0	1	—
合 計				24	322	17	126	67	136	347	—
令和 元年度	保育所	公立	管内	1	90	5	32	17	33	87	96.67
			管外	3	—	0	1	0	2	3	—
		私立	管内	1	120	6	40	24	54	124	103.33
			管外	14	—	0	4	2	13	19	—
	認定こども園 (保育認定)	私立	管内	2	120	9	40	24	45	118	98.33
	小規模保育 事業所	私立	管外のみ	1	—	0	0	0	1	1	—
合 計				23	338	20	125	67	148	360	—

2 主な子育て支援サービス事業の現状

① 利用者支援

子育て支援課の窓口や、子育て支援総合センター等において、幼稚園・保育所等の利用支援及び、各種子育て支援事業の説明を職員が実施しています。

② 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に集まって、子育てについての情報交換をしたり、お互いの不安・悩みを相談できるよう、子育て支援総合センターでは「つどいの広場」を開催しています。

また、東部地区では、令和元年10月まで生涯学習館、高麗区民会館、東町福祉館、保健センターにおいて「つどいの広場」を週4日程度開催していましたが、令和元年11月から開設した石坂卷子記念子育て支援センターに集約し、自由遊びや育児相談を行っています。

(※各年度3月31日現在 令和元年度は見込み)

事業 年度	つどいの広場事業 延べ利用者数	つどいの広場事業(東部) 延べ利用者数	育児相談 延べ相談件数
平成27年度	14,175	3,667	2,257
平成28年度	13,636	3,526	3,206
平成29年度	11,659	4,011	3,523
平成30年度	12,641	4,168	3,322
令和元年度	10,500	3,500	2,900

③ 妊婦健康診査

妊婦や胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本町では、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用を補助するため、14枚の補助券を渡し、妊婦健診の費用の一部を補助しています。

(※各年度3月31日現在 令和元年度は見込み)

年度	妊婦健康診査利用者数 (延べ人数)
平成27年度	2,267
平成28年度	2,265
平成29年度	2,427
平成30年度	2,024
令和元年度	2,340

④ 乳児家庭全戸訪問事業

【新生児訪問】

初めてのお子さんが生まれたら、助産師・保健師等が訪問し、発育・栄養・生活環境・疾病予防などの指導や育児などの相談を実施しています。

【こんにちは赤ちゃん事業】

2人目以降のお子さんが生まれたら、同意のあった家庭に主任児童委員、民生委員・児童委員が訪問し、4か月児健診の案内や子育て情報を届け、養育状況を確認しています。

(※各年度3月31日現在 令和元年度は見込み)

事業 年度	新生児訪問 (訪問件数)	こんにちは赤ちゃん事業 (訪問件数)
平成27年度	85	56
平成28年度	90	60
平成29年度	80	87
平成30年度	63	86
令和元年度	80	81

⑤ 養育支援訪問事業、その他要支援・要保護児童等支援事業

【養育支援訪問事業】

子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な妊産婦（産後概ね1年程度）の家庭（児童虐待の可能性のあるものを含む）に町職員が訪問し、継続して養育に関する指導、助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保するための訪問を民間事業者が行っています。

【要保護児童対策地域協議会】

虐待をうけている子どもたちや、虐待をうけているのではないかとと思われる子どもなどの早期発見や支援を図るために関係機関が連携し、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。協議会では、関係者間で情報交換と支援の協議を行っています。

■要保護児童ケース

(※各年度3月31日現在 令和元年度は見込み)

事業 年度	身体的虐待 (件数)	性的虐待 (件数)	ネグレクト (件数)	心理的虐待 (件数)	合計 (件数)
平成27年度	5	0	12	18	35
平成28年度	5	0	24	14	43
平成29年度	6	0	19	9	34
平成30年度	3	0	17	7	27
令和元年度	2	0	13	3	18

■要支援児童等ケース

(※各年度3月31日現在 令和元年度は見込み)

事業 年度	養育困難 (件数)	特定妊婦 (件数)	合計 (件数)
平成27年度	45	9	54
平成28年度	17	4	21
平成29年度	41	6	47
平成30年度	34	3	37
令和元年度	30	5	35

⑥ 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ）です。

現時点では子育て短期支援事業は町内で実施していません。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と援助したい方（協力会員）、そして依頼会員として子どもを預かってもらうこともあるが、時には預かることも可能な方（両方会員）とで会員を組織して、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行うことを支援する事業です。

依頼会員：町内在住の、生後3か月から小学校6年生までのお子さんがいる方。

援助会員：町内在住で保育等に理解と情熱のある健康な方。（資格なし、研修あり）

（※各年度3月31日現在 令和元年度は見込み）

事業 年度	活動回数 (延べ回数)	活動時間 (延べ時間数)	援助会員数 (人)	依頼会員数 (人)
平成27年度	240	386	19	92
平成28年度	341	986	16	103
平成29年度	429	1,121	19	119
平成30年度	373	999	20	129
令和元年度	310	546	22	132

⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かり、一時的な保育サービスを実施する事業です。

幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する児童を対象に実施する「幼稚園型（預かり保育）」事業と、非在園児も利用可能な「一般型（一時保育）」事業があります。

町内各施設での実施状況及び利用実績は次のとおりです。

■幼稚園型（預かり保育） ※対象者は、在園児（認定こども園は1号認定児のみ）

【実施施設の状況】

区分	施設名	実施日数 (週あたり)	実施時間（平日）		長期休業 中の実施
			朝	夕方	
幼稚園	大磯幼稚園	3日	実施なし	14:00~17:00	一部あり
	たかとり幼稚園	3日			
	私立 こいそ幼稚園	5日	7:30~9:00	14:00~18:00	あり
認定こども園 (幼保連携型)	私立 あおばと	5日	7:30~9:00	14:00~19:30	あり
	サンキッズ国府	5日	7:00~9:00	14:00~19:00	あり

【利用実績】

(※各年度3月31日現在、令和元年度は見込み。私立園は長期休業中の実施含む)

年度	事業	利用延べ児童数(人)					
		公立幼稚園			私立幼稚園	私立認定こども園(幼保連携型)	
		大磯	たかとり	国府	こいそ	あおばと	サンキッズ国府
平成27年度		2,577	940	449	2,728	—	—
平成28年度		2,025	803	425	2,998	65	—
平成29年度		2,202	410	443	2,392	1,227	—
平成30年度		2,011	461	—	2,419	1,655	926
令和元年度		2,136	426	—	2,612	1,658	986

※公立幼稚園では、国府幼稚園が平成29年度に閉園。

幼保連携型認定こども園では、あおばとが平成28年度に、サンキッズ国府が平成30年度に開園に合わせ、一時預かり事業を開始。

■一般型(一時保育)

- ・生後2か月から小学校就学前の児童で、非在園児・町外児童の利用も可能です。
- ・1時間単位での利用が可能で、利用の際は原則3日前までに予約が必要です。
- ・料金設定は施設、曜日、時間、児童の年齢により異なります。

【実施施設の状況】

区分		施設名	実施日	実施時間
保育所	私立	サンキッズ大磯	月～土曜日(休日除く)	7:00～20:00
			日曜日・休日	8:00～18:00
認定こども園(幼保連携型)	私立	サンキッズ国府	月～金曜日(休日除く)	7:00～19:00
			土曜日	7:00～18:00

【利用実績】

(※各年度3月31日現在、令和元年度は見込み)

年度	事業	利用延べ人数(人)							
		私立保育所				私立認定こども園(幼保連携型)			
		サンキッズ大磯				サンキッズ国府			
		疾病・入院等	私的理由	その他(勤務形態等)	計	疾病・入院等	私的理由	その他(勤務形態等)	計
平成27年度		136	402	1,229	1,767	—	—	—	—
平成28年度		91	288	1,258	1,637	—	—	—	—
平成29年度		179	177	1,345	1,701	—	—	—	—
平成30年度		48	310	867	1,225	60	379	772	1,211
令和元年度		112	230	1,092	1,434	122	230	931	1,283

※サンキッズ国府が平成30年度の開園に合わせ、一時保育事業を開始。

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日以外の日や利用時間以外の時間において保育を実施する事業です。

■延長保育 ※対象者は、在園児（認定こども園は2・3号認定児のみ）

【実施施設の状況】

区分		施設名	認定区分	実施時間
保育所	公立	国府保育園	保育標準時間	18:00~19:00
			保育短時間	7:00~8:30 16:30~19:00
	私立	サンキッズ大磯	保育標準時間	18:00~20:00
			保育短時間	7:00~8:30 16:30~20:00
認定こども園 (幼保連携型)	私立	あおばと	保育標準時間	18:30~19:30
			保育短時間	15:30~19:30
		サンキッズ国府	保育標準時間	18:00~19:00
			保育短時間	7:00~8:30 16:30~19:00
小規模保育事業所	私立	もあなこびとのこや	保育標準時間	18:30~19:00
			保育短時間	7:30~8:30 16:30~19:00

【利用実績】

(※各年度3月31日現在、令和元年度は見込み)

事業 年度	利用延べ児童数(人)									
	国府保育園	サンキッズ大磯		あおばと		サンキッズ国府		もあなこびとのこや		
		標準	短	標準	短	標準	短	標準	短	
平成27年度	1,916	6,050	249	—	—	—	—	245	0	
平成28年度	1,851	4,307	357	351	300	—	—	20	0	
平成29年度	2,079	6,339	313	404	213	—	—	101	425	
平成30年度	1,744	6,444	548	311	169	750	541	154	123	
令和元年度	2,134	6,407	445	364	197	919	650	30	120	

※国府保育園は、認定区分（保育標準時間・保育短時間）ごとでなく、1日当たりで利用延べ児童数を算出している。

※小規模保育事業所もあなこびとのこやが平成27年度に開園。

幼保連携型認定こども園では、あおばとが平成28年度に、サンキッズ国府が平成30年度に開園。いずれも開園に合わせ、延長保育事業を開始。

⑩ 病児・病後児保育事業

児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う事業です。

町内では、平成 28 年度に幼保連携型認定こども園あおばとが開園し、平成 28 年 6 月から病後児保育事業を開始しました。

また、平成 30 年度からは広域利用として、隣接する二宮町の児童の利用を可能としています。施設での実施状況及び利用実績は次のとおりです。

■病後児保育

- ・ 生後 6 か月から小学校就学前の児童で、町内（二宮町含む）在住または保護者が在勤・在学の児童の利用が可能です。
- ・ 利用の際は、事前登録が必須となり、仮予約後、かかりつけ医から医師連絡票の発行を受けた後に本予約し、利用日にその他必要書類等を提出の上、利用可能となります。
- ・ 利用は 1 日単位で、最長 7 日連続での保育が可能です。
- ・ 伝染性疾患や、重篤な症状の場合などで利用できない場合があります。

【実施施設の状況】

区分		施設名	利用定員	実施日	実施時間
病後児保育施設	私立	もりのうさぎ (あおばと内)	3	月～金曜日（休日除く）	7:30～18:30

【利用実績】

（※各年度 3 月 31 日現在、令和元年度は見込み）

年度	事業	利用延べ人数（人）					
		登録児童数			利用児童数		
		大磯町	二宮町	計	大磯町	二宮町	計
平成 28 年度		35	—	35	34	—	34
平成 29 年度		54	—	54	29	—	29
平成 30 年度		48	8	56	78	0	78
令和元年度		75	20	95	60	24	84

※平成 28 年度は平成 28 年 6 月～平成 29 年 3 月までの 10 か月間。

⑪ 放課後児童クラブ

就労等により昼間保護者のいない家庭の児童に対し、授業終了後や長期休暇中に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■学童クラブの登録者数

(※各年度5月1日現在)

実施場所 年度	大磯小学校			国府小学校		
	低学年	高学年	合計	低学年	高学年	合計
平成27年度	78	27	105	53	26	79
平成28年度	80	27	107	63	18	81
平成29年度	89	30	119	61	24	85
平成30年度	84	34	118	68	22	90
令和元年度	90	40	130	80	24	104

■学童クラブの利用状況

(※各年度5月現在)

実施場所 年度	大磯小学校	国府小学校
	一日平均利用人数	一日平均利用人数
平成27年度	61	50
平成28年度	68	49
平成29年度	72	58
平成30年度	75	63
令和元年度	81	74



3 アンケート結果から見える大磯町の子育て世帯の課題

「大磯町子ども・子育て支援に関するニーズ調査報告書」より

この計画の策定に先立ち、就学前児童及び小学生の保護者を対象に、子育ての実態や教育・保育・子育て等に関するニーズ、日常生活等の実態を把握し、計画に反映させるため「大磯町子ども・子育て支援に関するニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」といいます。）を実施しました。

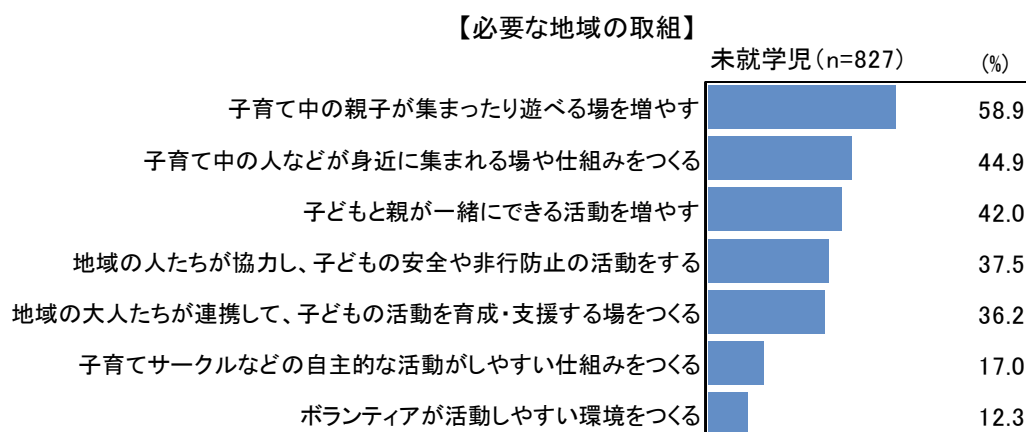
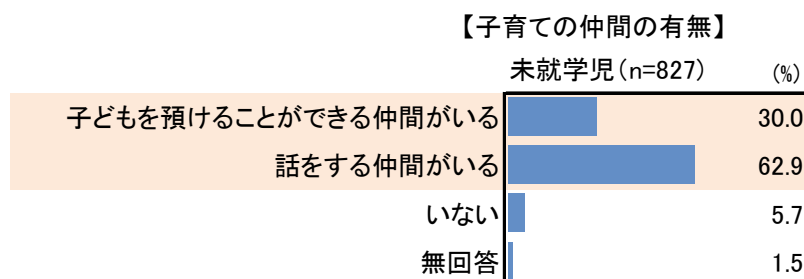
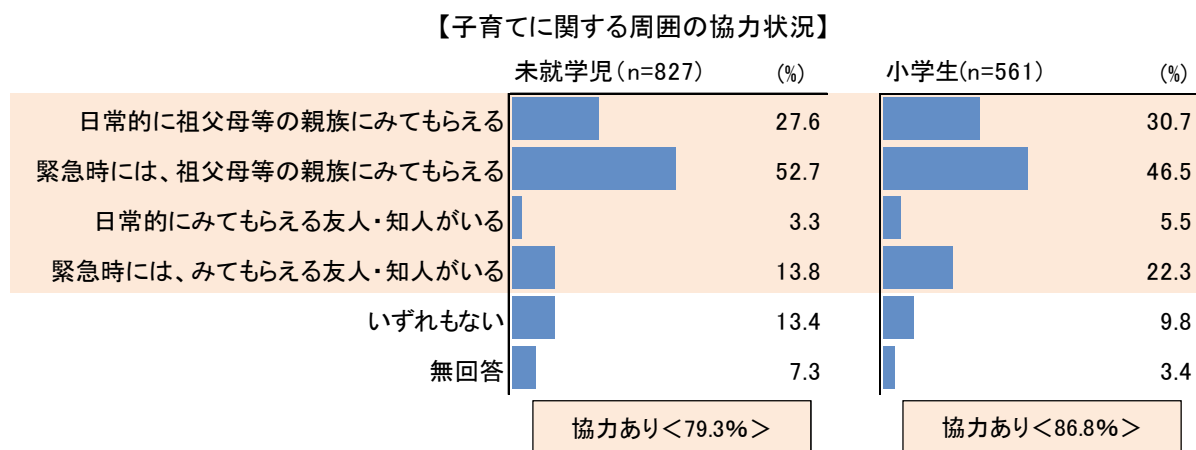
■調査の概要

目 的	子育て支援に関する町民の生活実態や利用者のニーズを把握し、教育・保育及び地域の子育て支援事業等の必要量の見込み、確保方策を検討するための基礎資料とする。
調査対象	未就学児調査：町内の未就学児（0～5歳）がいる世帯 小学生調査：町内の小学生（1～6年生）がいる世帯
発送数	2,500件（未就学児：1,423件／小学生：1,077件）
実施時期	平成30年11月～12月
調査方法	郵送により配布、回収
回収数	1,388件（未就学児：827件／小学生：561件）
回収率	55.5%（未就学児：58.1%／小学生：52.1%）

- 調査項目
- ①家庭の状況 【未就学児・小学生】
 - ②保護者の就労状況 【未就学児・小学生】
 - ③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望 【未就学児】
 - ④土日や休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望 【未就学児】
 - ⑤地域子育て支援拠点事業利用状況【未就学児】
 - ⑥子どもの病気の際の対応 【未就学児】
 - ⑦不定期の子どもの預かりや宿泊を伴う一時預かり等【未就学児・小学生】
 - ⑧朝と放課後の子どもの居場所 【未就学児・小学生】
 - ⑨子どもの障がい、発達状況 【小学生】
 - ⑩育児休業や短時間勤務制度の利用 【未就学児】
 - ⑪子育て環境や支援の満足度 【未就学児・小学生】
 - ⑫1か月当たりにかかる子育てにかかる費用 【未就学児・小学生】
 - ⑬学習状況 【小学生】
 - ⑭情報の入手先等 【未就学児】

①家庭の状況【未就学児・小学生】

○子育てに関する周囲の協力状況として、「みてもらえる人がいる」（いずれもない以外）は未就学児・小学生ともに8割前後となっています。ただし日常的な協力は少数派です。また、9割以上の方が子育ての仲間が「いる」（いない以外）としています。



【課題】

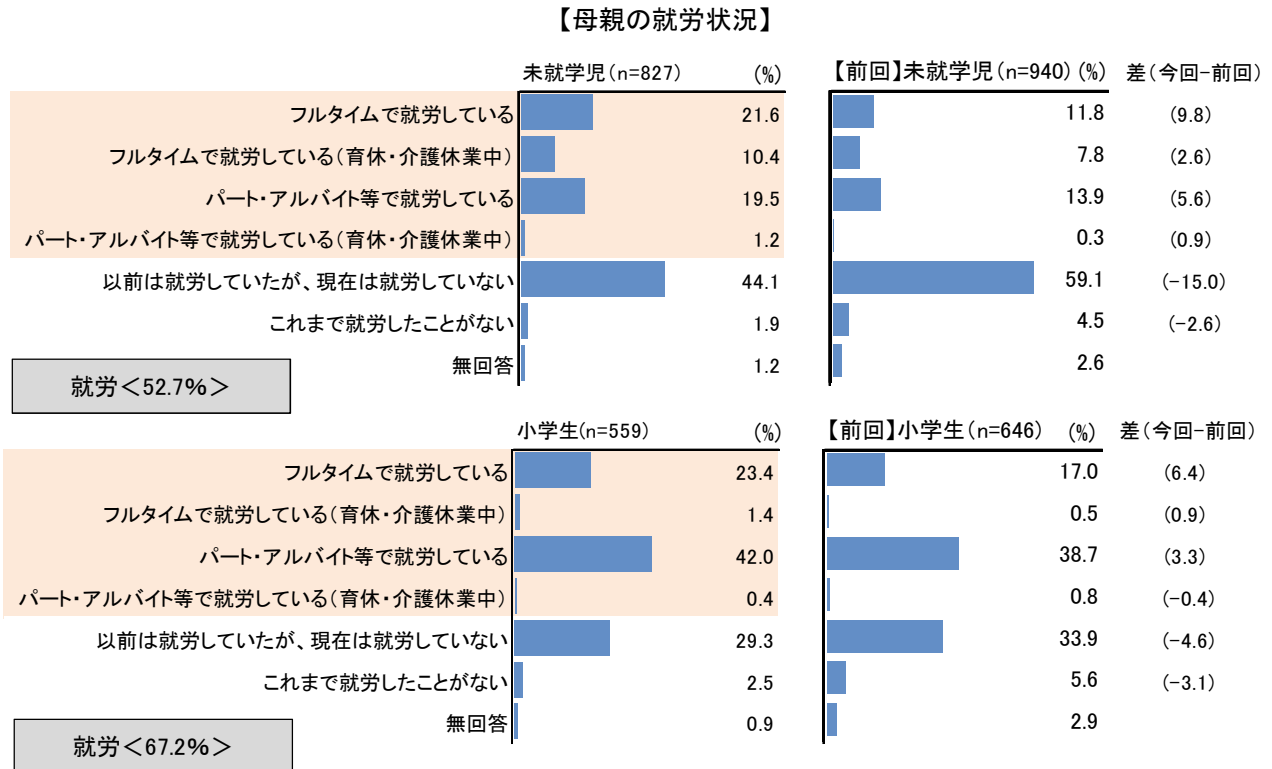
子育てに関する周囲の日常的な協力状況は、約3割にとどまっていることから、今後地域とのつながりがより重要になると考えられ、地域ぐるみの子育て支援は重要な課題です。

必要な地域の取り組みとして、「子育て中の親子が集まったり遊べる場を増やす」が6割弱、「子育て中の人や子育て経験者が身近に集まれる場や仕組みをつくる」が4割台半ばとなっていることから、町では、「つどいの広場事業」や「子育て支援センター」の新設等を行ってまいりました。

そのため今後はより一層、事業の利用しやすい環境を整えることや、周知活動の工夫が求められます。

②保護者の就労状況【未就学児・小学生】

○未就学児の母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」は44.1%、フルタイム就労が32.0%（育休中の10.4%を含む）、パート・アルバイト就労が20.7%（育休中の1.2%を含む）となり、5割以上が何らかの形で就労しています。小学生の母親では、パート・アルバイト就労が42.4%と多く、就労している人が6割以上となっています。前回の結果と比較すると、未就学児の母親の就労は33.8%から52.7%へと大きく増加しています。



【家庭類型】（未就学児）

区分	内容	今回 (%)	前回 (%)
ひとり親家庭	ひとり親（就労形態に関わらず）	2.9	2.9
フルタイム就労	両親ともにフルタイムで就労	30.2	17.1
フルタイム・パート	両親のいずれかがフルタイム、いずれかがパートタイム就労	19.6	12.1
専業主婦（夫）	両親のいずれかがフルタイムで就労している	45.1	59.5
パート・パート	両親ともにパート	0.2	その他 8.4
無職	両親ともに無職	0.4	
無回答		1.6	

○家庭類型を平成25年に行った前回調査(以降前回調査とする)の結果と比較すると、「専業主婦(夫)」家庭が59.5%から45.1%に大きく減少し、「フルタイム就労」家庭が17.1%から30.2%に、「フルタイム・パート」家庭も12.1%から19.6%へと、この5年間に確実に共働き家庭が大きく増加しています。

【課題】

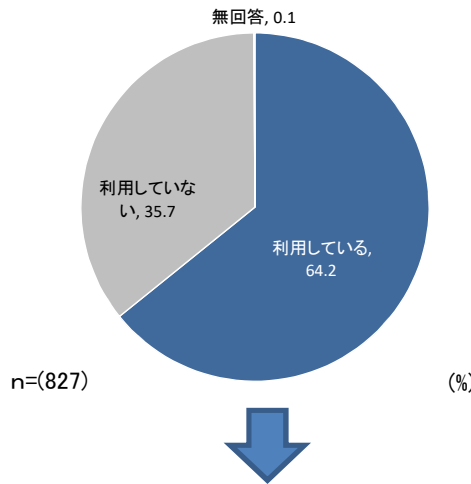
母親のフルタイム就労が増える等、世帯の就労状況は大きく変化していることを踏まえ、保育ニーズの高まりを考慮し、変化に対応した支援施策が必要となっています。

③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況と利用希望【未就学児】

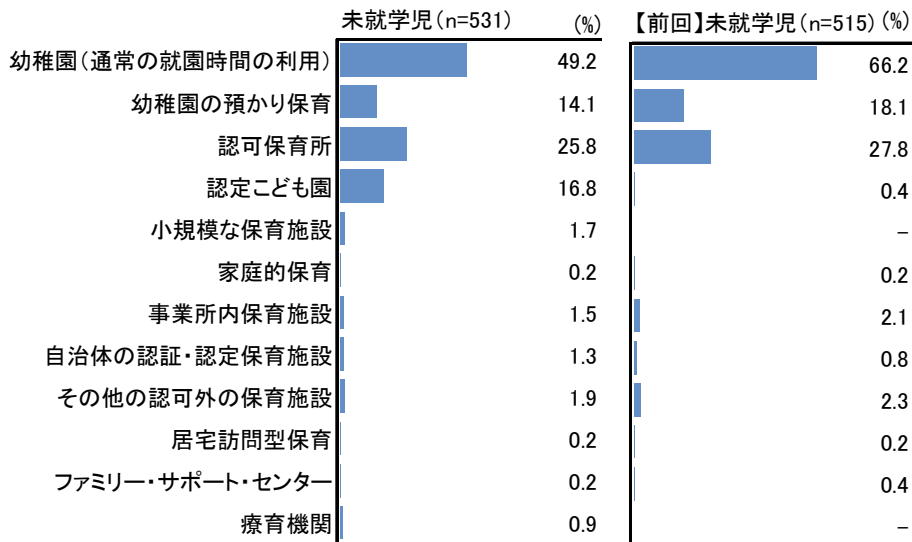
<利用状況>

- 平日の幼稚園、保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用しているのは64.2%となっています。
- 利用内容は「幼稚園」が49.2%、「認可保育所」が25.8%、「認定こども園」が16.8%となっています。
- 前回調査（平成25年）と比べると、利用者は54.8%から64.2%へと増加しています。利用内容では町内に「認定こども園」が開園したため、前回の0.4%から大きく増加しています。

【定期的な教育・保育事業の利用状況】



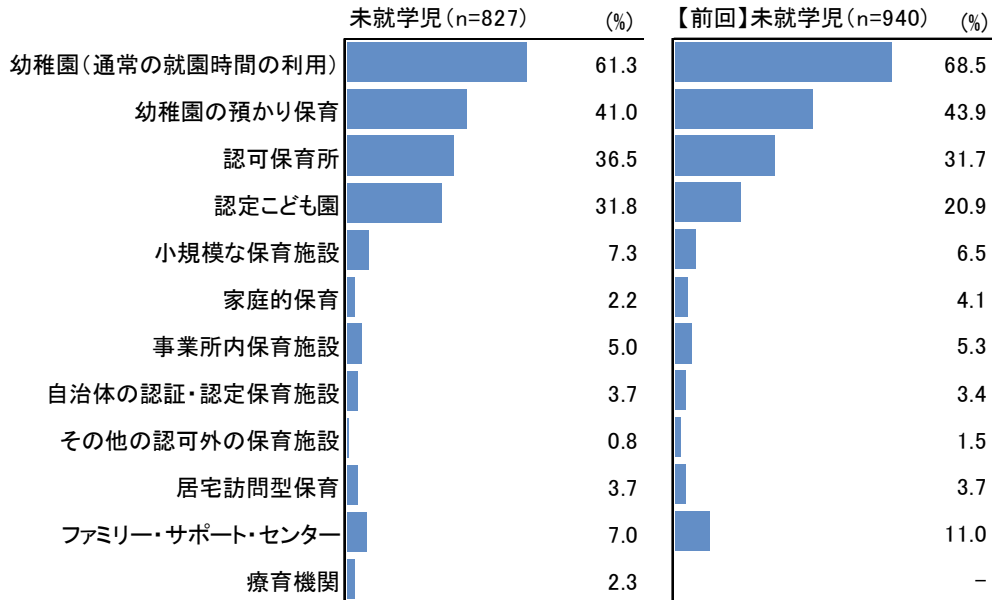
【利用している事業】



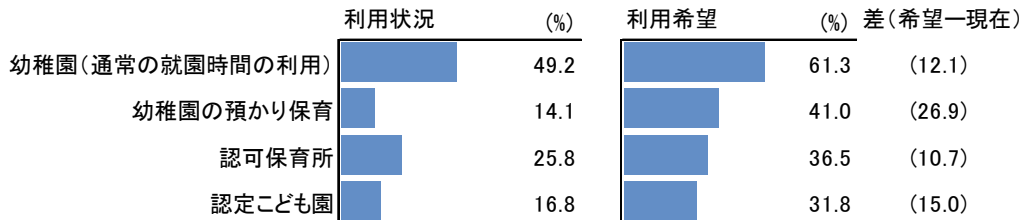
<利用希望>

- 「定期的に利用したいと考えている事業」としては、「幼稚園」が61.3%、「幼稚園の預かり保育」は41.0%、「認可保育所」は36.5%、「認定こども園」は31.8%となっています。
- 利用希望を現在の利用状況と比べると、幼稚園や認可保育所の利用意向とともに、幼稚園の預かり保育や認定こども園の意向が大きく増加しており、潜在的な需要の高さがうかがえる結果となっています。

【利用したい事業】



【利用状況と利用希望】



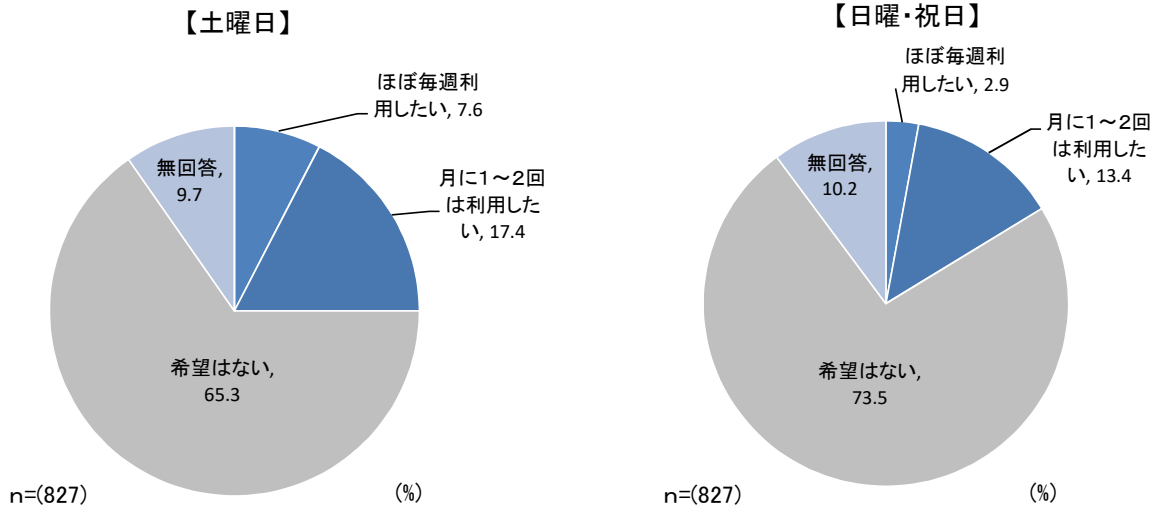
【課題】

「幼稚園」や「認可保育所」に加え、ニーズの高さがうかがえる「幼稚園の預かり保育」「認定こども園」の整備については調査結果を加味し、検討する必要があります。

④ 土日や休暇中の定期的な教育・保育事業の利用希望【未就学児】

○「利用したい」は土曜日では 25.0%、日曜日・祝日では 16.3%となっています。

【土日・休日等の利用希望】



【課題】

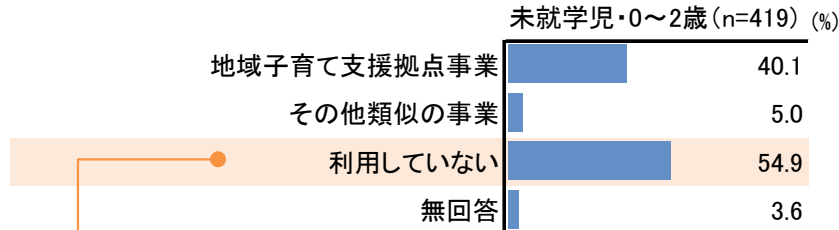
利用したい理由は、「月に数回仕事が入るため」の割合が高く、就労状況に応じた柔軟な対応に備え、今後も一時保育事業の継続・整備の検討が求められます。



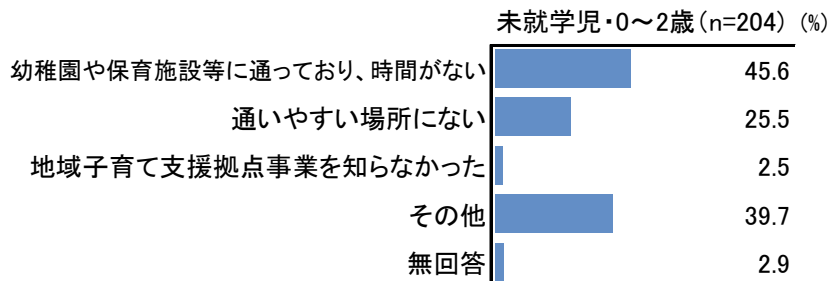
⑤地域子育て支援拠点事業利用状況【未就学児】

○地域子育て支援拠点事業（つどいの広場、東部つどいの広場）の利用状況は4割台、「利用していない」が54.9%となっています。その理由は「幼稚園や保育施設等に通っており、時間がない」が45.6%、「通しやすい場所がない」が25.5%となっています。

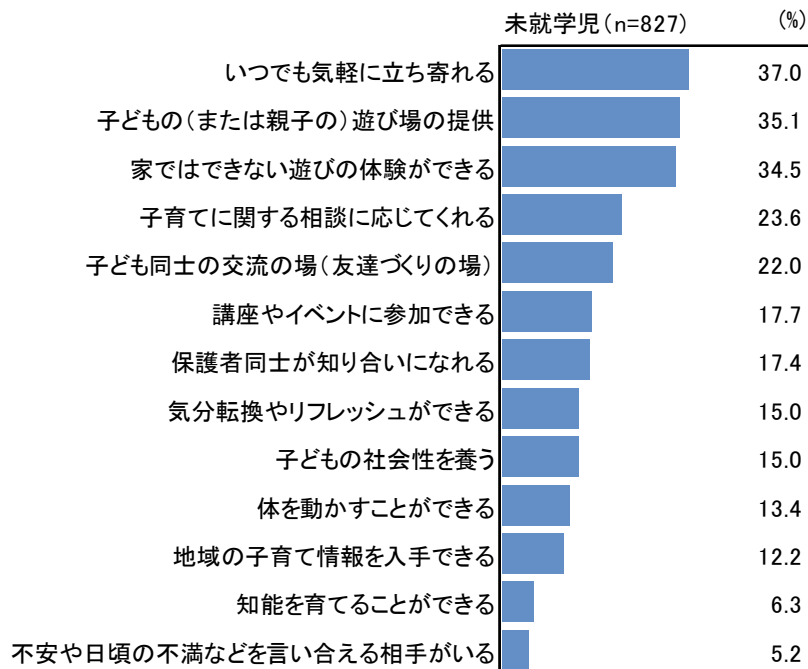
【地域子育て支援拠点事業の利用状況】



【地域子育て支援拠点事業を利用していない理由】



【地域子育て支援拠点事業への期待】



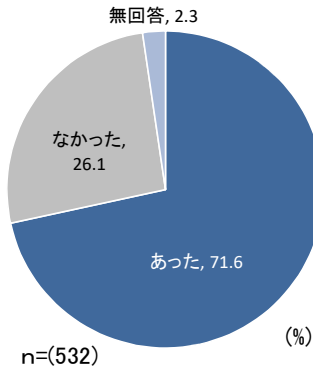
【課題】

地域子育て支援拠点事業に期待することは、「いつでも気軽に立ち寄れる」「子どもの(または親子の)遊び場の提供」「家ではできない遊びの体験ができる」が主な意見となっており、立ち寄りやすい環境の整備や遊び場としての機能が期待されます。

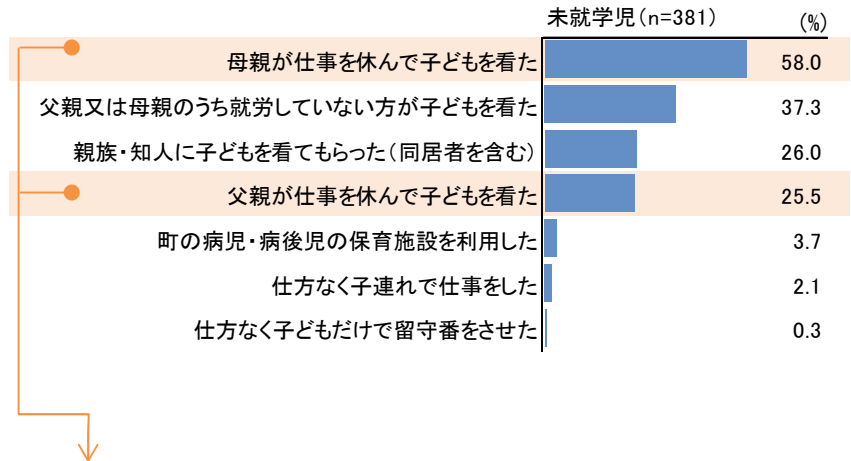
⑥子どもの病気の際の対応【未就学児】

○子どもが病気やケガで教育・保育の事業が利用できなかったことが「あった」は、未就学児で7割以上、その場合の対処方法としては「父親または母親が仕事を休んで子どもを見た」が58.0%、さらにそのうち35.3%は「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」という利用意向です。

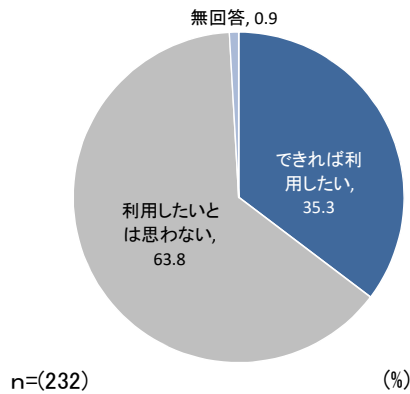
【子どもが病気等で教育・保育事業が利用できなかった経験】



【その時の対処方法】



【病児・病後児保育の利用意向】



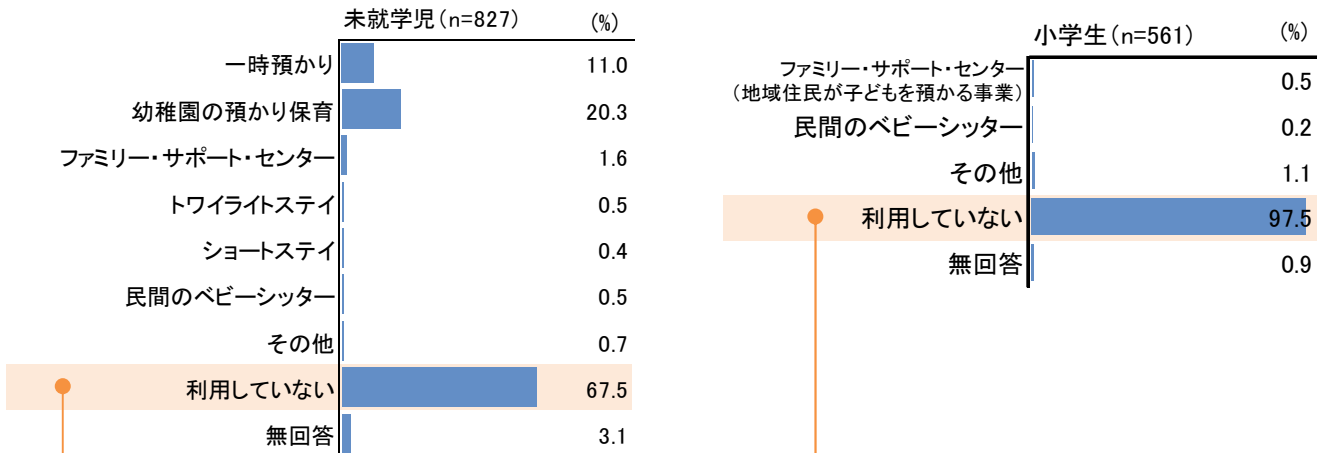
【課題】

病児・病後児保育施設等の利用意向は3割台半ばの利用意向があります。また、「利用している」の回答が3.7%であるため、潜在的な利用希望が高いことがうかがえます。今後、利用方法や制度について、より一層の周知活動が必要となります。

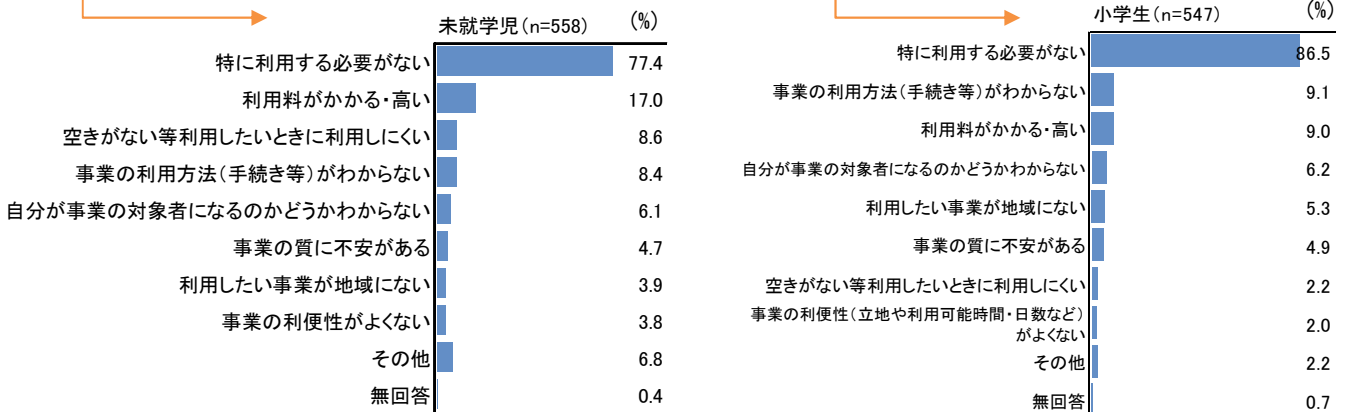
⑦ 不定期の子どもの預かりや宿泊を伴う一時預かり等【未就学児・小学生】

○ 不定期に利用している事業は、未就学児では「幼稚園の預かり保育」が20.3%、「一時預かり」が11.0%となっています。67.5%の方は「利用していない」とし、その理由としても「必要がない」が8割近くとなっています。小学生においては9割以上が利用していませんが、私用やリフレッシュ、冠婚葬祭などで1割台の利用意向を示しています。

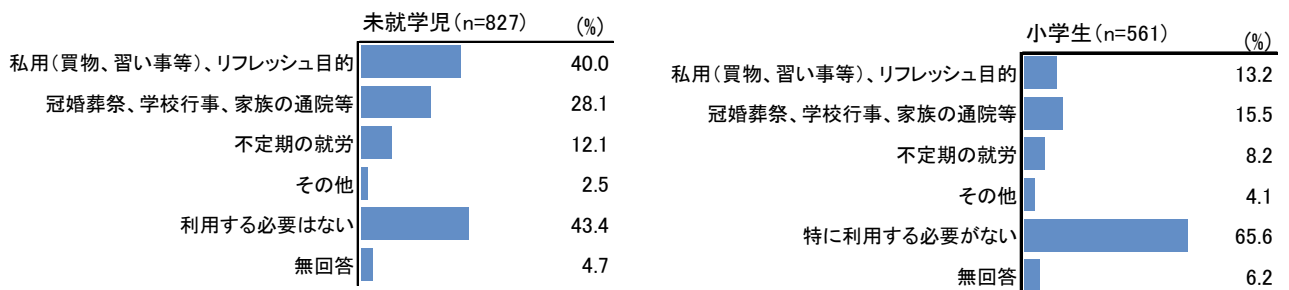
【利用している一時預かり等】



【利用していない理由】



【どのようなときに利用したいか】



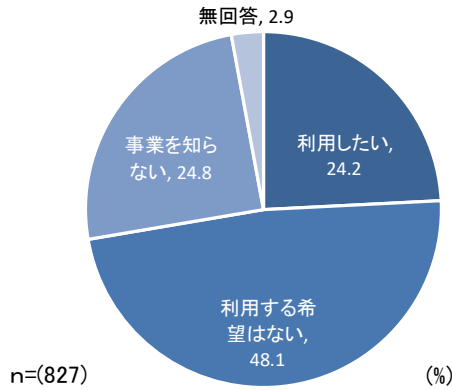
【課題】

不定期に利用している一時預かりや宿泊を伴う一時預かりの利用状況は高くないものの、未就学児では私用やリフレッシュで40.0%、冠婚葬祭などで28.1%、小学生においては私用やリフレッシュ、冠婚葬祭などで1割台の利用意向があります。今後、近隣の他市町村などのサービスの利用や児童相談所を介しての代替サービスへの誘導とともに、サービス提供に向けた検討を進めます。

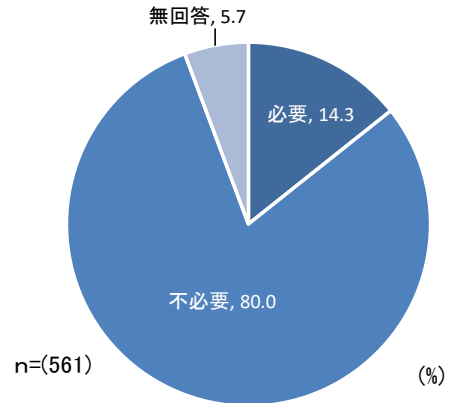
⑧朝と放課後の子どもの居場所【未就学児・小学生】

○朝の子どもの居場所づくり事業を「利用したい」は未就学児で 24.2%、「必要」だと思っている小学生は 14.3%となっています。

【朝の子どもの居場所づくり事業の利用希望(未就学児)】

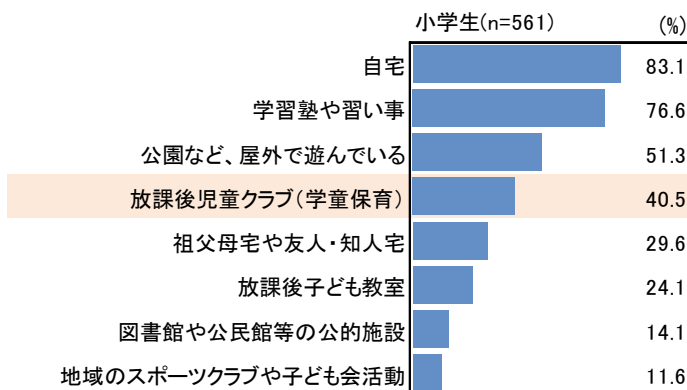


【朝の子どもの居場所づくり事業の必要性(小学生)】



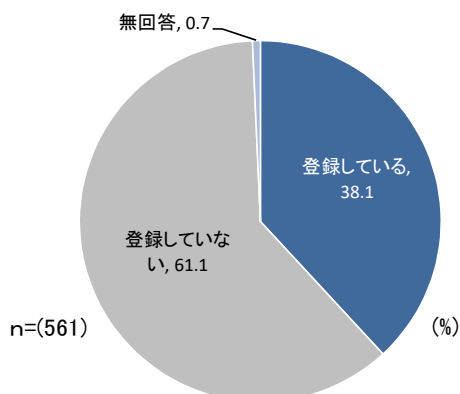
○平日の放課後の子どもたちの居場所は「自宅」や「学習塾や習い事」が7割を超えているほか、「公園など、屋外で遊んでいる」「放課後児童クラブ(学童保育)」が4割以上となっています。

【平日の放課後の居場所(小学生)】

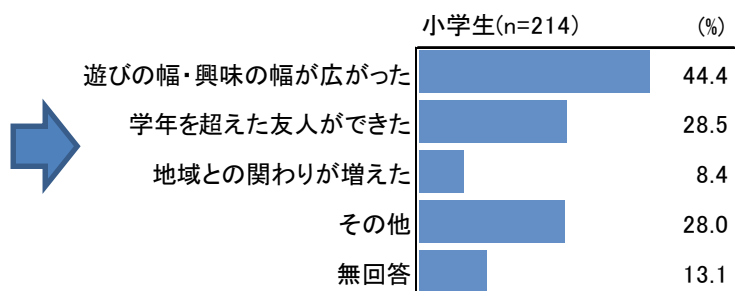


○放課後子ども教室については、「登録している」が 38.1%、参加してよかったこととしては「遊びの幅・興味の幅が広がった」という回答が 44.4%となっており、参加者から一定の評価を得ています。

【放課後子ども教室の利用状況】



【放課後子ども教室に参加してよかったこと】



【課題】

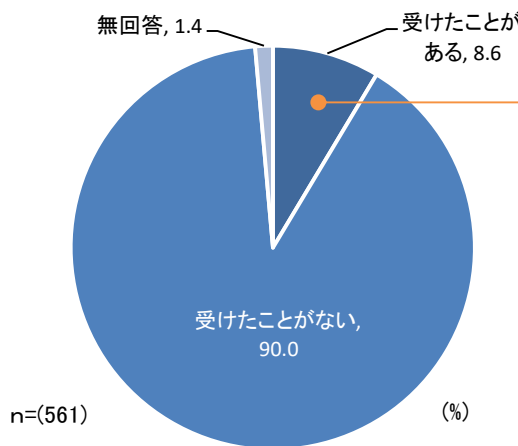
朝の子どもの居場所づくり事業は、未就学児家庭で利用意向が2割台となっておりますが、事業を知らない家庭も2割台となっており、事業の周知も必要です。

放課後の居場所の希望は自宅や習い事が高い傾向にあります。放課後児童クラブ（学童保育）も4割を超えて高くなっており、ニーズに対応できるよう事業の整備が必要です。

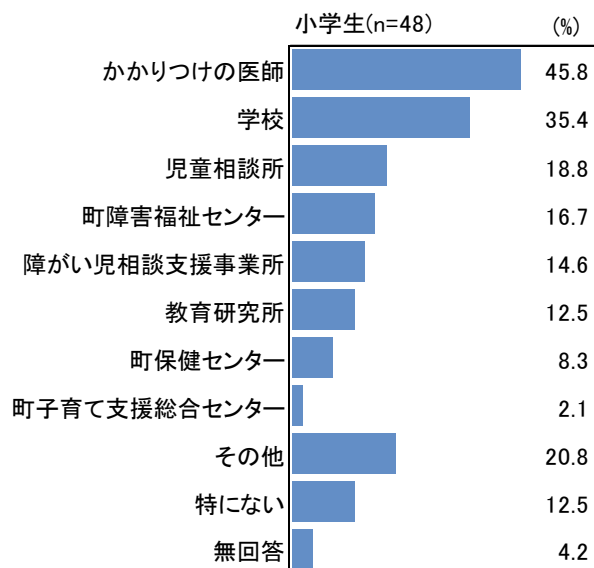
⑨子どもの障がい、発達の状況【小学生】

○子どもの発達に関して診断を受けた経験が「ある」は8.6%となっており、相談先には「かかりつけの医師」や「学校」が多く挙げられているほか、「児童相談所」や「町障害福祉センター」も1割台となっています。

【発達に関する診断の経験】



【発達についての相談先】



【課題】

子どもの発達については、早期に関係機関との連携を図り、保護者の相談から必要な支援につなげられるよう、必要とされる情報の提供や関係機関との連携が大切です。

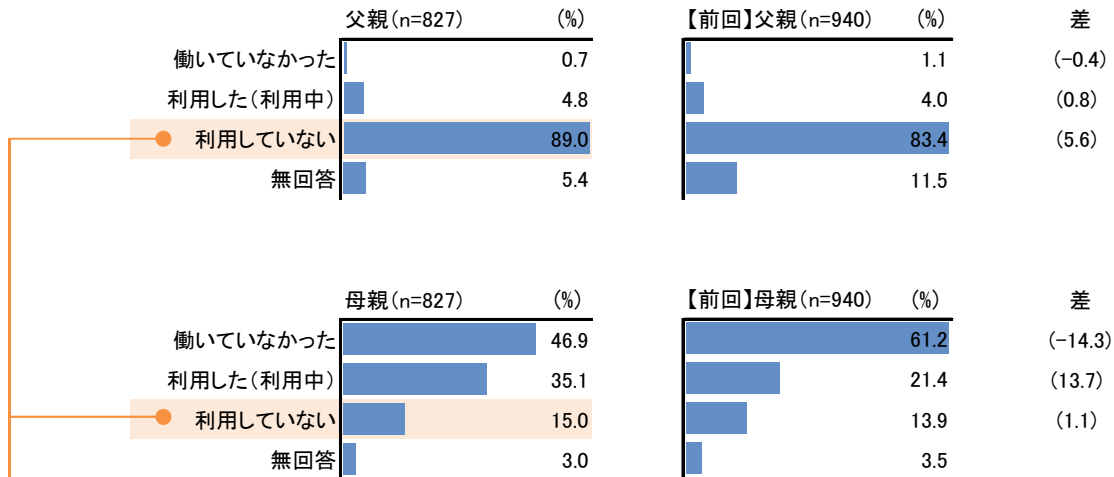
⑩育児休業や短時間勤務制度の利用【未就学児】

○父親は、育児休業を「取得していない」が約9割。「利用した」は前回 4.0%、今回 4.8%と微増しており、今後の育児休暇取得の意識の高まりについて注視する必要があります。

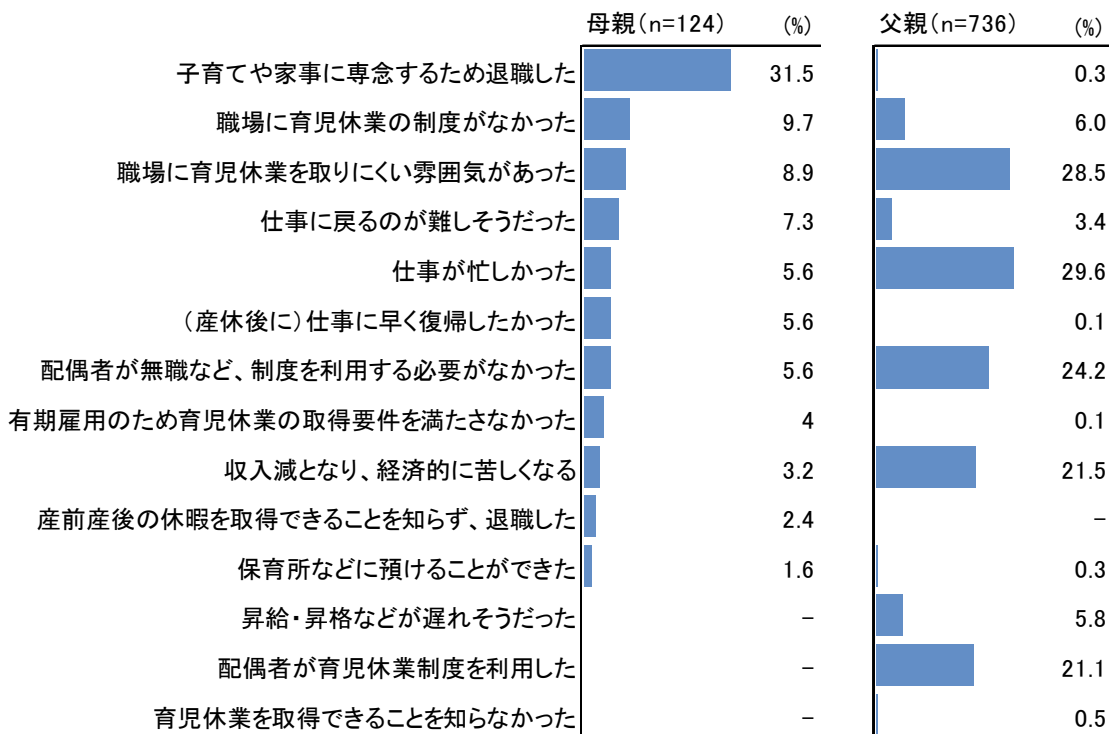
○母親は、「働いていなかった」が 46.9%、「利用した（利用中）」は 35.1%となっています。前回と比較すると、母親の育休取得は前回の2割から3割台へと増加しています。

○利用していない理由は、父親では「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が3割弱である一方、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が3割を超えています。

【育児休業の利用状況】

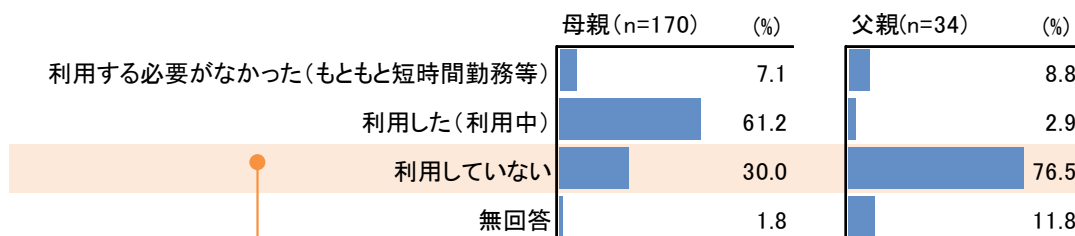


【育児休業を利用しなかった理由】

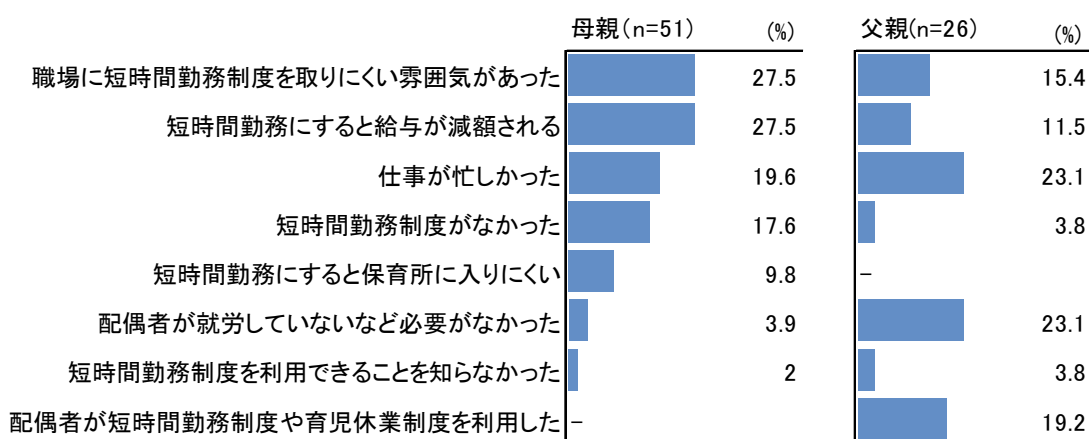


○職場復帰時に短時間勤務制度を利用したのは、母親では61.2%となっています。一方、「利用していない」も30.0%となっており、利用しなかった理由は、「短時間勤務にすると給与が減額される」という経済的な問題や、「職場に短時間勤務制度を取りにくい雰囲気があった」が27.5%となっています。

【職場復帰時の短時間勤務制度の利用状況】



【短時間勤務制度を利用しなかった理由】



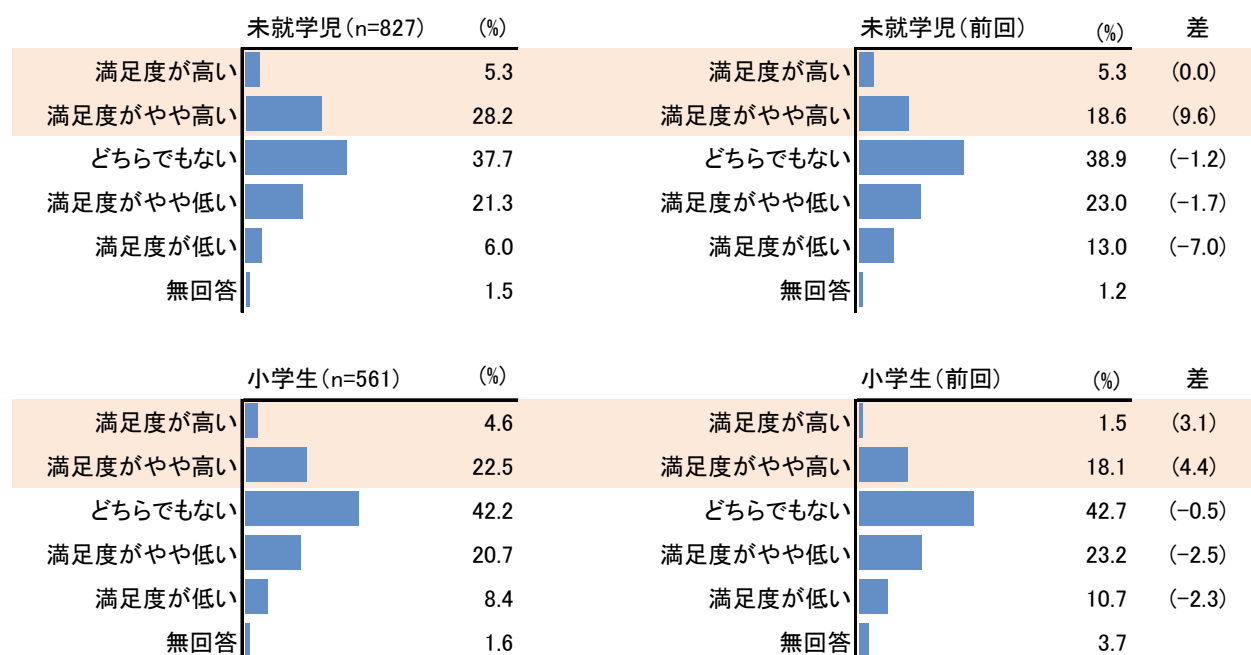
【課題】

仕事と子育ての両立を支援する制度整備に伴い、その利用は着実に増加していますが、依然として低い父親の育児休業取得や、制度利用をためらわせる要因が残っていることなど、社会全体として解消していくべき課題が示される結果となっています。

⑪子育て環境や支援の満足度【未就学児・小学生】

○地域の子育て環境に「満足している」（「高い」＋「やや高い」）は、未就学児では3割台、小学生では2割後半となっています。前回の結果と比較すると、未就学児では前回の2割台から今回は3割台へ、小学生では前回の2割未満から2割後半へと上昇しています。

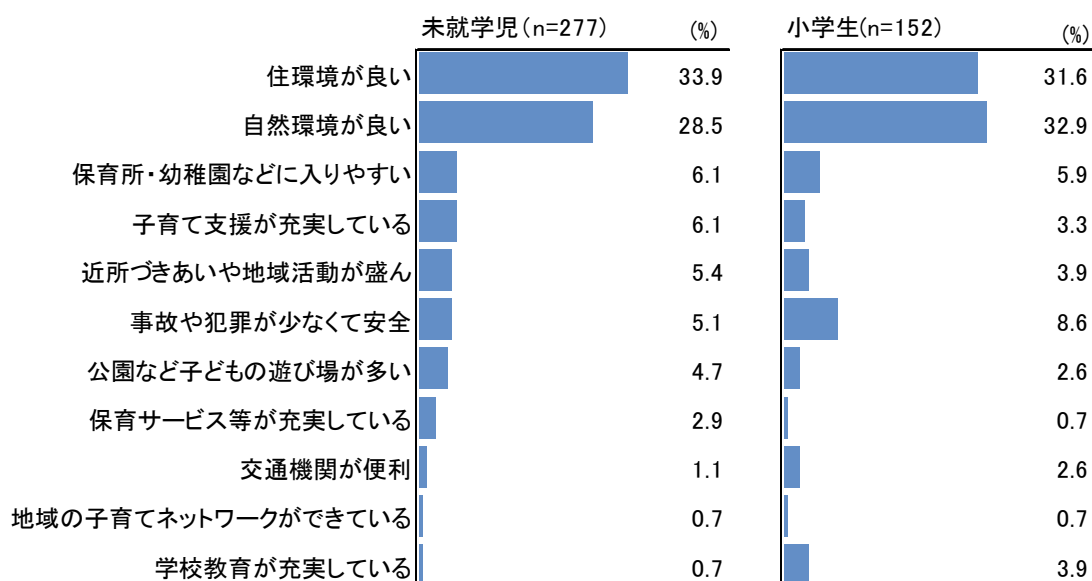
【地域の子育て環境への満足度】



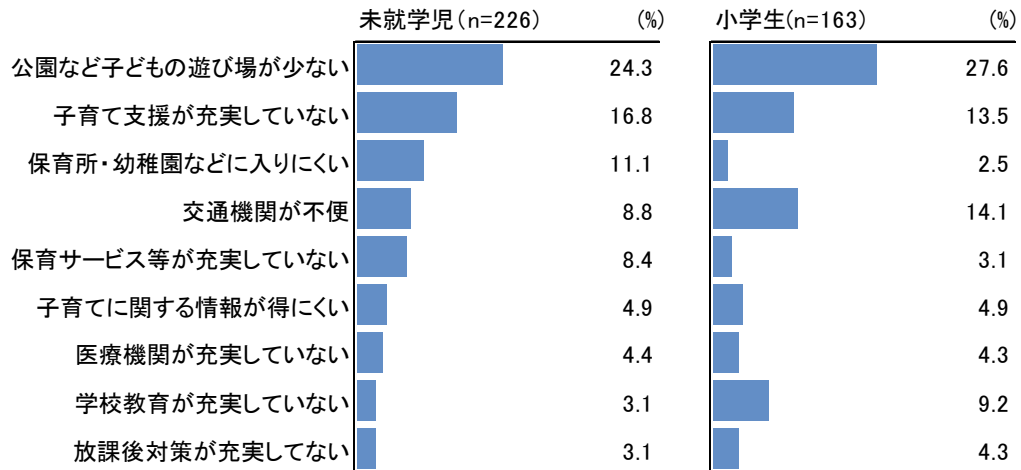
○満足度の高い理由は、未就学児・小学生ともに「住環境が良い」「自然環境が良い」という生活環境についての理由が特に多くなっています。

○満足度の低い理由は「公園など子どもの遊び場が少ない」が多くなっています。

【満足度の高い理由(主なもの)】

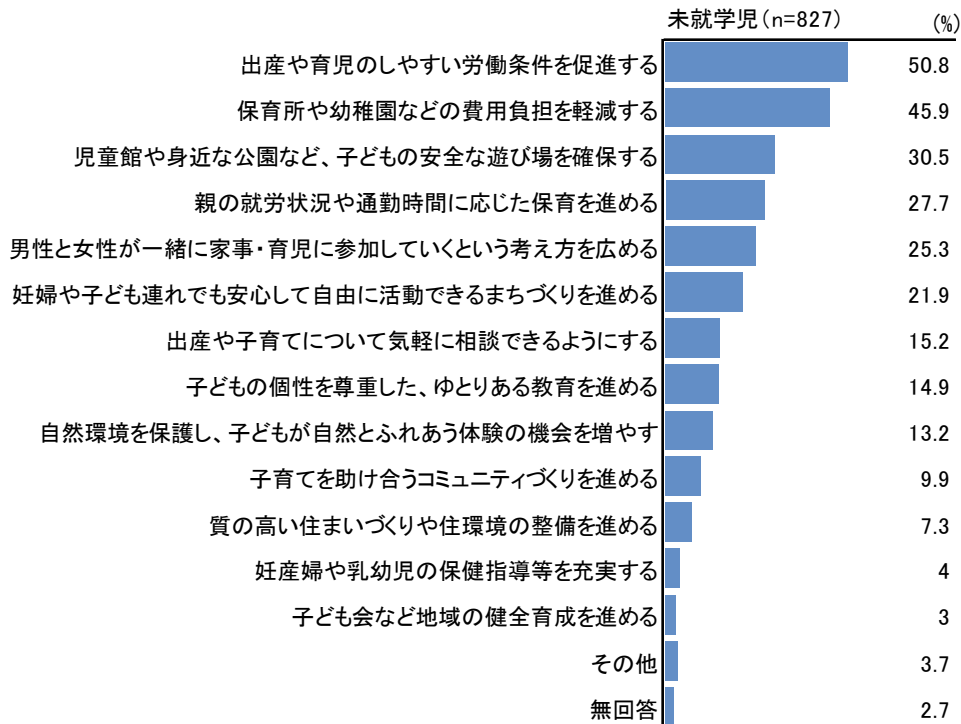


【満足度の低い理由(主なもの)】



○必要な子育て支援策(未就学児)には、「出産や育児のしやすい労働条件を促進する」と「保育所や幼稚園などの費用負担を軽減する」「児童館や身近な公園など、子どもの安全な遊び場を確保する」が上位3項目となっています。

【必要な子育て支援(未就学児)】



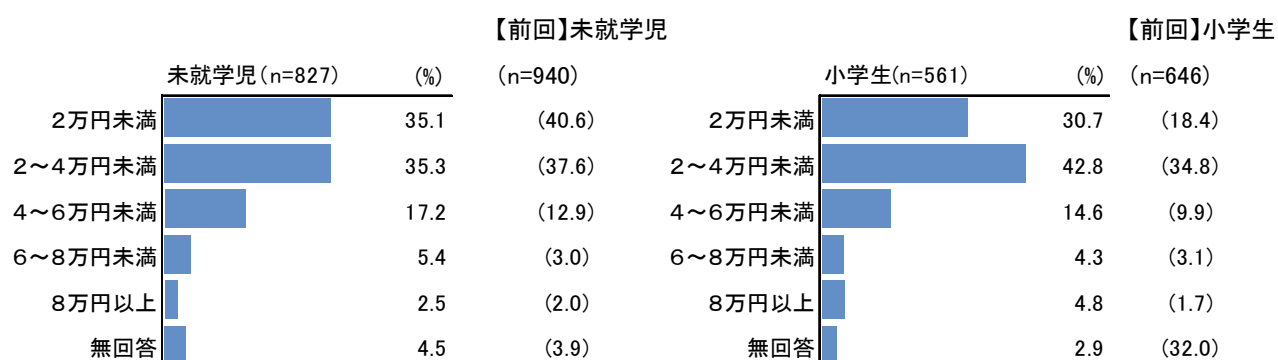
【課題】

子育て環境の満足度は前回調査時よりも高くなっている中で、さらに求められている「必要な子育て支援」については、子育て世代に配慮した労働条件整備やコミュニティづくりなどの社会全体の課題、育児の経済的負担や保健指導、育児相談といった個別対応など、多様なニーズへの対応が必要です。

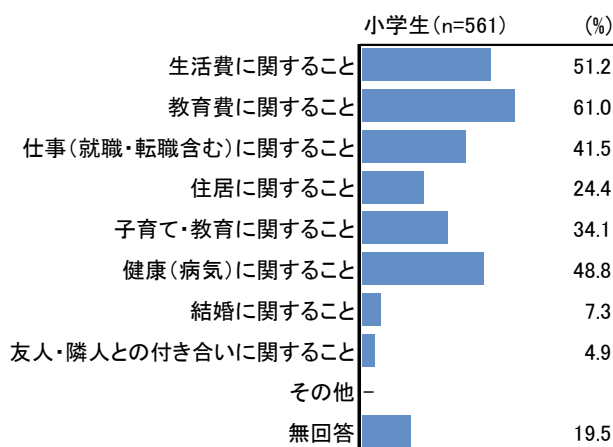
⑫1か月当たりにかかる子育ての費用【未就学児・小学生】

- 1か月当たりにかかる子育ての費用は、未就学児・小学生ともに「2～4万円未満」が最も多く、約7割が4万円未満となっています。
- 前回の結果と比較すると、今回は未就学児では約8割が4万円未満となっていたのと比べ、子育てにかかる費用が増加していることがうかがえます。

【1か月当たりにかかる子育ての費用】



【ひとり親家庭として生活するうえでの不安や悩み】



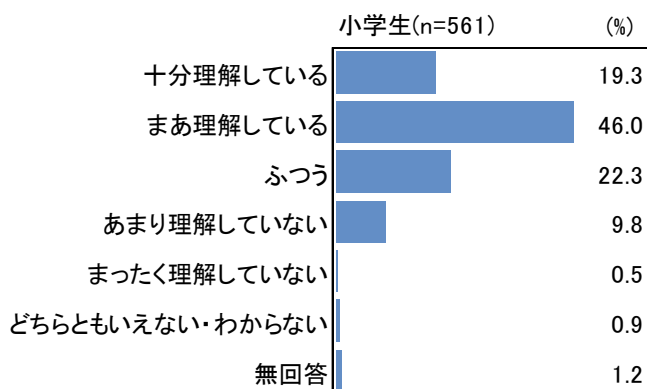
【課題】

1か月当たりにかかる子育ての費用として、約7割が4万円未満と挙げています。また、ひとり親家庭では生活するうえでの不安や悩みとして「生活費に関すること」「教育費に関すること」が5割を超えており、子育てにかかる費用に対しての不安や悩みがあることが読み取れます。そのため、経済的に困窮をしている家庭に対し、支援する取り組みが求められます。

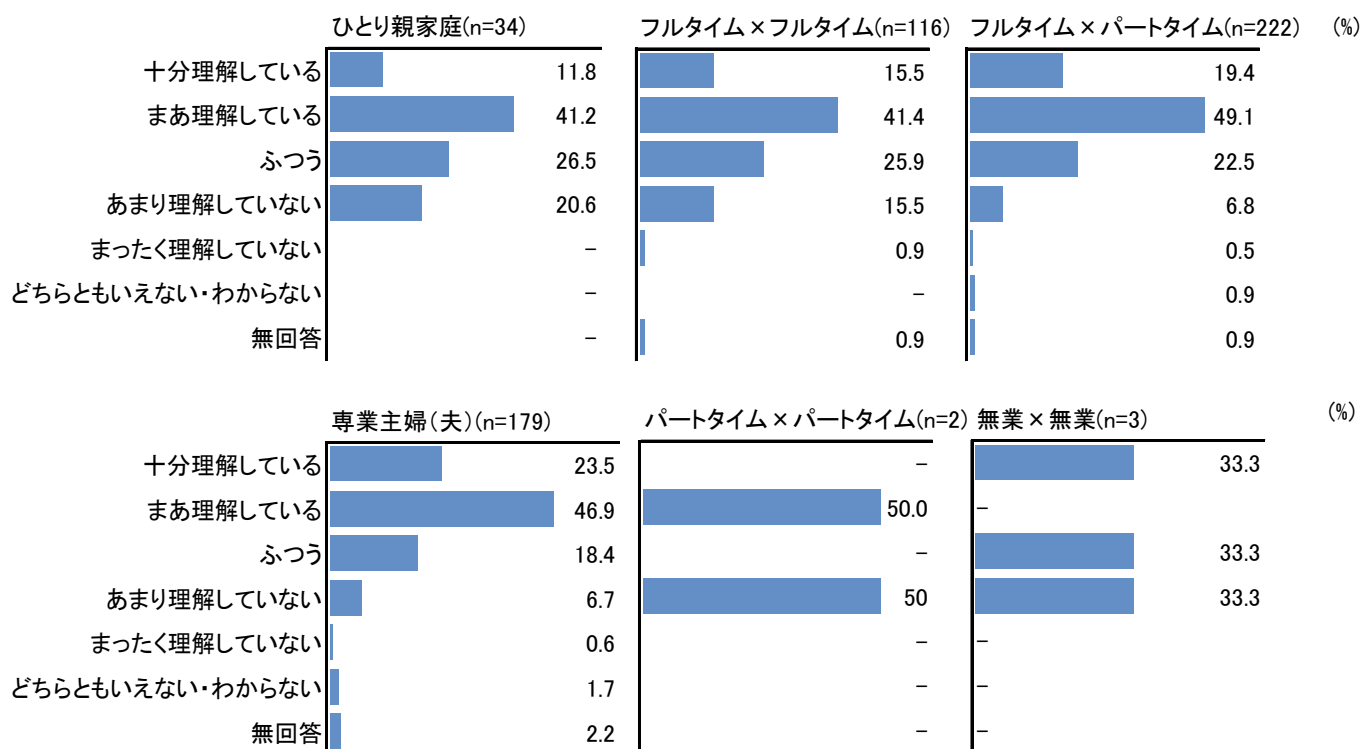
⑬学習状況【小学生】

○学習状況については、「十分理解している」と「まあ理解している」を合わせた「理解している」が6割以上を占め、「まったく理解していない」と「あまり理解していない」を合わせた「理解していない」は1割程度となっています。

【子どもの学習理解度】



【子どもの学習理解度(家庭類型別)】



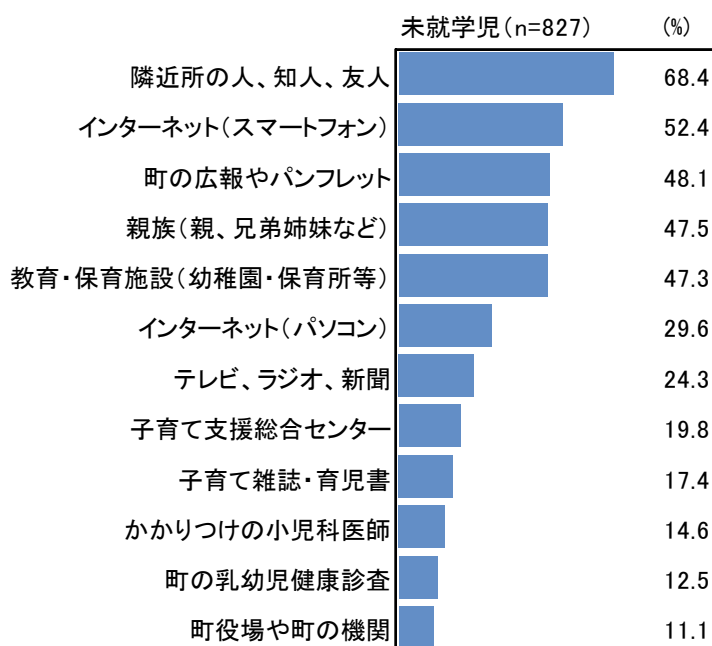
【課題】

家庭類型別でみると、「理解している」（「十分理解している」＋「まあ理解している」）は「ひとり親家庭」ではやや低くなっています。

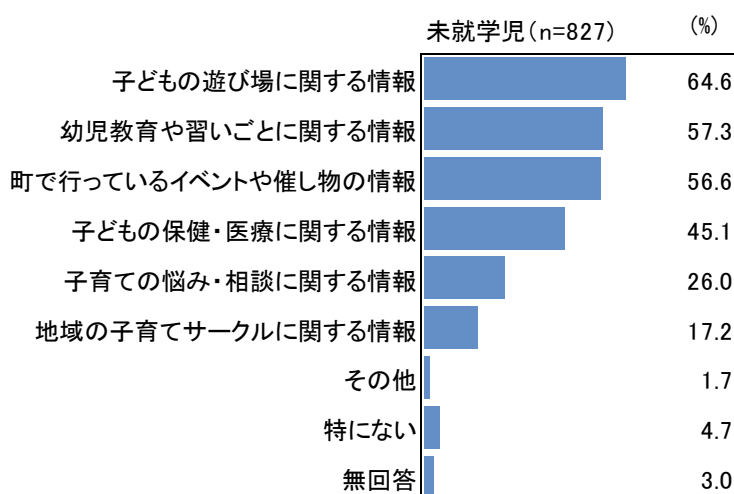
⑭情報の入手先等【未就学児】

- 「隣近所の人、知人、友人」といった地域のつながりから情報を得る割合が68.4%、「インターネット（スマートフォン）」が52.4%、「町の広報やパンフレット」が5割弱となっています。
- 子育てに関して求める情報は、「子どもの遊び場に関する情報」が64.6%、「幼児教育や習いごとに関する情報」と「町で行っているイベントや催し物の情報」が5割台後半となっています。

【子育て情報の入手先(主なもの)】



【必要な子育て情報】



【課題】

情報の入手手段や媒体は様々ですが、必要な時に必要な情報にアクセスできるよう、利用しやすい情報媒体により効果的に情報発信をしていくことが求められます。

第5章 施策の推進

施策の推進状況から見える課題

第1期計画では、6つの基本目標を設定し、それに伴う90の事業の進行管理を毎年行ってきました。

ここでは、直近の平成30年度の事業評価の進行管理をもとに、成果や課題をとりまとめます。

第2期計画では、6つの基本目標の実現に向けて、27の施策の方向に基づいて目標を定め、本計画を推進していきます。

【第1期計画期間中の施策の推進状況まとめ】

【全体結果】

基本目標	項目	進行状況			事業数
		A	B	C	
1	子どもたちの生きる力を育む環境づくり	3	14	0	17
2	子どもの心豊かな成長を育む環境づくり	1	15	0	16
3	子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり	1	16	1	18
4	地域が支える子育て環境づくり	2	12	1	15
5	子育てと仕事の両立支援	6	8	0	14
6	心配りが必要な子どもたちへの支援	1	9	0	10
計		14	74	2	90
		15.6%	82.2%	2.2%	

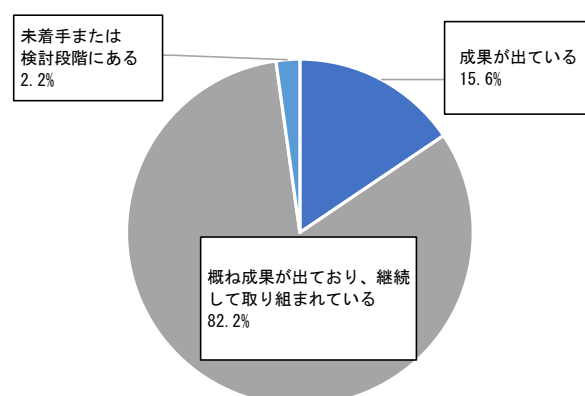
※進行状況の説明

評価	判断基準
A	成果が出ている
B	概ね成果が出ており、継続して取り組まれている
C	未着手または検討段階にある

事業評価においては評価のあった全90事業中、成果が出ている事業は14事業（15.6%）、概ね成果が出ており継続して取り組まれている事業は74事業（82.2%）、未着手または検討段階にある事業は2事業（2.2%）となっています。

上記の結果により、2割近くの事業が目標に対し十分な成果を得ており、8割以上の事業が目標に向かって継続的に取り組まれています。

今後も安定的に事業を進めるとともに、ニーズに合わせ新規事業の推進や既存事業の拡充、または事業の見直しが必要となります。



【第1期計画の総括】

今回の評価では、老朽化した設備整備や、認定こども園の誘致などの環境整備、多様な保育サービスの提供などが順調に発展したことがうかがえます。

今後は、子どもの居場所づくりのさらなる充実や、地域ぐるみの子育て支援の強化が重要となります。

基本目標 1：子どもたちの生きる力を育む環境づくり

事業評価（第 1 期計画期間）

事業番号	事業名	評価	事業番号	事業名	評価
1	老朽化した設備の整備	A	10	各園における相談環境の整備	B
2	公立幼稚園・公立保育所のあり方についての検討	A	11	乳幼児とのふれあい体験	B
3	保育士、教諭の質の向上（研修、人材育成）	B	12	性に関する正しい知識の啓発	B
4	魅力ある教育・保育の推進	B	13	喫煙や薬物使用の知識啓発	B
5	少人数指導や外部人材の活用	B	14	犯罪に巻き込まれない対策	A
6	職業体験学習などのキャリア教育の推進	B	15	規則正しい食生活の推進	B
7	子ども同士の交流	B	16	食生活に関する講座の開催	B
8	幼稚園、保育所、小学校のネットワーク強化（円滑な移行）	B	17	給食の充実	B
9	親子同士のコミュニケーション講座	B			

【まとめ】

これからの変化の激しい社会を生きる子どもたちのため、学校教育ではタブレット端末機器を導入した IT 教育や外国語教育を推進してまいりました。

また、幼少期の子どもたちにおいては「いそっこフェスティバル」を開催し、子どもたちの社交性を育て「小1ギャップ」の回避に努めるなど、確かな学力や豊かな人間性、健やかな身体を基本に、自己を確立し、調和の取れた人として成長していくための「生きる力」となるような様々な事業を進めてまいりました。

今後とも、ファミリー教室や子育て講座により幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援の質の向上を図ってまいります。また、子どもたちに命の尊さや性に対する正しい知識、正しい生活習慣の普及のため、学校と連携し取り組みます。



1-1 教育・保育環境の整備

子どもに安全で快適な学校及び園環境を提供するため、教育・保育施設、設備の維持管理を進めます。

課題	事業名	担当課	事業概要	目標値
1	老朽化した施設・設備の整備	子育て支援課 学校教育課	○安全で快適な学校及び園生活を送ることができるよう、施設・設備の維持管理を行うとともに、総合計画に基づいた計画的な整備を行います。	継続実施
2	公立幼稚園・公立保育所のあり方についての検討	子育て支援課	○公立幼稚園・保育所の定員の見直し等について検討します。	継続実施

1-2 質の高い教育・保育、地域子育て支援

すべての子どもが発達段階に応じた教育・保育を受けることができるよう、教育・保育、地域子育て支援の質の確保に努めます。

課題	事業名	担当課	事業概要	目標値
3	保育士、教諭の質の向上（研修、人材育成）	子育て支援課	○質の高い幼児期の教育・保育を推進するために、人材確保に向けた助成事業の実施を図ります。 ○幼稚園教諭及び保育士の質の向上を目指し、各種研修を行い人材育成の充実、処遇改善等を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・私立園への補助金交付 ・継続実施
		学校教育課	○教育研究所事業として、特別研究や学校・研究分・個人グループが行う様々な研究を支援し、教育研究の充実を図ります。	
4	魅力ある教育・保育の推進	子育て支援課	○幼稚園、保育所等の子ども同士の交流や幼稚園の教育課程及び保育所の保育指針に基づき、幼児教育を推進します。 ○豊かな心を育むために芸術鑑賞の場を提供します。	継続実施
		学校教育課	○大型テレビモニター・タブレット PC 等 IT 関連機器を効果的に活用した教育を推進します。 ○小学校での外国語活動を通して、異文化への興味・関心を深め、コミュニケーション能力の育成に努めます。 ○学校評議員等による外部からの意見を受け、次年度の教育計画に生かします。	継続実施
5	少人数指導や外部人材の活用	学校教育課	○少人数指導等学習形態を工夫し、基礎・基本の定着を図るとともに、35人学級編制を支援します。 ○豊富な知識や経験を有する人を指導協力者として依頼し、教育活動の一層の充実を図る「地域ふれあい学習」を実施します。 ○中学校部活動充実のため、地域指導者を活用します。	「地域ふれあい学習」協力者延べ 2,000人/年
6	職業体験学習などのキャリア教育の推進	学校教育課	○将来の社会的・職業的自立に向けて、一人ひとりの児童生徒が目的を持って学べるようになることを目指し、各校種に応じたキャリア教育を推進します。	中学校3年間の学習の中で、全ての生徒が職業体験学習を行う

1-3 小学校教育への円滑な移行

就学前の教育、保育から小学校入学につなげるために施設間のネットワークを強化し、小学校教育への円滑な移行を進めます。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
7	子ども同士の交流	子育て支援課	○町内の幼稚園、保育所等の年長児が交流する「いそっこフェスティバル」開催など、園や地域の枠を超えた子ども同士の交流を図ります。	継続実施
		学校教育課	○幼保小の連携活動の一環として、小学1年生が小学校に入学する予定の幼稚園・保育所等の園児を学校に招待し、学校案内や遊びなどを通しての交流を図ります。 ○学校、家庭、地域社会が連携・協力し、子どもの「生きる力」を育むとともに、地域の教育力の再生・充実を目指し、子ども同士、大人同士、子どもと大人、そして幅広い年代の人々との交流活動や体験活動、学習活動（「地域ふれあい学習」）を推進していきます。	「地域ふれあい学習」協力者 延べ 2,000人/年
8	幼稚園、保育所、小学校のネットワーク強化（円滑な移行）	学校教育課 子育て支援課	○職員間では保育参観や研修会を開催することで、相互の教育について理解を深めます。 ○小学校教員が保育参観をしたり、幼稚園・保育所等職員が小学校の授業を参観したりすることにより、相互の教育について理解を深めます。 ○小学校入学前後に、小学校教員と幼稚園・保育所等職員が円滑な移行のための連絡会を開催します。	継続実施

1-4 家庭教育への支援

家庭教育の自主性を尊重しつつ、地域や園をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育が行われるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実させるとともに、課題を抱える家庭への相談機能などを充実します。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
9	親子同士のコミュニケーション講座	子育て支援課 生涯学習課	○幼児から思春期の子どもをもつ保護者及びその家庭を対象とした講座を開催し、子育て中に学習を行うことにより、親としてのあり方を考え家庭教育を実践するきっかけとします。	継続実施
10	町内幼稚園・保育所等における相談環境の整備	子育て支援課	○町内幼稚園・保育所等において、専門的な知識と豊富な経験を持つ職員等に、気軽に相談できる環境を整えるなど、社会全体で子育てを支える環境づくりに取り組みます。 ○町立園等に勤務している子育て関係者を対象に、母子保健制度などを学ぶ認定講座などを開催し、コーディネーターを養成し、配置していきます。	各子育て関連施設に1人（コーディネーター）配置

1-5 子どもの心と体の健康づくり

子どもたちが心身ともに健康に育つよう、性や薬物使用に対する正しい知識を習得できるよう様々な取り組みの他、命の大切さを学び自殺対策に向けた取り組みを進めます。

事業号	事業名	担当課	事業概要	目標値
11	乳幼児とのふれあい体験	学校教育課	○中学校の家庭科で乳幼児の心身の発達についての理解を深める学習を行い、公立幼稚園・保育所を訪問して保育実習を行います。	継続実施
12	性に関する正しい知識の啓発	学校教育課	○小・中学校では、性や性感染症について、保健の指導等により正しい知識の定着を図ります。 ○児童生徒の発達段階に即して指導計画を作成し、性教育の指導を実施します。	継続実施
13	喫煙や薬物使用の知識啓発	学校教育課	○小・中学校において、飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育に取り組みます。	継続実施
14	犯罪に巻き込まれない対策	町民課	○犯罪に巻き込まれないよう、家庭・学校・関係機関等が一体となってモラル教育を行います。	各中学校 1回/年（町内全中学校開催）
		学校教育課	○教職員の防犯安全講習会を実施し、子どもたちの安全確保を図ります。 ○学校・保護者・地域が連携して、登下校を含めた学校内外の安全保持に努めます。 ○情報モラル教育を実施し、インターネット被害に巻き込まれないようにします。 ○「大磯町園児・児童・生徒の防犯安全対策推進委員会」を開催し、関係諸機関との連携を深めます。	大磯町園児・児童・生徒の防犯安全対策推進委員会 1回/年
15 新規	自殺対策の推進	スポーツ健康課 学校教育課	○平成31年3月に策定した「大磯町自殺対策計画」に基づき「いのちの大切さ」を伝える教育を推進します。小学生には、助産師の講話や赤ちゃん人形の抱っこ体験などの「いのちのはなし事業」を、中学生には、がん体験者の講話と保健師の講義により「中学生のがん教育」を実施します。 ○県や学校等と連携し、児童・生徒へのSOSの出し方やSOSの受け止め方に関する教育を推進していきます。	各小中学校 1回/年
16 新規	町内幼稚園・保育所等巡回歯磨き指導	スポーツ健康課	○大磯町歯及び口腔の健康づくり推進条例（平成29年4月制定）に基づき、歯と口腔の健康について学び、歯ブラシ等の使い方の実習を通して、幼児期からの正しい歯磨き習慣の確立を図るため、町内幼稚園・保育所等を歯科衛生士が巡回して園児や職員に歯磨き指導を行います。 ○園と連携し、保護者への歯磨き指導を推進していきます。	町内各園等 1回/年

1-6 食育の推進

規則正しい食生活を通じて、成長段階に応じて、子どもたちが心身ともに健康に育つように、また、食に関する学習の機会や情報提供など、「食育」を進めます。

事業号	事業名	担当課	事業概要	目標値
17	規則正しい食生活の推進	スポーツ健康課	<p>○平成29年3月に策定した「けんこうプラン大磯」に基づき、町と関係機関が連携して、家庭・教育・地域などで食に関する講座や地産地消など食からの健康づくりを推進します。</p> <p>○食育・健康づくりに関する情報やサービスを集約し、楽しく効果的に発信することができるよう、食育情報誌「磯食だより」を発行し、食育の普及・啓発に努めます。</p>	継続実施
		産業観光課	<p>○農協と連携して親子農業体験教室を開催し、食育と地産地消の普及啓発を図ります。</p>	継続実施
18	食生活に関する講座の開催	スポーツ健康課	<p>○2～3歳児、幼稚園児とその保護者を対象に、「混ぜる」「切る」などの調理体験することで、食への関心を高め、みんなで食事をするマナーを学ぶ幼児親子クッキング教室を開催します。</p> <p>○小学生の親子を対象に、コミュニケーションを深めながら、食べることの大切さを理解し、基本的な食習慣と自ら健康を考えて食事する力を身につけるための親子クッキング教室を開催します。</p>	食育講座 8回/年
19	給食の充実	子育て支援課	<p>○公立保育所では、集団で食事をする給食の時間を通じて、食べることへの意欲や食べたいもの、好きなものを増やし、仲間と一緒に食べる楽しさを育むように取り組みます。</p> <p>○個別のアレルギー対応等、食の安心・安全にも考慮します。</p>	継続実施
		学校教育課	<p>○小学校給食への地場産物（県内産）の利用を促進します。</p> <p>○中学校給食の再開を目指します。</p>	小学校給食の地場産物（県内産）の使用割合 30%以上



基本目標2：子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

事業評価（第1期計画期間）

事業番号	事業名	評価	事業番号	事業名	評価
18	学童保育の推進	B	26	スポーツ大会や教室の開催	B
19	放課後子ども教室の推進	B	27	地域の伝承文化に親しむ郷土愛の育成	B
20	全ての子どもの居場所づくりの推進	B	28	文化・芸術体験の機会の提供	B
21	公園等の整備	B	29	読書活動の推進	B
22	地域住民との交流事業	B	30	環境学習の推進	A
23	青少年指導員活動	B	31	人権教育	B
24	各園や学校におけるスポーツの取り組み	B	32	平和学習	B
25	スポーツ少年団活動やスポーツ推進委員の活動支援	B	33	子どもの意見を反映する機会の充実	B

【まとめ】

感動する感性、正義感や公平さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、他者との共生など、変化の激しい時代を生きる子どもたちにとっては、身近な地域で豊かな人間関係をつくる力を培うことが大切です。

子どもたちが安全に過ごすため、放課後児童の居場所づくりを継続して実施し、青少年指導員やスポーツ推進委員などの方々による事業や企画に参加し、地域において学び、遊び、幅広い世代や地域の方との交流の機会を通じて、子どもたちが未来に希望を抱くことができる環境づくりを進めます。

2-1 子どもの居場所づくり

地域社会における子どもの数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。そのため、子どもが自由に遊び、学習や体験活動、交流活動などを行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
20	学童保育の推進	子育て支援課	○保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない小学生に対し、学校の授業終了後等に適切な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。 ○子どもの情緒面や安全性を配慮し、おおむね40人のグループに有資格者を含めて2名以上の職員を配置します。	継続実施
21	放課後子ども教室の推進	子育て支援課	○小学校の敷地内の諸施設や余裕教室などを利用し、安全・安心な子どもの活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともにスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を推進します。	実施回数の増加

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
22	全ての子どもの居場所づくりの推進	子育て支援課	<p>○国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」の適切かつ円滑な運営と、本町の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に向けて、「大磯町新・放課後子ども総合プラン推進委員会」にて、検討を進めます。</p> <p>○小学校の始業前に学童保育施設などを利用し、子どもたちが安全安心に過ごすことができる「朝の居場所」を設けます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大磯町新・放課後子ども総合プラン推進委員会 2回/年 ・継続実施
23	公園等の整備	都市計画課	<p>○子どもの安全性を確保するために、公園内を明るく保つことや、内外から見通しを良くするため、公園灯周辺の樹木の剪定や生垣の間伐などを実施します。</p> <p>○公園遊具の定期点検を実施し、必要な修繕を行うとともに安全な遊具への更新を進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・緑地の樹木剪定の実施 ・遊具点検及び修繕 1回/年

2-2 世代間交流の充実

地域における子育て支援の実施にあたっては、地域の高齢者の参画を得るなど、世代間交流の推進を図る必要があります。多様な世代との交流の機会を通して、子どもたちが豊かな心と社会性を育む世代間交流を進めます。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
24	地域住民との交流事業	子育て支援課	○子育て支援総合センターを中心に地域・年齢を超えたつながりを持ち、相互理解を図るために、ハッピー3世代交流会を実施します。	継続実施
		学校教育課	○豊富な知識や経験を有する人を指導協力者として依頼し、教育活動の一層の充実を図る「地域ふれあい学習」を実施します。	「地域ふれあい学習」協力者 延べ 2,000人/年
		生涯学習課	○子どもたちが豊かな心と社会性を育むために、地域において子どもたちと様々な世代の方が交流できるよう、生涯学習を支援できる人材を確保し、高齢者等との世代間交流活動を推進します。	人材登録者数 100人
		福祉課	○高齢者の社会参加活動の中で、保育所・幼稚園・小学校などと交流し、世代間の交流を図ります。	継続実施
25	青少年指導員活動	生涯学習課	<p>○地域の青少年の健全育成を図ります。</p> <p>○自主事業を企画・実施することにより、地域青少年との交流機会を持ちます。</p>	自主事業 3回/年

2-3 スポーツ活動の推進

子どもの体力が低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満増加などの現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、基礎的な体力を身につけ、健全な成長を促すスポーツ活動の推進を支援します。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
26	各幼稚園・保育所等や学校におけるスポーツの取組	学校教育課	○「大磯町学校教育における子どもの体力向上に向けた取組指針」に基づき、児童体育委員会主催のスポーツ大会や学年主催の球技大会、ベルマーレのサッカー教室など、各幼稚園・保育所等・学校においてスポーツ活動の推進を図ります。 ○中学校において、地域指導者の活用により、部活動の充実を図ります。	継続実施
		子育て支援課	○幼稚園・保育所等において、子どもたちが外遊びに親しめる環境づくりを進め、体力増進を図ります。	継続実施
27	スポーツ少年団活動やスポーツ推進委員の活動支援	スポーツ健康課	○大磯町スポーツ少年団や大磯町スポーツ推進委員協議会の活動を支援することにより、子どもたちのスポーツ活動を推進します。	継続実施
28	スポーツ大会や教室の開催	スポーツ健康課	○大磯町体育協会、総合型地域スポーツクラブ、民間スポーツクラブ等と連携してスポーツ教室等を開催し、小・中学生を対象とした活動の場を提供します。	継続実施

2-4 文化・芸術活動の推進

心豊かな子どもの成長に向けて、文化・芸術活動の推進を支援します。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
29	地域の伝承文化に親しむ郷土愛の育成	生涯学習課	○幼稚園・保育所・小学校・中学校から地域の歴史、文化、自然に関する学習指導の依頼があった場合、郷土資料館職員が学習指導を行う。	継続実施
30	文化・芸術体験の機会の提供	生涯学習課	○人材登録制度を活用し、小・中学生を対象とした文化・芸術体験の場を提供します。	「青少年おもしろ講座」 3回/年
		学校教育課	○各学校で音楽会や合唱コンクールの開催、芸術鑑賞会の実施などにより、子どもたちの文化・芸術に対する関心を高めます。	継続実施



事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
31	読書活動の推進	生涯学習課	<p>○団体貸出の活用や図書館見学等により町の図書館と学校との連携を深めます。また、読んだ本を記録できる読書通帳を小学校新入生に配布します。</p> <p>○「子ども読書活動推進計画」に基づき、「おはなし会」「読書案内」等を行い、読書活動を推進します。</p> <p>○0歳児とその保護者すべてを対象に、「赤ちゃん絵本を開く時間の大切さ」などのメッセージを直接伝えながら、絵本の読み聞かせを行い、本やブックリスト、図書館の利用案内等が入った「ブックスタート・バック」を手渡します。</p> <p>○事業に協力するボランティアを養成します。</p> <p>○「ブックスタート・フォローアップ事業」として0歳児向き及び児童関係図書の充実を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童書の団体貸出冊数 1,500冊/年（令和2年度） ・団体貸出用児童書の購入冊数 100冊/年（令和2年度） ・おはなし会参加 1,500名/年（令和2年度） ・ブックスタート乳児向き貸出用図書の購入数 100冊/年（令和2年度）
		学校教育課	○読書活動の推進のため、学校図書館の整備と学校図書館司書の配置の充実を図ります。	継続実施

2-5 子どもの健全育成

人権、環境など、子どもの健全育成に向けた取り組みを進めます。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
32	環境学習の推進	環境課 美化センター	○リサイクルセンターの施設見学コースや環境学習施設を活用し、環境学習を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ・各小学校の施設見学 1回/年 ・子ども向け体験学習の実施 1回/年
33	人権教育	学校教育課	○小・中学校において人権教育研究事業を実施し、人権教室や講演会を開催するなど、人権教育の充実に努めます。	継続実施
34	平和学習	総務課	○小学校6年生に、原爆体験談などの講話を実施することで平和に関する意識の高揚を図ります。	継続実施

2-6 社会参加への支援

地域社会の担い手となる子どもの人格を尊重し、年齢に応じてまちづくりに参画する取り組みを進めるとともに、権利意識と責任ある社会人となるための自覚を促します。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
35	子どもの意見を反映する機会の充実	政策課	○子どもの町に対する要望や意見などを聴取し、その意見や提案を町が行う施策や事業に反映するとともに、子どもがまちづくりに参画する意欲の増進を図り、責任ある社会人となるための自覚を促すため、中学校生徒会との意見交換会等を開催します。	継続実施

基本目標3：子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり

事業評価（第1期計画期間）

事業番号	事業名	評価	事業番号	事業名	評価
34	母子の健康保持、増進	B	43	養育医療	B
35	出産育児不安の解消（情報提供・訪問・子育て講座等）	B	44	就園、就学援助	B
36	不妊等への支援	B	45	ひとり親への援助	B
37	乳幼児健診、予防接種の推進	B	46	障がいを持つ子どもへの援助	B
38	救急医療の確保	B	47	保育料以外の実費負担への費用助成	C
39	妊婦健康診査	B	48	公園や道路等の環境整備、バリアフリー	A
40	周産期・小児医療の確保	B	49	公共施設での子育て支援（授乳室やベビーベット等）	B
41	児童手当の支給	B	50	通学路や公園などの安全確保	B
42	小児医療の助成	B	51	交通安全、防犯対策	B

【まとめ】

長期的な少子化傾向が継続している中、安心して子どもを産み育てられる環境の整備が求められています。このため、妊娠・出産から子育てまでの切れ目ない支援のため妊婦健診やマタニティスクールを開催し、年齢ごとの子ども健康診断、医療対策の充実に向けた取り組みを進めています。

また、出産直後の産婦に対し育児負担や育児疲れをケアする産後ケアなど、母子保健に関わるネットワークの構築に取り組んでまいりました。

今後も子育ての経済的な負担軽減を期待する意見が示されていることから、医療体制の充実とともに、子どもの医療費の助成や就学援助などを推進します。

その他にも、地域の方々による交通安全や防犯のための街頭見守りなど子どもたちが安全で安心して地域で過ごせる支援、子どもたちが交通事故や犯罪などの被害から守るための対策などを進めます。



3-1 妊娠、出産から子育てまで切れ目ない支援

妊娠、出産から子育てまで安心して生活できるように、健康面、育児不安の解消に向けた相談・指導を充実します。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
36	母子の健康保持、増進 (新生児・未熟児訪問)	スポーツ健康課	○妊娠期から出産、子育て期までの子育て支援の充実を図るため、初産婦や未熟児の家庭には助産師等が訪問し、乳児の発育・発達状況、母親の健康管理や育児について保健指導を行います。	・対象児の全数把握、全数訪問
37	出産育児不安の解消(情報提供・訪問・子育て講座等)	スポーツ健康課	○妊婦と夫、その家族が安心して妊娠、出産、育児に臨めるように知識を普及するとともに、仲間づくりの機会を提供することを目的に各種講座・教室を開催します。	・マタニティスクール 10回/年(沐浴実習、呼吸法、栄養の講話等)
		子育て支援課	○「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生委員・児童委員や主任児童委員が第2子以降の方を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。そのフォローとして、2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」を実施します。 ○父親の育児参加を推進・啓発するなど、ニーズに応じた講座等を開催します。	・こんにちは赤ちゃん事業(乳児全戸訪問事業) 訪問率100% ・2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」 訪問率100% ・子育て講座「ベビーマッサージ」 4回/年 ・健康に関する講座 5回/年
38	不妊等への支援	スポーツ健康課	○子どもを持つことを望み、不妊・不育治療を必要とする夫婦が安心して治療を受けられるよう、治療費助成や情報提供、相談体制の充実に努めます。	継続実施
39	乳幼児健診、予防接種の推進	スポーツ健康課	○乳幼児の発育・発達を確認するとともに、育児不安の解消や育児支援も含めて子どもと保護者が心身ともに健康に生活することを目指して、乳幼児を対象とした各種健康診査、健康相談を実施し、健診結果により、フォロー教室や子ども発達相談を勧奨します。各種健康診査の結果、疾病や障がい疑われ精密検査が必要とされた場合には、精密検査受診券を発行し受診結果を把握していきます。 ○身近な医療機関で予防接種についての相談や接種ができるように医療機関、教育機関等と連携を図り、予防接種の意義や接種時期等、正しい予防接種の知識を保護者に提供し接種率の向上を図り、免疫水準を確保することで感染症の発生及びまん延を予防します。	・乳幼児健診受診率100% ・予防接種率100%
40 新規	母子の健康保持、増進 (産後ケア事業)	スポーツ健康課	○出産直後の育児不安や育児疲れなどがある産婦には、助産師による母子への産後ケア事業を進めています。また、授乳や育児方法などの相談を行います。	・デイサービス型実施施設数 1か所 ・アウトリーチ型 対象家庭への訪問率 100% ・宿泊型実施施設数 1か所

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
41 新規	利用者支援事業（母子保健型）	スポーツ健康課	○子育て世代包括支援センターを開設し、産前・産後における相談や妊娠中からの切れ目ない支援に対応する母子保健コーディネーターを配置し、母子健康手帳の交付時の保健指導やマイプラン(利用計画)の作成、妊産婦健診や産前産後の電話等での状況確認により、妊産婦や子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、きめ細かく支援するとともに、リスクの高い妊産婦については支援プランを策定し、必要に応じて母子保健を中心としたネットワークや医療機関等と連携を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦の全数把握 ・子育て世代包括支援センター1か所 ・妊婦健康診査受診率100%

3-2 医療体制の充実

安心して子どもを産み、健やかに育てることのできる環境の基盤となる小児医療体制の充実を図ります。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
42	救急医療の確保	スポーツ健康課	○休日・夜間の急患・診療体制を確保していきます。	継続実施
43	妊婦健康診査	スポーツ健康課	○すこやかな妊娠と出産のため、妊娠中に受ける妊婦健康診査(14回分)の費用補助を行い、確実な受診を勧めます。また、産科医療機関との連携窓口となり、健診結果等からフォローが必要とされる場合には、対応します。	受診率100%
44	周産期・小児の医療の確保	スポーツ健康課	○平成22年4月以来、休止となっている東海大学医学部付属大磯病院の産科の再開を含め、周産期・小児の医療体制の確保に努めます。	継続実施
45 新規	新生児聴覚検査	スポーツ健康課	○出産直後の聴覚検査を促すことで、言語などの発達の遅れにつながりかねない「先天性難聴」を早期に発見し、その影響を最小限に抑えるための新生児聴覚検査への助成制度の導入を推進していきます。	受診率100%
46 新規	産婦健康診査	スポーツ健康課	○出産後間もない時期の産婦の心と体の健康保持やうつ病の予防等、出産後の切れ目ない支援のため、産後健康診査の費用補助を行い、確実な受診を勧めていきます。また、産科医療機関との連携により、健診結果等からフォローが必要とされる場合には、速やかに対応します。	受診率100%
47 新規	歯と口腔の健康づくり	スポーツ健康課	○妊娠中に発症しやすい歯科疾患及び規則的な歯磨き習慣について、妊婦が適切な知識を得るとともに口腔の健康を保ち、生まれてくる子どもの健康な歯づくりや妊婦の口腔衛生向上を図るために、妊婦歯科健診を無料で行います。また、産後1年以内の産婦に対しても産婦歯科健診を無料で行います。 ○2歳児歯科健診では、う蝕の有無及びう蝕の多発が予測される背景の確認や歯磨き指導、食事やおやつの相談等のほか、希望者には新たに子どものむし歯予防に有効なフッ素塗布体験を実施することで、子どもの歯と口腔の健康保持に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・継続実施 ・2歳児歯科健診受診率100%

3-3 経済的な支援

ひとり親家庭や、障がいを持つ子ども、経済的理由で就学が困難な家庭に対して、自立して生活できるように経済的支援を進めます。

事業号	事業名	担当課	事業概要	目標値
48	児童手当の支給	子育て支援課	○子育て家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成、資質の向上を図るため、児童手当法により、中学校3年生以下の児童を養育している人に手当を支給します。	継続実施
49	小児医療費の助成	子育て支援課	○小学生までの児童の入院及び通院に係る医療費と中学生の児童の入院に係る医療費を助成し、病気の早期発見と治療を促進し、児童の保健及び福祉の向上と増進を図ります。	継続実施
50	養育医療	子育て支援課	○病院または診療所に入院することを必要とする未熟児(出生体重 2,000g 以下の乳児、または指定医療機関の医師が養育医療の対象と認めた乳児)に対し、その養育に必要な医療を助成します。	継続実施
51	就学援助	学校教育課	○経済的事情により私立高校等への就学が困難な者または就学の継続が困難で諸条件を満たした者に対し、補助金を交付します。 ○経済的事情により就学が困難な家庭に対し、学用品などの費用の一部を助成します。	継続実施
52	ひとり親への援助	子育て支援課	○ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ります。 ○ひとり親家庭の18歳未満(中度以上の障がいがある場合は20歳未満)の児童を扶養している人に手当を支給します。 ○母子、父子家庭の母または父と児童(18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童)が病院などの受診時に支払う健康保険の自己負担額を公費で助成します。 ○4月1日現在、町に6か月以上居住している方で、その年の4月に小学校・中学校・高校に入学したひとり親家庭の児童(支給要件に該当する児童)を養育している方に助成金を支給します。 ○ひとり親家庭等の保育料軽減を実施します。	継続実施
53	障がいのある子どもへの援助	子育て支援課	○障がいのある20歳未満の児童を扶養している人に手当を支給し、障がい児家庭の生活の安定と福祉の増進を図ります。	継続実施
54	保育料以外の実費負担への費用助成	子育て支援課	○保育料以外の実費負担の部分について、低所得者等の負担軽減を図るための補助を実施します。	継続実施

3-4 生活環境の整備

子どもを犯罪や事故などの被害から守るとともに、子育て中の親子が安心して外出できるよう、安全で安心なまちづくりを推進します。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
55	公園や道路等の環境整備、 バリアフリー	建設課	○交通量が多い町道等への歩道の整備や危険個所の改修を進め、歩きやすい歩道など歩行者の安全確保に努めます。 ○国県道における通学時等の危険な場所の改善を要望し、国・県・町それぞれの道路管理者が一体となって整備に取り組んでいきます。	町内歩道整備 延長L=943m(国府本郷西小磯1号線、幹線28号線)
		都市計画課	○公共施設、公共機関のバリアフリー化を推進し、高齢者や障がい者、幼児連れなどをはじめ全ての方に対してやさしい環境づくりを目指します。	町内全ての公園で点検・修繕、公園検査を実施
56	公共施設での子育て支援 (授乳室やベビーベッド等)	子育て支援課	○子育て中の親子が公共施設を利用しやすいようにベビーベッドを置くなど、授乳やおむつ交換ができるスペースの確保を推進します。 ○親子でイベントに参加しやすいように移動式赤ちゃんの駅を町内イベント主催者に貸出します。	赤ちゃんの駅の貸出 12回以上/年
57	通学路や公園などの安全確保	町民課	○交通事故危険箇所において、ストップマークや啓発看板の設置を進めます。 ○防犯灯を整備します。	町内防犯灯の維持管理
		都市計画課	○子どもの安全性を確保するために、公園内を明るく保つことや、内外から見通しを良くするため、公園灯周辺の樹木の剪定や生垣の間伐などを実施します。 ○公園遊具の定期点検を実施し、必要な修繕を行うとともに、安全な遊具への更新を進めます。	・公園・緑地の樹木剪定の実施 ・遊具修繕及び遊具点検 1回/年
		学校教育課	○各小学校において、地域や保護者の協力のもと、通学路の安全確保のため、危険個所の点検調査などを行います。点検調査の結果、改善の必要な箇所は、関係機関と連携し改善に努めます。	継続実施
58	交通安全、防犯対策	町民課	○学校・地域・関係団体と協力して交通安全・防犯教育を進めます。 ○交通事故・犯罪の未然防止を図るため、学校・地域・関係団体と協力して子どもの見守り活動を進めます。 ○交通安全・防犯対策の情報を広報や町ホームページ等により学校・地域・関係団体に情報を提供します。	継続実施
		学校教育課	○子どもを犯罪等の被害から守るため、関係機関・団体との情報交換を充実し、町ホームページや電子メール等により保護者・地域・関係団体に情報提供します。 ○子どもが交通事故や犯罪の被害に遭わないようにするための講習を実施します。 ○学校・保護者・地域が連携して、登下校を含めた学校内外の安全保持に努めます。	継続実施
		生涯学習課	○PTA主催による登下校途中の児童・生徒が緊急時に立ち寄ることができる「子どもSOS」家庭等の募集・普及啓発事業、防犯ボランティア活動を支援します。	子どもSOS事業推進研修会 1回/年

基本目標4：地域が支える子育て環境づくり

事業評価（第1期計画期間）

事業番号	事業名	評価	事業番号	事業名	評価
52	気軽に相談できる環境の整備	B	60	一時預かりの促進	A
53	子どもの病気や発育の相談体制	B	61	子育て短期支援事業の充実	C
54	各園等における育児相談	B	62	主任児童委員、民生委員・児童委員の活動	B
55	妊婦、乳幼児訪問	B	63	ネット等による情報発信	B
56	不登校やいじめの相談	B	64	子育て情報誌（ガイドブック）の発行	B
57	つどいの広場事業	B	65	保育ボランティアの活動支援	B
58	子育て支援センターの設置（東部）	B	66	ファミリー・サポート・センター事業の促進	B
59	保育所開放保育、幼稚園施設開放	A			

【まとめ】

子育てを担う親が孤独となり、その楽しさを忘れてしまう状況に至らないよう、幼稚園や保育所等の園庭（遊び場）を開放したり、子育て支援総合センター等での「つどいの広場」や親子や仲間との交流など、子どもたちの成長を支援する環境づくりを進めてまいりました。

また、子どもとの過ごし方・遊び方、子どもの食生活や健康、発育などに悩みを抱える方のための健康相談や保健指導、いじめや不登校のための相談窓口を設けることで、不安や悩みに早期から対応できる相談体制の強化に努めてまいりました。

このような子育て情報が支援を必要としている方に向け、電子メール等によりタイムリーな情報発信をしてまいります。



4-1 子育て相談体制の充実

育児の不安を解消し、親子ともに健康で過ごせるように子育て相談体制を充実します。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
59	気軽に相談できる環境の整備	スポーツ健康課	○対象年齢ごとの乳幼児健康診査や健康相談以外にも、保健師・管理栄養士が随時電話や訪問、面接などにより保健指導を行います。	継続実施
		子育て支援課	○子育ての情報などの問い合わせなどをインターネット等で気軽に行えるような体制づくりを進めます。また、つどいの広場でも子育てアドバイザーのほか、保健師や子ども発達相談員による育児相談を行います。	継続実施
60	子どもの病気や発育の相談体制	スポーツ健康課	○発達の節目に乳幼児健康診査を実施し、病気の早期発見、発育発達の確認を行うほか、保健師・管理栄養士が随時電話や面接などにより保健指導を行います。	継続実施
		子育て支援課	○子育て支援総合センターに専門の相談員を配置させることにより、子育て中で生じる様々な問題などに対して適切な対応を行います。	継続実施
61	町内幼稚園・保育所等における育児相談	子育て支援課	○気軽に相談できる環境を整えるために、町内の幼稚園・保育所等において、研修等で得た専門的な知識と豊富な経験を持つ職員等をコーディネーターとして配置し、子育て家庭を支援する体制づくりを進めます。	各園1人ずつ配置（コーディネーター）
62	妊婦、乳幼児訪問	スポーツ健康課	○初産婦や未熟児の家庭には助産師等が訪問し、乳児の発育・発達状況、母親の健康管理や育児について保健指導を行います。また、家族等の支援が受けられず育児不安や育児疲れなどがある産婦には助産師による母体ケアや児のケア、授乳や育児方法などの相談を行います（産後ケア事業）。	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児（未熟児）訪問 対象児の全数把握、全数訪問 ・産後ケア事業（アウトリーチ型）対象家庭への訪問率100%
		子育て支援課	<p>○「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生委員・児童委員や主任児童委員が第2子以降の方を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。</p> <p>○2歳児のいる家庭を民生委員・児童委員や主任児童委員が訪問（2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」）することで、育児の不安や悩みをお聞きし必要に応じて関係機関と連携し、地域社会とつながり、子育て支援に関する情報提供等を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業）訪問率100% ・2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」訪問率100%
63	不登校やいじめの相談	学校教育課	<p>○心理的・情緒的問題を抱えて学校に登校できない児童・生徒及びその保護者に対する支援や指導を行うため「教育支援室」を運営します。</p> <p>○「大磯町いじめ防止基本方針」に基づき、学校や教育研究所で、いじめに係る相談を実施します。</p>	継続実施

4-2 子育て支援の充実

子育て中の親の負担を軽減するとともに、子どもが身近な地域で健やかに成長することができるよう、地域における子育て支援を充実します。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
64	つどいの広場事業	子育て支援課	○乳幼児を子育て中の親子が気軽に集まって子育てに関する情報を交換したり、悩みを分かち合ったりすることができる「つどいの広場」を設置します。また、子育てアドバイザー等による育児相談を行います。	利用者数 15,000人/年
65	保育所開放保育、幼稚園施設開放	子育て支援課	○保育所や幼稚園の施設機能や保育士及び幼稚園教諭の人材を活用し、地域の親子を対象とした遊び場の提供や育児相談などの取り組みを推進します。	体験入園 月1回実施
66	一時預かりの促進	子育て支援課	○保護者の就労、通院、研修など、あるいは、病気や出産で入院する等、家庭での未就学児前の保育が一時的に困難となった場合に、私立保育所等において一時的に保育を行います。 ○地域の実態や保護者の希望に応じて、預かり保育を実施します。	継続実施
67	子育て短期支援事業の充実	子育て支援課	○保護者が病気になった場合などに一時的に児童を短期間（7日間程度）預かる「ショートステイ」の施設を調整していきます。	検討継続
68	主任児童委員、民生委員・児童委員の活動	福祉課	○子育ての不安を抱える保護者に民生委員・児童委員の役割を周知し、「地域の身近な相談相手」として日常生活の困ったことなどの相談支援を行います。 ○「こんにちは赤ちゃん事業」として、児童委員が第2子以降の方を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。そのフォローとして、2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」により、子育て中の親子を見守ります。	継続実施

4-3 子育て情報の発信

子育て中の家庭が必要とする情報が的確に伝わるよう、情報提供体制の充実を図ります。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
69	ネット等による情報発信	子育て支援課	○各種子育て支援サービスについての町ホームページの充実を図ります。 ○大磯町行政情報メール配信サービスを利用し、子育て関連の情報発信を行います。	継続実施
70	子育て情報誌（ガイドブック）の発行	子育て支援課	○「子育てガイドブック」記載内容のさらなる充実を目指し、子育て中の母親だけでなく、父親や祖父母世代が子育て支援サービスを利用しやすくなるように努めます。	継続実施

4-4 子育て世代の社会参加への支援

子育て中の親が孤立しないように、子育て世代の社会参加支援を進めます。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
71	保育ボランティアの活動支援	子育て支援課	○乳幼児を保育する保護者の社会参加の促進を支援することで、孤立しない子育て環境づくりに取り組みます。子育て中の親を対象とした事業を実施した場合に乳幼児の見守り保育等を行う子育て支援のボランティアを奨励するとともに、活動の担い手の育成を推進します。	継続実施
72	ファミリー・サポート・センター事業の促進	子育て支援課	○子どもを預けたい人と預かる人で会員組織を構成し、会員相互による育児援助活動を行うファミリー・サポート・センターの充実に努めます。	会員数の拡充



基本目標5：子育てと仕事の両立支援

事業評価（第1期計画期間）

事業番号	事業名	評価	事業番号	事業名	評価
67	待機児童解消（保育所・小規模保育の充実）	A	74	利用者への支援（子育てコンシェルジュ等）	B
68	保育所・小規模保育等の事業実施の支援	A	75	学童保育の充実	B
69	認定こども園の普及	A	76	全ての子どもの居場所づくりの推進	B
70	育休、産休明け保育の充実	B	77	男女共同参画の講演会、講座	B
71	延長、一時、休日、夜間保育	A	78	男女が共に子育てに参加する環境づくりの推進	B
72	病児、病後児保育	A	79	事業所への啓発	B
73	保育士の確保	A	80	大磯町次世代育成支援対策特定事業主行動計画の推進	B

【まとめ】

女性の社会進出が進み、仕事やライフスタイルに対する意識や価値観が多様化してきました。ニーズ調査結果では母親の5割以上が何らかの形で就業をしていることから、育児休業制度の充実や労働時間の短縮の推進をはじめ、子育てをしながら安心して働くことができる就業環境の整備がより一層求められることが推察できます。

今後も、さらなる保育ニーズへの高まりに注視し、課題解決を図っていきます。

また、働き方の多様化に対応できる弾力的な保育サービスの充実、学童保育の環境整備を推進し、男女がともに子育てに参加し、子育ての喜びと責任を分かち合える環境づくりを推進してまいります。



5-1 多様な保育サービスの提供

多様化する保育ニーズに対応するため、民間の力を活用しながら、保育事業を推進します。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
73	待機児童解消（保育所・認定こども園・小規模保育事業所等の充実）	子育て支援課	○既存の保育施設の定員の拡充等を図ります。 ○幼稚園等における預かり保育の充実を進めて、短期間就労の保護者に対する子育て支援も図ります。	待機児童数 0人
74	保育所・認定こども園・小規模保育事業所等の事業実施の支援	子育て支援課	○国が定める基準により算定した公定価格に基づき、幼稚園、保育所、認定こども園に対する「施設型給付」及び小規模保育事業所等に対する「地域型保育給付」として、財政支援を行います。	継続実施
75	認定こども園の活用	子育て支援課	○病後児保育・一時保育など、子育て支援サービスの充実を図ります。	継続実施
76	育休・産休明け保育の充実	子育て支援課	○育児・介護休業法改正に基づき、最長2歳まで取得できるようになった育児休業を安心して満了し、円滑な保育の利用を確保するよう努めます。 ○保育施設等の情報提供や保護者の相談に対応する子育てコンシェルジュを配置し、円滑な保育の利用につなげていきます。	子育てコンシェルジュ 3か所配置
77	延長、一時、休日、夜間保育	子育て支援課	○保護者の就労形態の多様化に対応するため、公立及び私立保育所、私立認定こども園、私立小規模保育事業所において延長保育を行うとともに、私立保育所及び私立認定こども園での一時保育、休日における保育ニーズに應えるため、私立保育所の休日保育事業を推進します。 ○夜間保育事業については、保育ニーズを考慮した中で、検討します。	継続実施
78	病児、病後児保育	子育て支援課	○小学校就学前児童が病気の回復期において集団保育等が困難な期間に一時的に預かる病後児保育の活用を図っていきます。	利用児童数年間 80人以上 (延べ人数)
79	保育士の確保	子育て支援課	○保育需要の増加に伴い、保育体制を支える保育士の確保に向け、国・県と連携し、体制づくりを進めていきます。	継続実施
80	利用者への支援(子育てコンシェルジュ等)	子育て支援課	○幼稚園・保育所等や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整を行う子育てコンシェルジュを配置します。また、各幼稚園・保育所等に勤務している子育て関係者を対象に、講座などを開催し、コーディネーターを養成し、配置していきます。	・子育てコンシェルジュ 3か所配置 ・コーディネーター 8人配置

5-2 放課後児童対策の充実

児童が放課後等を安全・安心して過ごすことのできる子どもの居場所づくりを進めます。児童の健全育成を図り、保護者が安心して働けるよう支援します。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
81	学童保育の充実	子育て支援課	○子どもの情緒面や安全性を配慮し、おおむね40人のグループに有資格者を含めて2名以上の職員を配置します。 ○研修等を通じ学童保育支援員等の質の向上に努めます	継続実施
22 再掲	全ての子どもの居場所づくりの推進	子育て支援課	○国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」の適切かつ円滑な運営と、大磯町の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に向けて、「大磯町新・放課後子ども総合プラン推進委員会」にて、検討を進めます。 ○小学校の始業前に学童保育施設などを利用し、子どもたちが安全安心に過ごすことができる「朝の居場所」を設けます。	・大磯町新・放課後子ども総合プラン推進委員会 2回/年

5-3 仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の両立支援など、多様な働き方の実現に向けて、ワークライフバランスの推進・啓発を図ります。

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
82	男女共同参画の講演会、講座	町民課	○『大磯町男女共同参画推進プラン』に基づき、男女共同参画を啓発します。	・『大磯町男女共同参画推進プラン』の見直し及び新プランの策定 ・男女共同参画講演会、講座を年1回以上実施
		学校教育課 生涯学習課	○全ての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がその個性と能力を発揮できるような教育を推進します。	継続実施
83	男女が共に子育てに参加する環境づくりの推進	スポーツ健康課 生涯学習課 子育て支援課	○父親が子育てについて積極的に参加できるような意識啓発を、教室や講座、研修会などを通じ実施します。	・マタニティスクール 5回/年（沐浴実習） ・ファミリー教室 3回/年 ・イクメン講座 3回/年
84	事業所への啓発	産業観光課	○町広報等への掲載や商工会と連携し、町内事業所に、従業員が育児休業を取得できるよう働きかけます。	パンフレット等配布 70事業所

基本目標6：心配りが必要な子どもたちへの支援

事業評価（第1期計画期間）

事業番号	事業名	評価	事業番号	事業名	評価
81	(発達)障がいのある子どもへの支援	B	86	家事や育児への援助	B
82	園や学校における人材配置や相談体制	B	87	地域の見守りの充実	B
83	専門職による相談機能の充実	B	88	児童虐待防止の予防	B
84	ネットワークの強化	B	89	相談者、スクールカウンセラーの配置	B
85	早期把握や支援（乳幼児訪問・養育支援訪問）	A	90	保護者、児童の相談体制	B

【まとめ】

育児に不安や困難を感じている保護者、成長や発達の遅れが懸念される子ども、障がいのある子ども、保護を必要とする子ども、ひとり親家庭など個別に支援を要する家庭に対し、各種相談窓口を設け、情報の提供や医療費の助成などの経済的支援により、その不安や負担の軽減を図ってまいりました。

しかし、全国では未だ児童虐待による痛ましい事件が数多く報告されており、本町でも児童虐待防止に向けた子育てに関するアドバイスなど適切な子育て支援の提供を進めてまいります。

さらに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正を受けて、全ての子どもが心身ともに健やかに育ち、教育の機会均等が保障され、夢や希望を持つことができるよう、総合的な対策が求められています。

このような心配りが必要な子どもたちのため、関係機関が連携して早期に適切な支援を行えるよう体制を整えてまいります。



6-1 配慮が必要な子どもへの支援

発達障がい等を含む、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に対して、関係機関等と連携した総合的な支援体制を整備します。

課題	事業名	担当課	事業概要	目標値
85	(発達)障がいのある子どもへの支援	スポーツ健康課	○乳幼児健診時に子ども発達相談員による子ども発達支援相談を併設し、子どものことば、生活習慣、社会性、親子関係などの相談に対応します。健診フォロー教室を開催し、遊びを通して子どもの発達を促し、より良い親子関係が築けるように支援を行います。	継続実施
		子育て支援課	○発達障がい等を含む、特別な支援を必要とする幼児に対して、関係機関と連携した総合的な支援体制整備を図ります。 ○発達の遅れなどが懸念される児童に対して相談記録シート（はぐくみサポートファイル）を活用し、ネットワークの強化に努めます。	子ども発達支援会議 3回以上/年
		福祉課	○県立総合療育相談センター主催の巡回リハビリテーションによりセンターの医師、理学療法士等が出張し、障がい児の機能回復・相談にあたります。 ○学齢期の障がい児に対して、放課後や長期休暇中において生活能力向上のための訓練を行う「放課後等デイサービス」の支給決定をします。 ○未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練など行う「児童発達支援」の支給決定をします	継続実施
86	園や学校における人材配置や相談体制	子育て支援課 学校教育課	○発達障がい等を含む、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、関係機関等と連携した総合的な支援体制整備を図ります。 ○臨床心理士等が、町内各幼稚園・保育所等・小・中学校を巡回し、特別な支援が必要と思われる子どもの特性理解・対応方法などを助言し、発達促進を支援します。	継続実施
		学校教育課	○心理的・情緒的な問題を抱えて学校に登校できない児童・生徒及びその保護者に対する援助や指導を行うため「教育支援室」を運営します。	継続実施

課題番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
87	専門職による相談機能の充実	子育て支援課	○子育て支援総合センターに専門の相談員を配置することにより、子育て中に生じる様々な問題などに対して適切な対応を行います。 ○発達の遅れなどが懸念される児童に対して相談記録シート(はぐくみサポートファイル)を作成し、ネットワークの強化に努めます。	相談件数 100件/年
		スポーツ健康課	○乳幼児について、随時保健師による健康相談・育児相談を行います。1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査時に子ども発達相談員による子ども発達相談を併設し、子どものことば、生活習慣、社会性、親子関係などの相談に対応します。健診フォロー教室を開催し、遊びを通して子どもの発達を促し、より良い親子関係が築けるように支援します。	継続実施
		福祉課	○障がい児に関する総合的な相談支援を実施します。その他、児童相談所等と連携するとともに、委託相談支援事業所と障がい児の相談支援事業を実施します。 ○県立総合療育相談センター主催によりセンターの医師、理学療法士等が出張し、障がい児の機能回復・相談にあたります。	継続実施
		学校教育課	○心理的・情緒的な問題をもって学校に登校できない児童・生徒及びその保護者に対する援助や指導を行うため「教育支援室」を運営します。 ○教育研究所に配置した臨床心理士により、教育相談を実施します。	継続実施

6-2 児童虐待防止体制の充実

児童虐待の予防・早期発見及び迅速かつ適切な保護に向け、関係機関及び地域のネットワーク体制を整備し、児童虐待を未然に防ぐとともに、再発予防等に努めます。

課題番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
88	ネットワークの強化	子育て支援課	○「要保護児童対策地域協議会」を活用し、家庭及び地域社会において子どもが健やかに成長し、発達できるよう、育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、児童虐待に対応ができるネットワーク体制の充実を図ります。 ○「大磯町児童虐待相談・通告対応マニュアル」に基づき、速やかな対応を行う体制を強化します。	・要対協議会 議(代表者 会議ほか) 8回/年 ・研修会 1回/年

事業番号	事業名	担当課	事業概要	目標値
89	早期把握や支援（乳幼児訪問・ 養育支援訪問）	スポーツ健康課	○妊娠届出時から出生後まで、虐待のリスクがある事例については、産科医療機関と母子保健担当が連携して支援します。初めて出産した方を助産師や保健師が訪問し、保健指導を行うとともに、心配りが必要な母子については産科、小児科、精神科等に精通する看護職の配置のある事業所に委託している養育支援訪問事業等により支援します。	継続実施
		子育て支援課	○「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生委員・児童委員や主任児童委員が第2子以降の方を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。 ○「大磯町児童虐待相談・通告対応マニュアル」に基づき、相談・通告を受け付け、速やかな対応を行う業務体制を強化します。	・こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業） 訪問率 100%
90	家事や育児への援助	子育て支援課	○ファミリー・サポート・センターの周知に努めるとともに、援助会員の研修を充実させ、心配りが必要な子どもへの安全な対応ができるように努めます。	・利用件数 200件/年 ・会員数 200人
91	地域の見守りの充実	子育て支援課	○「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生委員・児童委員や主任児童委員が第2子以降の方を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。そのフォローとして、2歳児全戸訪問事業「にここ子育て応援団」を実施します。	・こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸訪問事業） 訪問率 100% ・2歳児全戸訪問事業「にここ子育て応援団」 訪問率 100%
92	児童虐待防止の予防	子育て支援課	○子どものしつけ等についての講義、講座を開催します。親が「どのように子どもとコミュニケーションをとっていくか」という具体的な対応方法を身につけることにより、親が楽しく子育てに取り組むことを支援し、児童虐待の防止を図ります。 ○11月の児童虐待防止月間やオレンジリボンキャンペーンでは、チラシやオレンジリボンを配布し、広く町民に周知を図っていきます。	子どものしつけ等についての講義、講座の開催

6-3 いじめや不登校への対応

子どもが抱える悩みやストレスの軽減に向けて、カウンセリング機能を充実するとともに、保護者への援助や指導を進めます。

課題	事業名	担当課	事業概要	目標値
93	相談者、スクールカウンセラーの配置	子育て支援課	○支援が必要な子どもに対して、専門の職員によるカウンセリングに努めます。	継続実施
		学校教育課	○心理的・情緒的な問題をもって学校に登校できない児童・生徒及びその保護者に対する援助や指導を行うため「教育支援室」を運営します。 ○教育研究所に配置した臨床心理士により、教育相談を実施します。	継続実施
94	保護者、児童の相談体制	子育て支援課	○支援が必要な子どもに対して、専門の職員による個別相談を実施します。	継続実施
		学校教育課	○子どもが抱えている心の悩み・不安・ストレスなどの軽減及び解決を図るため、スクールカウンセラーや心の教室相談員による相談の充実や校内教育相談体制の整備を図ります。 ○「大磯町いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの防止等の取り組みを町全体で円滑に進め、すべての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を目指します。 ○不登校児童、生徒及びその保護者が抱える悩みなどの軽減を図るため「教育支援室」を運営します。	継続実施



6-4 子どもの貧困への対策

子どもたちが生まれ育った環境に左右されず、落ち着いて健康に生活し、意欲的に学習や活動に取り組むことができるよう、教育の支援、生活の支援、保護者に対する就労支援、経済的支援に取り組みます。

課題	事業名	担当課	事業概要	目標値
51 再掲	就学援助	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的事情により私立高校等への就学が困難な者または就学の継続が困難で諸条件を満たした者に対し、補助金を交付します。 ○経済的事情により就学が困難な家庭に対し、学用品などの費用の一部を援助します。 	継続実施
52 再掲	ひとり親への援助	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ります。 ○ひとり親家庭の18歳未満（中度以上の障がいがある場合は20歳未満）の児童を扶養している人に手当を支給します。 ○母子、父子家庭の母または父と児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童）が病院などの受診時に支払う健康保険の自己負担額を公費で助成します。 ○4月1日現在、町に6か月以上居住している方で、その年の4月に小学校・中学校・高校に入学したひとり親家庭の児童（支給要件に該当する児童）を養育している方に助成金を支給します。 ○ひとり親家庭等の保育料軽減を実施します。 	継続実施
95 新規	スクールソーシャルワーカー等と福祉の連携	学校教育課 子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもが抱えている悩み・不安などの軽減及び解決を図るため、相談員による相談の充実や校内教育相談体制の整備を図ります。 	継続実施
54 再掲	保育料以外の実費負担への費用助成	子育て支援課	<ul style="list-style-type: none"> ○保育料以外の実費負担の部分について、低所得者等の負担軽減を図るための補助を実施します。 	継続実施

第6章 子ども・子育て支援新制度の推進

1 「子ども・子育て支援新制度」の概要

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことを指し、平成27年4月に本格的に施行を開始しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て関連3法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するためのしくみとして作られました。

◆3法の趣旨

自公民3党合意を踏まえ、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

- ・子ども・子育て関連3法とは、子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律のことをいう。

◆主なポイント

①幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設

- ・地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応

②認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）

- ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設としての法的に位置づけ
- ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化

③地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

- ・教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施

④市町村が実施主体

- ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
- ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える

⑤社会全体による費用負担

- ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

⑥政府の推進体制

- ・制度ごとにバラバラな政府の推進体制を整備（内閣府に子ども・子育て本部を設置）

⑦子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセスなどに参画・関与することができる仕組みとして、子ども・子育て会議を設置
- ・市町村等の合議制機関（地方版子ども・子育て会議）の設置努力義務

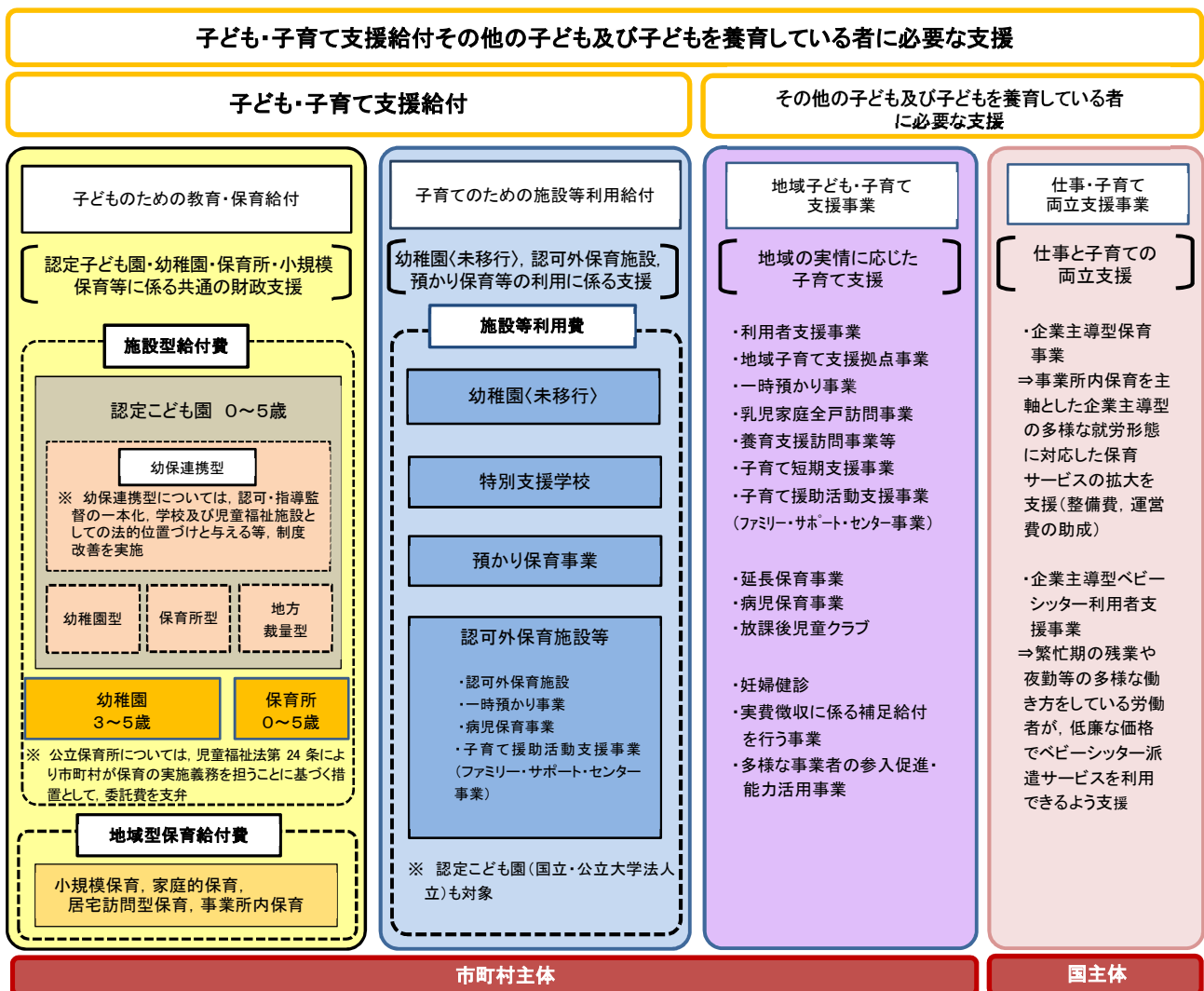
出典）子ども・子育て支援新制度について（内閣府）

2 「子ども・子育て支援新制度」の事業体系

子ども・子育て関連3法に基づく、「子ども・子育て支援新制度」は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。その中で市町村主体となるのは、「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

なお、「子育てのための施設等利用給付」は、幼児教育・保育の無償化により、新設された給付です。

図表 制度における給付・事業の全体像



(1) 子ども・子育て支援給付

①「子どものための教育・保育給付」

「子どものための教育・保育給付」には、施設型給付と地域型保育給付の2つがあり、それぞれ次の基準が設定されています。なお、給付は保護者への直接的な給付ではなく、事業主体が代理で給付を受け、サービスを提供する仕組みとなっています。(法定代理受領制度)

◆施設型給付

対象事業は、「幼稚園」「認可保育所」「認定こども園」等の教育・保育施設で、市町村が事業者に対して給付費を支給することになります。

◆地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、本町による認可事業(地域型保育事業)として、地域型保育給付の対象となります。地域型保育給付対象事業は、「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「小規模保育事業」「居宅訪問型保育事業」の4種類があります。

②「子育てのための施設等利用給付」

「幼稚園(子ども・子育て支援新制度へ未移行)」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

(2) その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

①「地域子ども・子育て支援事業」

「地域子ども・子育て支援事業」は、本町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、その13事業は交付金の対象となります。本町では、13事業以外にも独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|---------------------------------------|---------------------------------|
| ①利用者支援 | ⑧一時預かり事業 |
| ②地域子育て支援拠点事業 | ⑨延長保育事業 |
| ③妊婦健診 | ⑩病児・病後児保育事業 |
| ④乳児家庭全戸訪問事業 | ⑪放課後児童クラブ |
| ⑤養育支援訪問事業その他要支援児童、
要保護児童等の支援に資する事業 | ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ⑥子育て短期支援事業 | ⑬多様な主体が本制度に参入することを
促進するための事業 |
| ⑦ファミリー・サポート・センター事業 | |

3 保育の必要性の認定

当制度では、保護者の申請を受けた本町が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を行います。認定の区分と認定の基準は次のとおりです。

■認定区分

認定区分		対象者	対象施設
教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園 特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	幼稚園、認定こども園、特別支援学校
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

■認定基準（2号、3号、新2号、新3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）

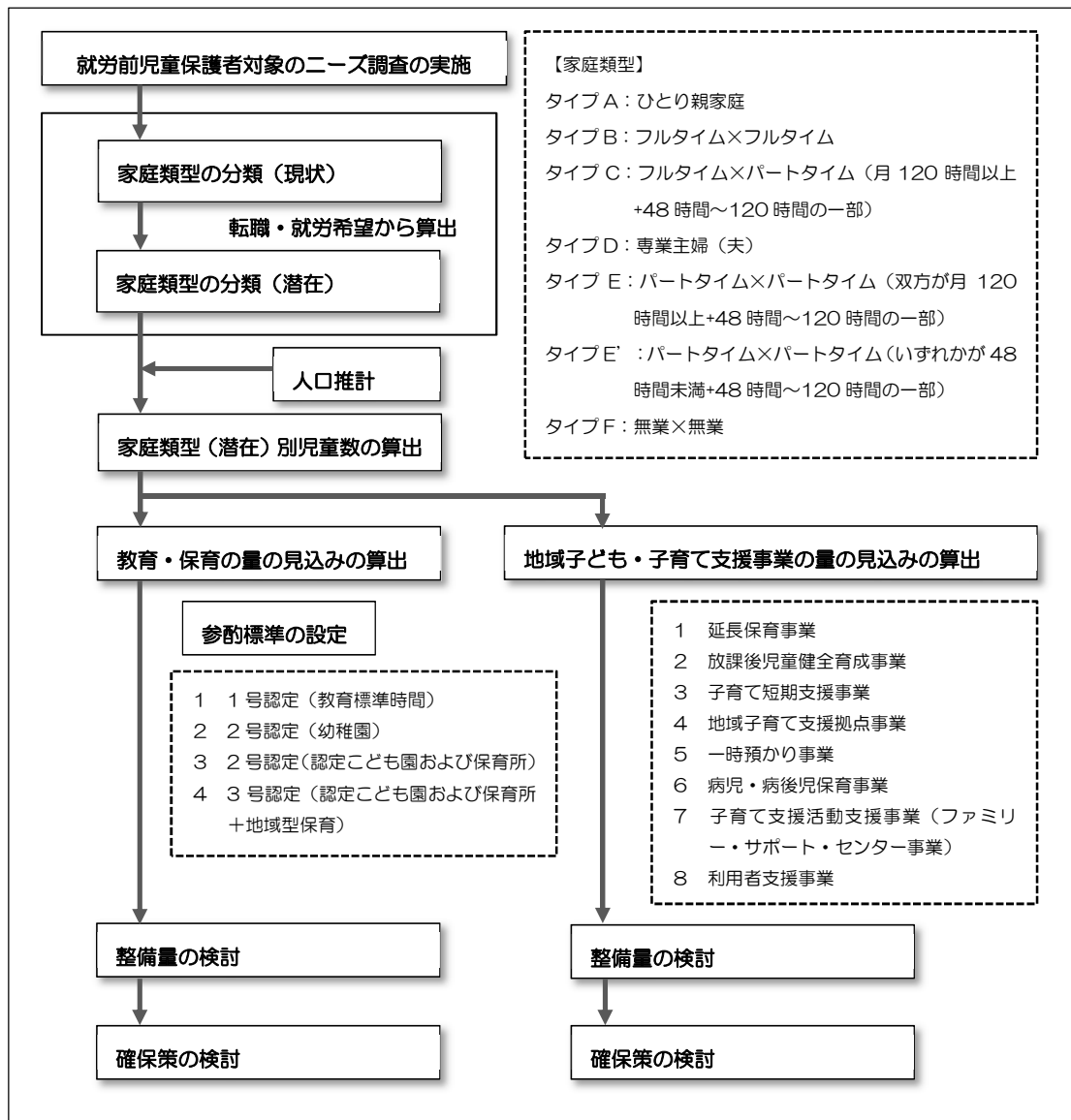
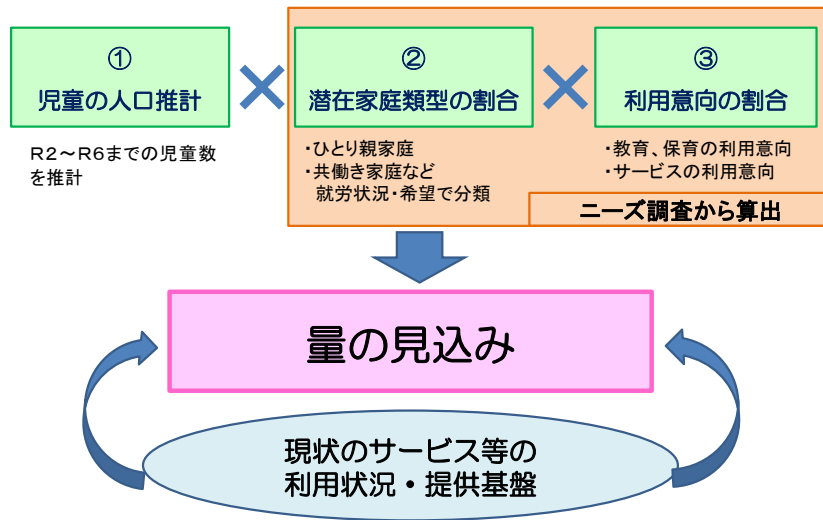
事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動および就学等、またそれらに類するものとして大磯町が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（現行の1日あたり11時間の開所時間に相当） ②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（大磯町では下限時間を1か月あたり64時間と設定）

※区分は、月単位の保育の必要量に関する区分です。

4 子ども・子育て支援事業の整備量の算定

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量の推計にあたっては、ニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

量の見込みの計算方法 ～国の算出手引きより～



第7章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する範囲として、必要な事業が整えられ、利用調整が柔軟にできることから、本町全体を1つの区域として設定します。

2 幼児期の教育・保育

1号認定：幼稚園等（3～5歳）

量の見込み

「日本の地域別将来人口推計（平成30（2018）年推計）」における本町の将来人口（以下、人口推計といいます。）に基づき、平成27年度から平成31年度（令和元年度）の利用実績から算出した見込量は、令和2年度で353人、令和6年度で340人となり、現状の施設・定員でニーズが満たせる状態にあります。

なお、現在、町外の幼稚園・認定こども園（教育部）を利用している児童は約100人ですが、量の見込みの人数には、町外幼稚園等利用者も含めています。

1号認定	H30年度 実績	実施時期					
		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み	437人	353人	345人	365人	367人	340人	
②確保方策	幼稚園 （施設型給付：公立）		330人	260人	244人	228人	155人
	幼稚園 （施設型給付：私立）		80人	80人	80人	80人	80人
	認定こども園 （幼保連携型：公立）		0人	0人	0人	0人	133人
	認定こども園 （幼保連携型：私立）		61人	61人	61人	61人	
	小計		471人	401人	385人	369人	368人
需給差（②-①）		118人	56人	20人	2人	28人	

確保方策

第1期計画期間中において、公立幼稚園の統廃合を実施するとともに、幼保連携型認定こども園を2園新設することで、保護者の就労状況の変化にも対応しやすい施設を整備してきました。

しかし、増加傾向にある保育ニーズに注視し、既存施設の活用を図った上で、さらに公立幼稚園のあり方を検討していく必要があると考えており、1園を認定こども園へ移行する計画（定員の段階的見直し含む）となっています。

■令和6年度 幼保連携型認定こども園 1園移行

2号認定：保育所等（3～5歳）

量の見込み

人口推計を基に、平成27年度から平成31年度（令和元年度）の利用実績から算出した見込み量は、令和2年度で223人、令和6年度で261人となり、現状の施設・定員ではニーズが満たせず、待機児童が発生する状態になります。

なお、現在、町外の保育所・認定こども園（保育部）を利用している児童は約20人ですが、量の見込みの人数には、町外保育所等の利用者も含めています。

2号認定 (保育ニーズ) (幼児期の学校教育の利用希望が多い)		H30年度 実績	実施時期				
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		204人	223人	226人	230人	234人	261人
②確保方策	認可保育所 (公立)		62人	62人	62人	62人	62人
	認可保育所 (私立)		70人	70人	70人	70人	70人
	認定こども園 (幼保連携型：公立)		0人	0人	0人	0人	147人
	認定こども園 (幼保連携型：私立)		75人	75人	75人	75人	
	幼稚園 (施設型給付：公立)		10人	15人	15人	15人	5人
	幼稚園 (施設型給付：私立)		10人	10人	10人	10人	10人
	小計		227人	232人	232人	232人	294人
需給差(②-①)			4人	6人	2人	△2人	33人

確保方策

第1期計画期間中において、公立幼稚園の統廃合を実施するとともに、幼保連携型認定こども園を2園新設することで、保護者の就労状況の変化にも対応しやすい施設を整備してきました。

しかし、増加傾向にある保育ニーズに注視し、既存施設の活用を図った上で、さらに公立幼稚園のあり方を検討していく必要があると考えており、1園を認定こども園へ移行する計画（定員の段階的見直し含む）となっています。

- 令和6年度 幼保連携型認定こども園 1園移行

3号認定：保育所等（0～2歳）

量の見込み

人口推計を基に、平成27年度から平成31年度（令和元年度）の利用実績から算出した見込み量は、令和2年度で0歳児が23人、1～2歳児が126人となり、令和6年度で0歳児が21人、1～2歳児が117人となります。現状の施設・定員において、0歳児はニーズを満たすことは可能ですが、1～2歳児についてはニーズを満たせず、待機児童が発生する状態になります。

なお、現在、町外の保育所・認定こども園（保育部）を利用している児童は約5人ですが、量の見込みの人数には、町外保育所等の利用者も含めています。

3号認定（保育ニーズ）		H30年度 実績	実施時期					
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み	0歳	17人	23人	22人	22人	21人	21人	
	1～2歳	126人	126人	126人	122人	119人	117人	
	小計	143人	149人	148人	144人	140人	138人	
②確保方策	認可保育所 （公立）	0歳	△	5人	5人	5人	5人	5人
		1～2歳	△	23人	23人	23人	23人	23人
	認可保育所 （私立）	0歳	△	12人	12人	12人	12人	12人
		1～2歳	△	38人	38人	38人	38人	38人
	認定こども園 （幼保連携型）	0歳	公立	0人	0人	0人	0人	17人
			私立	11人	11人	11人	11人	
	小規模保育事業 （A型）	0歳	公立	0人	0人	0人	0人	69人
			私立	39人	42人	42人	42人	
	小計	0歳	△	2人	2人	2人	2人	3人
		1～2歳	△	6人	10人	10人	10人	12人
合計	0歳	△	30人	30人	30人	30人	37人	
	1～2歳	△	106人	113人	113人	113人	142人	
需給差（②-①）								
	0歳	△	7人	8人	8人	9人	16人	
	1～2歳	△	△20人	△13人	△9人	△6人	25人	

確保方策

第1期計画期間中において、小規模保育事業所を1園、幼保連携型認定こども園を2園新設することで、保護者の就労状況の変化にも対応しやすい施設を整備してきました。

しかし、増加傾向にある保育ニーズに注視し、既存施設の活用を図った上で、さらに公立幼稚園のあり方を検討していく必要があると考えており、1園を認定こども園へ移行する計画（定員の段階的見直し含む）となっています。

- 令和3年度 小規模保育事業所・認定こども園（保育部）の定員拡充
- 令和6年度 幼保連携型認定こども園 1園移行

3 地域子ども・子育て支援事業

① 利用者支援事業

事業概要

子育て期のいろいろな悩みごと・困りごと等について、専門職員が一緒に考えたり、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介しています。

量の見込み

過去5年間の実績と町の事業の取り組み状況をもとに算出した見込量を算出しています。

提供区域	指数	実績	量の見込み（ニーズ量）				
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
大磯町全体	実施場所数 (か所数)	2か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
		確保方策	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

す。

確保方策

現在は、子育て支援課窓口、子育て支援総合センター、また新設された石坂卷子記念子育て支援センターでも、施設案内や連絡調整、各種サービスの利用支援を行っています。

各幼稚園・保育所等に勤務されている子育て関係者などを対象に、母子保健制度などを学ぶ認定講座などを開催し、コーディネーターを養成して、配置していくことを検討しています。今後は、より利用者支援事業の活動を促進していくとともに、事業の実施にあたり、引き続き積極的に広報活動を行い、広くサービス利用者に周知を図っていきます。

② 地域子育て支援拠点事業

事業概要

子育て中の親子が気軽に集まって、子育てについての情報交換をしたり、お互いの不安・悩みを相談できるよう、子育て支援総合センターでは「つどいの広場」を開催しています。

また、町東部地区では、令和元年10月まで生涯学習館、高麗区民会館、東町福祉館、保健センターにおいて「つどいの広場」を週4日程度開催していましたが、令和元年11月から開設した石坂卷子記念子育て支援センターに集約し、自由遊びや育児相談を行っています。

量の見込み

年間延べ利用者数過去5年間の実績と利用希望をもとに算出した見込量を算出しています。

提供区域	指数	実績	量の見込み（ニーズ量）				
大磯町全体	年間延べ利用者数 (人)	H30年度 16,809人	R2年度 17,052人	R3年度 16,905人	R4年度 16,316人	R5年度 15,766人	R6年度 15,344人
	(利用人数×利用 回数×12か月)	確保方策	常設2か所 17,052人	常設2か所 16,905人	常設2か所 16,316人	常設2か所 15,766人	常設2か所 15,344人

確保方策

令和元年度より、新たに石坂卷子記念子育て支援センターを開設し、町東部地域の拠点として、子育て支援ニーズに対応できるようになっています。

今後は、さらなる子育て支援ニーズに対応できるよう運営方法なども含め検討していきます。

③ 妊婦健診

事業概要

妊婦や胎児の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本町では、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用を補助するため、14枚の補助券を渡し、妊婦健診の費用の一部を補助しています。

量の見込み

ニーズ量は、0歳児の人口推計数に現状の妊婦健診補助回数（14回）を掛け合わせて算出しています。

提供区域	指数	実績	量の見込み（ニーズ量）				
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
大磯町全体	年間延べ利用者数 (人)	2,024人	2,674人	2,590人	2,534人	2,436人	2,366人
	(年間利用人数× 利用回数)	確保方策	2,674人	2,590人	2,534人	2,436人	2,366人

確保方策

実施は医療機関に委託している事業ですが、委託契約されていない診療機関において受診した場合でも、本人には後から償還払いされる形で対応しています。



④ 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業で、本町では「新生児訪問」「こんにちは赤ちゃん事業」として実施しています。

【新生児訪問】

初めてのお子さんが生まれた時に、助産師・保健師等が訪問し、発育、栄養、生活環境、疾病予防などの指導や育児などの相談を実施しています。

【こんにちは赤ちゃん事業】

2人目以降のお子さんが生まれたら、同意のあった家庭に主任児童委員、民生委員・児童委員が訪問し、4か月児健診の案内や子育て情報を届け、養育状況を確認しています。

量の見込み

ニーズ量は、0歳児の人口推計数としています。

提供区域	指数	実績		量の見込み（ニーズ量）				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
大磯町 全体	年間利用 人数 (人)	149人		191人	185人	181人	174人	169人
		確保 方策	実施機関	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町
			実施体制 (助産師・保健師等)	8人	8人	8人	8人	8人
			実施体制 (民生委員・児童委員等)	54人	54人	54人	54人	54人

確保方策

新生児訪問を実施している保健師、助産師等の訪問、また、こんにちは赤ちゃん事業は、民生委員・児童委員の活動で実施していただいていますので、現在の実施体制を継続していきます。

なお、同意がなく訪問できない家庭に対しては、4か月児健診等で全家庭の状況把握を目指します。

⑤ 養育支援訪問事業、その他要支援・要保護児童等支援事業

事業概要

【養育支援訪問事業】

子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な妊産婦（産後概ね1年程度）の家庭（児童虐待の可能性があるものを含む）に町職員が訪問し、継続して養育に関する指導、助言等を行うことにより、該当家庭の適切な養育の実施を確保するための訪問を民間事業者が行っています。

量の見込み

ニーズ量は、平成27年度から平成31年度（令和元年度）の相談対応件数（特定妊婦・要支援児童：乳児）の平均値としています。

提供区域	指数	実績		量の見込み（ニーズ量）				
		H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
大磯町 全体	年間利用 人数 (人)	4人		15人	15人	15人	15人	15人
		確保 方策	実施機関	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町
			実施体制 (委託)	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所

確保方策

平成29年1月より養育支援訪問するに当たり必要な産科、小児科、精神科等の看護に精通する看護職の配置がある民間事業者による訪問を実施し、人員体制を強化しました。今後はこの体制を継続していきます。

事業概要

【要保護児童対策地域協議会】

虐待をうけている子どもたちや、虐待をうけているのではないかとと思われる子どもなどの早期発見や支援を図るために関係機関が連携し、「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。協議会では、関係者間で情報交換と支援の協議を行っています。

量の見込み

ニーズ量は、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）の相談対応件数（要保護児童・要支援児童）の平均値としています。

提供区域	指数	実績		量の見込み（ニーズ量）				
		H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
大磯町 全体	要保護児童数、要支援児童数の合計 (人)	27 人		31 人	31 人	31 人	31 人	31 人
		確保 方策	実施機関	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町	大磯町
	実施体制 (コーディネーター)		3 人	3 人	3 人	3 人	3 人	

確保方策

地域の様々な関係団体、活動団体とも連携を深め、要保護児童の早期発見、適切な保護、対応につなげていきます。

⑥ 子育て短期支援事業

事業概要

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（ショートステイ）及び、夜間養護等事業（トワイライトステイ）のことであります。

現時点では子育て短期支援事業は町内で実施していません。

量の見込み

これまでに本町では実施していないため、ニーズ調査のご意見などをもとに参考に算出しました。

提供区域	指数	事業名	実績	量の見込み（ニーズ量）				
				H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
大磯町 全体	年間利用延べ 人数（日）	ショートステイ	0人	1人	1人	1人	1人	1人
	年間利用人数 ×利用日数	トワイライトステイ	0人	1人	1人	1人	1人	1人

確保方策

ニーズ調査の結果からは一定のニーズがあることから、ショートステイについては、児童相談所等を介しての代替サービスにつなげていきます。

また、トワイライトステイについては、ファミリー・サポート・センターの利用などにつなげていきます。

⑦ ファミリー・サポート・センター事業

事業概要

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と援助したい方（協力会員）、そして依頼会員として子どもを預かってもらうこともあるが、時には預かることも可能な方（両方会員）とで会員を組織して、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行うことを支援する事業です。

依頼会員：町内在住の、生後3か月から小学校6年生までのお子さんがいる方。

援助会員：町内在住で保育等に理解と情熱のある健康な方。（資格なし、研修あり）

量の見込み

平成27年度から平成31年度（令和元年度）の実績をもとに伸び率を算出し、伸び率をもとに見込み量を算出しています。

提供区域	指数	実績	量の見込み（ニーズ量）				
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
大磯町全体	年間延べ利用者数 （人）	373人	339人	339人	339人	339人	339人
	（年間利用人数× 利用日数）	確保方策	339人	339人	339人	339人	339人

確保方策

ファミリー・サポート・センター事業は引き続き、依頼会員・援助会員による活動を促進していきます。また、援助会員数の拡充を目指すとともに、支援内容の充実や援助会員のスキルアップを図ります。



⑧ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かり、一時的な保育サービスを実施する事業です。

幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する児童を対象に実施する「幼稚園型（預かり保育）」事業と、非在園児も利用可能な「一般型（一時保育）」事業があります。

【幼稚園型（預かり保育）※対象者は在園児】

事業概要

幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する児童を対象に実施する「幼稚園型（預かり保育）」事業と、非在園児も利用可能な「一般型（一時保育）」事業があります。

量の見込み

平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）の利用実績をもとに平均利用回数を算出し、教育ニーズの見込み人数を掛け合わせて量の見込みを算出しています。

提供区域	指数	実績		量の見込み（ニーズ量）				
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
大磯町 全体	年間延べ利用 人数 (人)	1号認定児	7,472 人	6,151 人	6,060 人	6,356 人	6,379 人	5,968 人
		2号認定児	—	228 人	251 人	296 人	319 人	319 人
		小計	7,472 人	6,379 人	6,311 人	6,652 人	6,698 人	6,287 人
	平均利用回数 ×ニーズ量 (人)	確保方策		5か所	5か所	5か所	5か所	5か所
				6,379 人	6,311 人	6,652 人	6,698 人	6,287 人

確保方策

町では、私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園が預かり保育を平日及び長期休業中に実施しているため、一定の数は確保されています。

女性の社会進出がより一層進むことを考慮し、計画期間中は公立で実施している週3回の預かり保育の実施に加え、長期休業中にも複数日実施することで、ニーズに対応してまいります。

【一般型（一時保育）※非在園児も利用可能】

事業概要

生後2か月から小学校就学前の児童で、非在園児・町外児童の利用も可能です。
利用の際は、原則3日前までに予約し、1時間単位での利用となります。
料金設定は施設、曜日、時間、児童の年齢により異なります。

量の見込み

平成27年度から平成31年度（令和元年度）の利用実績をもとに平均利用回数を算出し、0～5歳の見込み人数を掛け合わせて量の見込みを算出しています。

提供区域	指数	実績	量の見込み（ニーズ量）				
			H30年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
大磯町全体	年間延べ 利用人数 (人)	2,436人	2,675人	2,652人	2,661人	2,631人	2,599人
	平均利用回数× ニーズ量(人)	確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

確保方策

現在、サンキッズ大磯及びサンキッズ国府において実施しています。また、サンキッズ大磯では休日保育も実施しており、今後も多様なニーズに対応するため、事業の継続実施を支援していきます。

⑨ 延長保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日以外の日や、利用時間以外の時間において、保育所や認定こども園、小規模保育事業所にて保育を実施する事業です。

量の見込み

平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）の利用実績をもとに平均利用回数を算出し、保育ニーズの見込み人数を掛け合わせて量の見込みを算出しています。

提供区域	指数	実績		量の見込み（ニーズ量）				
		H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	
大磯町 全体	年間延べ 利用人数 (人)	10,784 人		11,642 人	11,704 人	11,704 人	11,704 人	12,486 人
		確保方策	実施施設数	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
			実施体制 (人)	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人

確保方策

現在5園で実施しており、十分な対応が可能です。サービスを継続するとともに、就労する保護者の増加やそのニーズを捉え、より良いサービス提供となるよう工夫します。

⑩ 病児・病後児保育事業

事業概要

児童が病中または病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う事業です。

量の見込み

平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）の利用実績をもとに伸び率を算出し、伸び率を基に量の見込みを算出しています。

提供区域	指数	実績	量の見込み（二歳量）				
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
大磯町全体	年間延べ利用人数 (人)	84 人	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人
	年間延べ利用人数 ×伸び率	確保方策	90 人	90 人	90 人	90 人	90 人

確保方策

町内では、平成 28 年度に幼保連携型認定こども園あおぼとが開園し、同年 6 月から病後児保育事業を開始しました。

また、平成 30 年度からは広域利用として、隣接する二宮町の児童の利用を可能としています。

⑪ 放課後児童クラブ

事業概要

就労等により昼間保護者のいない家庭の児童に対し、授業終了後や長期休暇中の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

量の見込み

人口推計と、平成 27 年度から平成 31 年度（令和元年度）の利用実績を基に伸び率を算出し、各小学校区の見込み人数と掛け合わせて算出しています。

【大磯小学校】

提供区域	指数	学年別	実績	量の見込み（ニーズ量）				
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
小学校区	実利用者数 (人)	低学年	84 人	86 人	79 人	69 人	66 人	67 人
		高学年	34 人	44 人	43 人	44 人	39 人	35 人
		合計	118 人	130 人	122 人	113 人	105 人	102 人
		確保方策		131 人	131 人	131 人	131 人	131 人

【国府小学校】

提供区域	指数	学年別	実績	量の見込み（ニーズ量）				
			H30 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
小学校区	実利用者数 (人)	低学年	68 人	64 人	59 人	51 人	50 人	50 人
		高学年	22 人	33 人	33 人	33 人	28 人	25 人
		合計	90 人	97 人	92 人	84 人	78 人	75 人
		確保方策		112 人	112 人	112 人	112 人	112 人

確保方策

現在の施設でニーズ量は満たされますが、保護者の多様な就労形態やニーズに対応できるように、引き続き運営委託先の事業者と連携を図ってまいります。

また、全児童を対象とした放課後子ども教室との連携に努めてまいります。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

低所得で生計が困難である教育・保育給付認定保護者及び施設等利用給付認定保護者の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を補助します。

教育・保育給付認定保護者に対しては日用品・文房具等に要する費用の補助、施設等利用給付認定保護者に対しては副食材料費に要する費用の補助が対象となります。

確保方策

町では、実費負担の部分について、低所得者等の負担軽減を図るため、助成を実施していきます。

⑬ 多様な主体の参入促進事業

事業概要

子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活用しながら、保育所や小規模保育などの設置を促進していく必要があります。

その一方で、新たに開設された施設や事業が安定的かつ継続的に事業を運営し、保護者や地域住民との信頼関係を構築していくためには一定の時間が必要であることから、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、実施支援、相談・助言、小規模保育事業等の連携施設のあっせんなどを実施するものです。

確保方策

多様な事業者が新規参入できるよう、情報提供と相談・助言などに努めます。また特に、特別な支援を必要とする子どもの受入促進や幼保小の連携、幼児教育アドバイザーの活用など、新たな民間活力や住民のニーズにきめ細かく対応できる事業者の参入を積極的に支援していきます。

4 教育・保育の一体的提供および推進体制の確保

① 認定こども園の活用についての基本的な考え方

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられます。

このことを踏まえ、本町では、民間の力を活用した中で、認定こども園の活用を引き続き進めます。

② 幼稚園教諭や保育士等の人材確保と資質向上のための支援

幼児期の教育・保育は、すべての子どもの健やかな育ちを目指すものであり、そのためには教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の人材確保及び資質の向上が不可欠です。

このことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士等の人材確保に向けた助成事業の実施や、各種研修の実施による人材育成の充実、処遇改善等を図ります。

③ 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、下記の点に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

- 乳幼児期の発達連続性の理解
- 乳幼児期の体験の多様性と関連性の理解
- 障がいのある児童とともに活動機会の確保
- 小学校以降の生活や学習基盤の整備

また、地域の子ども・子育て支援の質・量の充実が重要であると考え、下記の点に留意します。

- 妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保
- 保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮
- 安全・安心で健全な子育て環境の確保
- 地域活動との結びつき、人材の活用

④ 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

子ども・子育て支援の中核的役割を担う幼稚園・保育所・認定こども園と、3歳未満の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する小規模保育事業所等の地域型保育事業が相互に連携し補完することで、教育・保育の量と質の充実が図られるものと考えます。

このことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の情報共有と連携支援の充実を図ります。

⑤ 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

幼稚園や保育所等での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼稚園・保育所等と小学校の子ども同士の交流、職員間の意見交換や研修会の開催など、連携を通じた小学校への円滑な接続支援に取り組みます。

⑥ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、施設の事務負担等に配慮するよう努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、神奈川県との連携をとり、事業の円滑な実施を図ります。

5 基本指針に基づく任意記載事項

各課が取り組む事業の以外にも、「大磯町次世代育成支援地域行動計画」を包含する計画となっていることから、「子ども・子育て支援事業計画」では任意記載事項となっている以下の3項目についても重要な取り組みとして事業を推進していきます。

① 産後の休業および育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

■事業の概要

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

■具体の施策・事業

事業名	担当課	事業概要	目標値
ネット等による 情報発信	子育て支援課	○各種子育て支援サービスについての町ホームページの充実を図ります。 ○大磯町行政情報メール配信サービスを利用し、子育て関連の情報発信を行います。	継続実施
子育て情報誌(ガイドブック)の発行	子育て支援課	○「子育てガイドブック」記載内容のさらなる充実を目指し、子育て中の母親だけでなく、父親や祖父母世代が子育て支援サービスを利用しやすくなるように努めます。	継続実施
育休・産休明け保育の充実	子育て支援課	○育児・介護休業法改正に基づき、最長2歳まで取得できるようになった育児休業を安心して満了し、円滑な保育の利用を確保するよう努めます。 ○保育施設等の情報提供や保護者の相談に対応する子育てコンシェルジュを配置し、円滑な保育の利用につなげていきます。	子育てコンシェルジュ 3か所配置
利用者への支援(子育てコンシェルジュ等)	子育て支援課	○幼稚園・保育所等や地域の子育て支援事業等の利用について情報集約と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、必要な情報提供、助言をし、関係機関との連絡調整を行う子育てコンシェルジュを配置します。また、各幼稚園・保育所等に勤務している子育て関係者を対象に、母子保健制度などを学ぶ認定講座などを開催し、コーディネーターを養成し、配置していきます。	・子育てコンシェルジュ 3か所配置 ・コーディネーター 8人配置

② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県が行う施策との連携

■事業の概要

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、神奈川県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

- ◇診療、相談、療育訓練の機能強化
- ◇生活支援センター施設機能と在宅支援機能の強化
- ◇学齢期の障がいのある子どもたちが、放課後や夏休みなどをのびのびと過ごし、療育訓練や余暇支援を受けられる居場所の確保
- ◇学齢期の発達障がい児への相談支援体制
- ◇障がい児とその家族が地域で安心して生活していくために、町民の障がいに対する理解を促進するための取組

■具体の施策・事業

事業名	担当課	事業概要	目標値
ひとり親への援助	子育て支援課	<p>○ひとり親家庭等の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ります。</p> <p>○ひとり親家庭の18歳未満（中度以上の障がいがある場合は20歳未満）の児童を扶養している人に手当を支給します。</p> <p>○母子、父子家庭の母または父と児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までの児童）が病院などの受診時に支払う健康保険の自己負担額を公費で助成します。</p> <p>○4月1日現在、町に6か月以上居住している方で、その年の4月に小学校・中学校・高校に入学したひとり親家庭の児童（支給要件に該当する児童）を養育している方に助成金を支給します。</p> <p>○ひとり親家庭等の保育料軽減を実施します。</p>	継続実施
(発達)障がいのある子どもへの支援	スポーツ健康課	<p>○乳幼児健診時に子ども発達相談員による子ども発達支援相談を併設し、子どものことは、生活習慣、社会性、親子関係などの相談に対応します。健診フォロー教室を開催し、遊びを通して子どもの発達を促し、より良い親子関係が築けるように支援を行います。</p>	継続実施
	子育て支援課	<p>○発達障がい等を含む、特別な支援を必要とする幼児に対して、関係機関と連携した総合的な支援体制整備を図ります。</p> <p>○発達の遅れなどが懸念される児童に対して相談記録シート（はぐくみサポートファイル）を活用し、ネットワークの強化に努めます。</p>	子ども発達支援会議 3回以上/年
	福祉課	<p>○県立総合療育相談センター主催の巡回リハビリテーションによりセンターの医師、理学療法士等が出張し、障がい児の機能回復・相談にあたります。</p> <p>○学齢期の障がい児に対して、放課後や長期休暇中において生活能力向上のための訓練を行う「放課後等デイサービス」の支給決定をします。</p> <p>○未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練など行う「児童発達支援」の支給決定をします。</p>	継続実施

事業名	担当課	事業概要	目標値
園や学校における人材配置や相談体制の整備	子育て支援課 学校教育課	○発達障がい等を含む、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対して、関係機関等と連携した総合的な支援体制整備を図ります。 ○臨床心理士等が、町内各幼稚園・保育所等・小・中学校を巡回し、特別な支援が必要と思われる子どもの特性理解・対応方法などを助言し、発達促進を支援します。	継続実施
	学校教育課	○心理的・情緒的な問題を抱えて学校に登校できない児童・生徒及びその保護者に対する援助や指導を行うため「教育支援室」を運営します。	継続実施
専門職による相談機能の充実	子育て支援課	○子育て支援総合センターに専門の相談員を配置することにより、子育て中で生じる様々な問題などに対して適切な対応を行います。 ○発達の遅れなどが懸念される児童に対して相談記録シート（はぐくみサポートファイル）を作成し、ネットワークの強化に努めます。	相談件数 100件/年
	スポーツ健康課	○乳幼児について、随時保健師による健康相談・育児相談を行います。1歳6か月児健康診査、2歳児歯科健康診査、3歳児健康診査時に子ども発達相談員による子ども発達相談を併設し、子どものことば、生活習慣、社会性、親子関係などの相談に対応します。健診フォロー教室を開催し、遊びを通して子どもの発達を促し、より良い親子関係が築けるように支援します。	継続実施
	福祉課	○障がい児に関する総合的な相談支援を実施します。 その他、児童相談所等と連携するとともに、委託相談支援事業所と障がい児の相談支援事業を実施します。 ○県立総合療育相談センター主催によりセンターの医師、理学療法士等が出張し、障がい児の機能回復・相談にあたります。	継続実施
	学校教育課	○心理的・情緒的な問題をもって学校に登校できない児童・生徒及びその保護者に対する援助や指導を行うため「教育支援室」を運営します。 ○教育研究所に配置した臨床心理士により、教育相談を実施します。	継続実施
ネットワークの強化	子育て支援課	○「要保護児童対策地域協議会」を活用し、家庭及び地域社会において子どもが健やかに成長し、発達できるよう、育児不安を抱えた家庭の子育てを支援するとともに、児童虐待に対応ができるネットワーク体制の充実を図ります。 ○「大磯町児童虐待相談・通告対応マニュアル」に基づき、速やかな対応を行う体制を強化します。	・要対協議会（代表者会議ほか） 8回/年 ・研修会 1回/年

事業名	担当課	事業概要	目標値
早期把握や支援(乳幼児訪問・養育支援訪問)	スポーツ健康課	○妊娠届出時から出生後まで、虐待のリスクがある事例については、産科医療機関と母子保健担当が連携して支援します。初めて出産した方を助産師や保健師が訪問し、保健指導を行うとともに、心配りが必要な母子については産科、小児科、精神科等に精通する看護職の配置のある事業所に委託している養育支援訪問事業等により支援します。	継続実施
	子育て支援課	○「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生委員・児童委員や主任児童委員が第2子以降の方を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。 ○「大磯町児童虐待相談・通告対応マニュアル」に基づき、相談・通告を受け付け、速やかな対応を行う業務体制を強化します。	こんにちは赤ちゃん事業(乳児全戸訪問事業) 訪問率 100%
家事や育児への援助	子育て支援課	○ファミリー・サポート・センターの援助内容に家事援助を加えるとともに、援助会員の研修を充実させ、心配りが必要な子どもへの安全な対応ができるように努めます。	利用件数 200件/年、 会員数 200人
地域の見守りの充実	子育て支援課	○「こんにちは赤ちゃん事業」として、民生委員・児童委員や主任児童委員が第2子以降の方を訪問し、育児の不安などを聞き、必要に応じて保健師等が訪問指導します。そのフォローとして、2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」を実施します。	・こんにちは赤ちゃん事業(乳児全戸訪問事業) 訪問率 100% ・2歳児全戸訪問事業「にこにこ子育て応援団」 訪問率 100%
児童虐待発生の予防	子育て支援課	○子どものしつけ等についての講義、講座を開催します。親が「どのように子どもとコミュニケーションをとっていくか」という具体的な対応方法を身につけることにより、親が楽しく子育てに取り組むことを支援し、児童虐待の防止を図ります。 ○11月の児童虐待防止月間やオレンジリボンキャンペーンでは、チラシやオレンジリボンを配布し、広く町民に周知を図っていきます。 ○家族支援の強化と積極的な虐待防止のため母親講座「ペアレント・トレーニング」を実施します。講座を行うことで、親が子どもとのより良いかわり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援し、虐待防止を図ります。	子どものしつけ等についての講義、講座の開催

③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備

■事業の概要

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、神奈川県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

◇ワークライフバランスの推進

◇子どもを大切に作る社会的機運の醸成

◇安全・安心のまちづくり

■具体の施策・事業

事業名	担当課	事業概要	目標値
学童保育の推進	子育て支援課	○保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない小学生に対し、学校の授業終了後等に適切な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。 ○子どもの情緒面や安全性を配慮し、おおむね40人のグループに有資格者を含めて2名以上の職員を配置します。	継続実施
全ての子どもの居場所づくりの推進	子育て支援課	○国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」の適切かつ円滑な運営と、本町の実情に応じた効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に向けて、「大磯町新・放課後子ども総合プラン推進委員会」にて、検討を進めます。 ○小学校の始業前に学童保育施設などを利用し、子どもたちが安全安心に過ごすことができる「朝の居場所」を設けます。	大磯町新・放課後子ども総合プラン推進委員会 2回/年
男女共同参画の講演会、講座	町民課	○『大磯町男女共同参画推進プラン』に基づき、男女共同参画を啓発します。	・『大磯町男女共同参画推進プラン』の見直し及び新プランの策定 ・男女共同参画講演会、講座を年1回以上実施
	学校教育課 生涯学習課	○全ての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女がその個性と能力を發揮できるような教育を推進します。	継続実施
男女が共に子育てに参加する子育ての推進	スポーツ健康課 生涯学習課 子育て支援課	○父親が子育てについて積極的に参加できるような意識啓発を、教室や講座、研修会などを通じ実施します。	・マタニティスクール 5回/年(沐浴実習) ・ファミリー教室 3回/年 ・イクメン講座 3回/年
事業所への啓発	産業観光課	○町広報等への掲載や商工会と連携し、町内事業所に、従業員が育児休業を取得できるよう働きかけます。	パンフレット等 配布70事業所

6 新・放課後子ども総合プラン

新・放課後子ども総合プランとは、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子ども教室の計画的な整備を進めることを目的としています。

そのため、町では次の行動計画に基づき、整備を進めてまいります。

※「小1の壁」とは、保育所の延長保育を利用して児童を預かっていた方が、子どもが小学校に入學すると学童保育等の預かり時間が短くなってしまふことにより、働き方の見直しをせざるを得ない状況のことをいいます。

① 放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と放課後子ども教室の実施状況

現在、町では放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と、放課後子ども教室を実施しています。放課後子ども教室は、おおむね水曜日に実施しています。

■事業の実施状況

	クラブ名・実施場所	対象及び時間	概要
放課後児童クラブ （学童保育クラブ）	大磯学童保育所 「磯の子クラブ」 大磯小学校校舎内の学童保育専用施設等にて実施	小学1年生～6年生 平日 下校時～19:00 土曜 8:30～19:00 学校休業時 8:00～19:00	保護者が就労などの理由により昼間家庭にいない小学生に対し、学校の授業終了後等に適切な生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。
	サンキッズ国府学童保育 国府小学校隣接地の公設学童保育専用施設等にて実施	小学1年生～6年生 平日 下校時～19:00 土曜 8:00～16:00 学校休業時 8:00～18:30	
放課後子ども教室	大磯小学校 国府小学校	小学1年生～6年生 授業終了後～17:00 ※10月～3月は16:30まで	放課後や夏休みに学校施設を活用し、子どもたちの安全で安心な居場所を設け、異年齢や地域との交流など様々な取り組みを実施する事業です。
朝の子どもの居場所づくり	大磯小学校 国府小学校	小学1年生～6年生 平日 7:15～8:15 ※休校日を除く	小学校の始業前に、学童施設を活用し、子どもたちが安全・安心に過ごすことができる居場所を設け、児童の健全育成を図る事業です。

- ② 放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の令和6年度に達成されるべき目標事業量
地域子ども・子育て支援事業で定めた確保方策を、目標量とします。

■放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の目標事業量

実施箇所数		平成30年度	令和6年度
大磯学童保育所 「磯の子クラブ」		2箇所	2箇所
大磯学童保育所 「磯の子クラブ」	低学年	84人	67人
	高学年	34人	35人
合計		118人	102人
サンキッズ国府学童保育	低学年	68人	50人
	高学年	22人	25人
合計		90人	75人

- ③ 一体型の放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

一体型の放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子ども教室とは、全ての児童の安全・安心な居場所を確保するため、同一の小中学校内等で両方の事業を実施し、共働き家庭の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加できるものです。

また、活動プログラムの企画段階から両事業の従業者・参画者が連携して取り組むことが重要とされています。

本町では、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、「放課後児童クラブ（学童保育クラブ）」と「放課後子ども教室」を一体的に実施する、総合的な放課後対策事業の実施に向けて大磯町新・放課後子ども総合プラン推進委員会を設置しました。

この委員会により関係者が情報共有や意見交換を交わし、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子ども教室が可能な範囲で連携していくことを確認し、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の対象者のうち希望する児童が、放課後子ども教室の活動プログラムに参加できる体制を整えています。

- ④ 放課後子ども教室の事業計画

すでに大磯・国府小学校において放課後子ども教室を実施していますが、実施回数の拡充とともに、大磯町新・放課後子ども総合プラン推進委員会による検討を進め、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と一体型の実施とし、引き続き地域の皆さんとのつながりを活かした活動プログラムの充実を図ります。

⑤ 放課後児童クラブ（学童保育クラブ）及び放課後子ども教室の一体的な、または連携による実施に関する具体的な方策

一体的な実施を進めるため、大磯町新・放課後子ども総合プラン推進委員会による検討を進めるとともに、共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の指導員と放課後子ども教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容や実施日などを検討できるように、学校区ごとに定期的な打ち合わせを行います。

なお、引き続き、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）を利用する児童が安全に移動できるように、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の指導員等による誘導を行います。

⑥ 小学校の余裕教室等活用に関する具体的な方策

児童の安心・安全な活動拠点を確保するため、大磯町新・放課後子ども総合プラン推進委員会において余裕教室の積極的な活用を検討します。

⑦ 教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

大磯町においては、放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と放課後子ども教室を、同一部局が所管することで事業の連携を図っており、今後も両事業を効果的に活用・実施していきます。

⑧ 放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の開所時間の延長に係る取り組みや高齢者等の地域の人材の活用等の地域の実情に応じた効果的・効率的な取り組みの推進について

放課後児童クラブ（学童保育クラブ）の開所時間の延長については、利用者の希望等を踏まえた中で実施事業者と検討していきます。また、放課後子ども教室においては、引き続き地域の人材を活用し、スポーツの指導や音楽鑑賞、季節ごとのイベントを実施してまいります。

⑨ 特別な配慮を必要とする児童への対応

配慮が必要な児童の増加等に伴い職員に専門性が求められています。また、子どもの健やかな成長を育むために、学校の教職員や放課後児童クラブ（学童保育クラブ）と放課後子ども教室の職員間で児童に対する共通理解を図ります。

第8章 計画の進行管理

1 計画の推進体制

本計画を実効性のあるものとして推進するため、町民をはじめ、関係する機関等が適切に役割分担しながら、それぞれ取り組みを進めます。

① すべての町民の参画

「町民一人ひとりが思いやりの心を持ち、お互いを尊重し理解し合うよう努める」ことを出発点にして、広報活動の充実や子育て、ボランティアなどに関する学習の機会の拡充などにより、すべての町民の参画を促進します。

② 情報提供等の充実

様々な子育て支援サービスなどの情報を利用者がいつでも簡単に入手できるよう、インターネットなども活用しての情報伝達手段の整備を図るとともに、相談体制の充実に努めます。

③ 保健・医療・福祉の連携

子育て支援に向けて、母子保健・医療・児童福祉などの連携は一層重要になっています。このため、保健・医療・福祉分野の連携をさらに強化し、サービスの総合的・効果的な提供に努めます。また町単独ではなく広域的に取り組んだ方が良いことからについては、周辺市町や県などとの連携を図ります。

④ 地域の連携

子どもたちの育成や子育て家庭の要望に適切に対応していくため、町と社会福祉協議会や関係機関・団体などとの連携を強化し、ネットワークづくりに努めます。さらに、利用者にとって選択の幅の広い効果的な子育て支援サービスを実現するため、民間の事業者などにも働きかけを行います。

⑤ 民間企業との連携

子育て家庭を効果的に支援していくことができるよう、関係機関とも連携を図りながら、事業所内託児施設の設置や従業員の育児休業取得の奨励などを推進するよう働きかけを行います。

2 進捗状況の管理

本計画の実効性を確保するために、PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action cycle）により、施策の実施状況・進捗状況の点検・評価を実施し、その結果を次年度に向けた取り組みの見直しや計画に反映させ、継続的に改善を図っていく仕組みとします。

また『大磯町子ども・子育て会議』において、町が行う計画の進行・管理について、意見をいただきます。



資料編

資料 1 大磯町子ども・子育て会議規則

資料 2 大磯町子ども・子育て会議委員一覧

資料 3 諮問書

資料 4 答申書

資料 5 大磯町子ども・子育て会議の経過

資料 6 用語解説

資料1 大磯町子ども・子育て会議規則

平成 25 年 3 月 29 日

大磯町規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例(昭和 30 年大磯町条例第 16 号。以下「条例」という。)第 2 条の規定により設置された大磯町子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)について、条例第 3 条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 77 条第 1 項各号に規定する事項に関すること。
- (2) 前号のほか、町長が必要と認める事項

(委員)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

- (1) 教育・保育等の関係者
- (2) 幼稚園又は保育園の関係者
- (3) 保健福祉関係者
- (4) 公募町民
- (5) 前各号のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の 2 分の 1 以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員(議長を除く。)の 2 分の 1 以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第 7 条 子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

資料2 大磯町子ども・子育て会議委員一覧

役職	委員氏名（敬称略）	所属等
会長	和田 久美子	公立大学法人 福島県立医科大学教授
副会長	山田 雅井	大磯町次世代育成支援対策地域協議会元会長
委員	仲手川 千景	たかとり幼稚園・国府保育園長
委員	小磯 信一	こいそ幼稚園長
委員	野地 淳子（前任） 柳枝 洋子（後任）	認定こども園 サンキッズ国府園長
委員	秋山 実	国府小学校長
委員	三上 直子（前任） 蓮沼 恵利（後任）	国府保育園の保護者会代表
委員	藤田 左知子	サンキッズ大磯の保護者会代表
委員	宮崎 晃子	平塚保健福祉事務所 保健福祉課長
委員	池田 明美（前任） 佐野 千代子（後任）	民生委員・児童委員協議会 主任児童委員
委員	鈴木 綾子	社会福祉法人 素心会 地域支援センター そしん所長
委員	牛見 真由子	公募町民
委員	楠田 碧	公募町民
委員	竹内 京三（前任） 依田 勝也（後任）	社会福祉法人 大磯町社会福祉協議会 会長

任期：2年（平成30年8月21日～令和2年8月20日）

※柳枝委員、蓮沼委員、依田委員（令和元年8月1日～令和2年8月20日）

※佐野委員（令和元年12月1日～令和2年8月20日）

資料3 諮問書

磯子第 141 号

令和元年 8 月 22 日

大磯町子ども・子育て会議

会長 和田 久美子 殿

大磯町長 中 崎 久 雄



「第 2 期大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～」
について（諮問）

大磯町子ども・子育て会議規則第 2 条に基づき、「第 2 期大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～」の策定について、御審議の上、答申いただきたく諮問します。

記

【諮問理由】

平成 26 年度に大磯町子ども・子育て会議において、御審議いただき、「大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～」を策定いたしました。

平成 27 年度から現在に至るまで、当計画に基づき様々な事業に着手し、継続的に実施することで安定した事業が提供できたことは、子育て世代の安心につながっております。

一方で女性の社会進出に伴い、就労する母親が増加傾向であることや、幼児教育・保育の無償化の動きなどによる保育・教育ニーズへの影響など、子どもや子育てを取り巻く環境は、社会情勢に合わせて変化を続けております。

このため、次期計画においても継続的かつ計画的な政策展開を図るため、「第 2 期大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～」について、大磯町子ども・子育て会議においても、児童福祉や教育をはじめとした広範な分野での立場からの御意見をいただきたく、諮問いたします。

以上

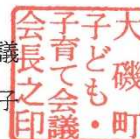
資料4 答申書

令和2年3月4日

答申書

大磯町長 中崎 久雄 様

大磯町子ども・子育て会議
会長 和田 久美子



「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～」について（答申）

令和元年8月22日付け磯子第141号をもって諮問を受けた「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～」について、次のとおり答申いたします。

記

「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～」について、当会議にて審議した結果、「第1期大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～」において実施している事業を評価し、大磯町子ども・子育て支援に関するニーズ調査などの意見を踏まえた、令和2年度から令和6年度までの5年間における子育て支援計画内容として適切であると判断します。

なお、今後の計画推進にあたりましては、次の事項について配慮されることを要望します。

- 1 すべての子どもと子育て家庭が、それぞれの状況に応じた支援を等しく受けられ、子育ての安心感を得られるよう、子育て支援の量と質の確保に努めること。
また、幼児期の教育・保育の量の見込みに対する確保方策として、待機児童の解消に向けた保育定員の拡充策を進めるとともに、公立幼稚園・保育園のあり方についても検討を進めること。
- 2 生まれ育った環境に影響を受けることなく、社会全体で見守り、支えることができる子育て環境の充実に努めること。
また、小児医療費助成制度の拡充については、子育て家庭の経済的な負担軽減を図ること。

以上

資料5 大磯町子ども・子育て会議の経過

開催日	会議名称及び審議項目
平成30年8月21日	平成30年度 第1回大磯町子ども・子育て会議
	(1)第2期大磯町子どもかがやきプラン(子ども・子育て支援事業計画)の策定について (2)大磯町子ども笑顔かがやきプラン進捗状況の点検・評価(平成29年度)について
平成30年10月5日	平成30年度 第2回大磯町子ども・子育て会議
	(1)子ども・子育て支援に関するニーズ調査票(案)について (2)(仮称)東部子育て支援センターの運営方法について
平成31年3月14日	平成30年度 第3回大磯町子ども・子育て会議
	(1)子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について (2)(仮称)東部子育て支援センターの施設等概要について
令和元年8月22日	令和元年度 第1回大磯町子ども・子育て会議
	(1)大磯町子ども笑顔かがやきプランの進捗状況の点検・評価(平成30年度)、進行管理書《平成30年度》(案)、新規事業等の進捗状況について (2)第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン(子ども・子育て支援事業計画)の策定について
令和元年11月15日	令和元年度 第2回大磯町子ども・子育て会議
	(1)第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン素案(案)について
令和2年2月12日	令和元年度 第3回大磯町子ども・子育て会議
	(1)第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン(案)について (2)「第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン」答申(案)について

資料 6 用語解説

<あ行>

育児休業制度

労働者は、事業主に申し出ることによって、原則として、子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで養育するために、育児休業をすることができる。また、保育所等に入所できない等、1歳を超えても休業が特に必要と認められる場合は、事業主に申し出ることによって、子が1歳6か月に達する日まで育児休業をすることができる。さらに、平成29年10月の法律改正において、保育所等に入所できない等、1歳6か月を超えても休業が特に必要と認められる場合は、同様に事業主に申し出ることによって、子が2歳に達する日まで育児休業をすることができるようになった。

一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かり、一時的な保育サービスを実施する事業。

在園児を対象に通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、教育活動を行う「幼稚園型（預かり保育）」と、非在園児も利用可能な「一般型（一時保育）」がある。

延長保育事業

保育所等において、通常の保育時間を超えて児童を預かる事業。

<か行>

家庭的保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

居宅訪問型保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。

合計特殊出生率

出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したもの。

子育て世代包括支援センター

母子保健法上は、「母子健康包括支援センター」という。妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種相談に応じるなど、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことによって、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。

子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気や仕事、出産、育児疲れなどで一時的に養育することができなくなった児童を、児童養護施設等で預かる事業。

子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」(以下、法という)
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」(認定こども園法の一部改正)
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」(関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正)

子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援。

<さ行>

施設型給付

新制度における保育所・幼稚園・認定こども園に対する財政措置。国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額を給付費として、県が認可し市町村が確認した施設に支払う。

市町村子ども・子育て支援事業計画

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、全市町村が作成することになる。

市町村等が設置する「子ども・子育て会議」

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、町長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関。(地方自治法第 138 条の 4 第 3 項で定める町長の付属機関)

小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上 19 人以下で保育を行う事業。

新・放課後子ども総合プラン

全ての児童(小学校に就学している児童をいう。以下「児童」という。)の安全・安心な居場所を確保するため、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備を進める。2021 年度末までに約 25 万人分を整備し、待機児童の解消を図る。その後、女性の就業率の更なる上昇に対応できるよう整備を行い、2023 年度までに約 30 万人分の整備を図る。全ての小学校区で放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1 万か所以上で実施することを目指す。

スクールソーシャルワーカー

いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。

<た行>

地域型保育給付

小規模な保育施設に対する財政措置。小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育の4つの保育事業について市町村が認可・確認した事業に対して支払う。給付費は国が定める公定価格から市町村が定める利用者負担額を差し引いた額。

地域子育て支援拠点事業

乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業。

地域子ども子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。

トワイライトステイ

保護者が仕事等の理由により、平日の夜間や休日に不在となり、一時的に養育が困難になった場合児童養護施設等で保護し生活指導や食事の提供をする事業。

<は行>

パーミル (‰)

1,000分のいくつであるかを表す語。1,000分の1を1パーミルという。千分率はパーミル (‰)、百分率はパーセント (%)。

病児・病後児保育事業

児童が病中又は病気の回復期にあつて集団保育が困難な期間、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行うという保育サービス。

ファミリー・サポート・センター事業

仕事と育児の両立等の為、育児支援・家事支援を必要とする町民が、育児支援・家事支援を提供できる町民から子育て支援を受ける事業。

保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの。

<や行>

幼児教育・保育の無償化

少子化対策の一環として子育て世代の経済的負担軽減措置を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園等を利用する3歳から5歳までの児童の全世帯、及び0歳から2歳までの「保育の必要性のある児童」のうち住民税非課税世帯に対し、毎月の上限額の範囲内で利用料等を無償化する制度。(2019年10月より開始)

幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人(株式会社等の参入は不可)に限られる。

※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

第2期大磯町子ども笑顔かがやきプラン ～子育てで選ばれる町！おいそ～

令和2年3月発行

発行 大磯町

編集 大磯町 町民福祉部 子育て支援課

制作 株式会社サーベイリサーチセンター

〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183

TEL 0463-61-4100

FAX 0463-61-1991

ホームページ <http://www.town.oiso.kanagawa.jp/>

